

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年11月9日

【発行者名】 J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド
(J.P. Morgan Mansart Management Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 シャザード・サディーク
(Shahzad Sadique, Director)

【本店の所在の場所】 英国、ロンドン E14 5JP、カナリー・ワーフ、バンク・ストリート25
(25 Bank Street, Canary Wharf, London E14 5JP, United Kingdom)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
同 廣本 文晴

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
同 廣本 文晴
同 中条 咲耶子
同 大田 友羽佳

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
パッシム・トラスト - シリーズ2018 S&P 500ファンド
(PassIM Trust - Series 2018 S&P 500 Fund)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】

() 発行価額の総額

Aクラス受益証券：

当初申込期間

100億米ドルを上限とする。

継続申込期間

100億米ドルを上限とする。

Bクラス受益証券：

当初申込期間

1兆円を上限とする。

継続申込期間

1兆円を上限とする。

() 売出価額の総額

Aクラス受益証券：

当初申込期間

100億米ドルを上限とする。

継続申込期間

100億米ドルを上限とする。

Bクラス受益証券：

当初申込期間

1兆円を上限とする。

継続申込期間

1兆円を上限とする。

(注) 本書の中で金額および比率を表示する場合には、四捨五入して記載している。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

第一部【証券情報】

1 募集外国投資信託受益証券

(1) 【ファンドの名称】

パッシム・トラスト - シリーズ2018 S&P 500ファンド
(PassIM Trust - Series 2018 S&P 500 Fund)

(注)パッシム・トラスト - シリーズ2018 S&P 500ファンド(PassIM Trust - Series 2018 S&P 500 Fund)(以下「本サブ・ファンド」という。)は、アンブレラ・ファンドであるパッシム・トラスト(以下「本トラスト」という。)のサブ・ファンドである。なお、アンブレラ・ファンドとは、1つの投資信託の下で1または複数の投資信託(サブ・ファンド)を設定できる仕組みのものを指す。

(2) 【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面外国投資信託受益証券で、Aクラス受益証券およびBクラス受益証券の2種類である(以下、Aクラス受益証券およびBクラス受益証券を個別にまたは総称して「受益証券」ということがある。)。J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド(J.P.Morgan Mansart Management Limited)(以下「管理会社」という。)の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。また、各受益証券は、追加型である。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

Aクラス受益証券

() 当初申込期間

100億米ドルを上限とする。

() 継続申込期間

100億米ドルを上限とする。

Bクラス受益証券

() 当初申込期間

1兆円を上限とする。

() 継続申込期間

1兆円を上限とする。

(注1) 本サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されているが、受益証券は、Aクラス受益証券は米ドル建て、Bクラス受益証券は円建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限りAクラス受益証券については米ドル貨、Bクラス受益証券については円貨をもって行う。Bクラス受益証券はヘッジクラスにあたる。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載している。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入して記載している。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(4) 【発行(売出)価格】

Aクラス受益証券

() 当初申込期間

1,000米ドル

() 継続申込期間

各取引日^(注)における1口当たり純資産価格。

Bクラス受益証券

() 当初申込期間

10,000円

() 継続申込期間

各取引日^(注)における1口当たり純資産価格。

ただし、当初申込期間において申込がなかった場合、継続申込期間における最初の申込みに係る発行価格は、10,000円とする。

(注)「取引日」とは、申込に関しては、その後続く2
ニューヨーク営業日が東京営業日でもある各営業
日および/または管理会社が随時決定するその他
の日をいい、買戻しに関しては、翌ニューヨーク
営業日が東京営業日でもある各営業日および/ま
たは管理会社が随時決定するその他の日をいうも
のとする。

「営業日」とは、ニューヨーク、ロンドンおよび
東京において商業銀行が営業している日で、かつ
ニューヨーク証券取引所が取引のために営業して
いる日をいうものとする。

「ニューヨーク営業日」とは、ニューヨークにお
いて商業銀行が営業している日をいうものとす
る。

「東京営業日」とは、東京において商業銀行が営
業している日をいうものとする。

(5)【申込手数料】

該当なし。

(6)【申込単位】

Aクラス受益証券

1口以上1口単位

ただし、最低当初投資額が10万米ドルを、最低追加投資額
が1万米ドルを下回らないこととする。

Bクラス受益証券

1口以上1口単位

ただし、最低当初投資額が1,000万円を、最低追加投資額
が100万円を下回らないこととする。

具体的な申込単位または申込金額については、販売会社に
照会されたい。

(7)【申込期間】

Aクラス受益証券

()当初申込期間

2018年11月26日(月曜日)

(注)申込み時間は日本時間午前8時から午後6時
までとする。

()継続申込期間

2018年11月27日(火曜日)から2019年12月31日(月曜日)
まで。

ただし、申込みは取引日に限り行われる。

Bクラス受益証券

()当初申込期間

2018年11月26日(月曜日)

(注)申込み時間は日本時間午前8時から午後6時
までとする。

()継続申込期間

2018年11月27日(火曜日)から2019年12月31日(月曜日)
まで。

ただし、申込みは取引日に限り行われる。

- (8) 【申込取扱場所】 JPモルガン証券株式会社
東京都千代田区丸の内二丁目7番3号東京ビルディング
電話番号：03-6736-1111
- (9) 【払込期日】
- Aクラス受益証券
- () 当初申込期間
2018年11月27日(火曜日)
投資家による払込みの方法については下記「(12)その他 (八)申込みの方法」を参照のこと。
- () 継続申込期間
申込日から2ニューヨーク営業日後までの日または
管理会社が随時決定する他の日。
投資家による払込みの方法については下記「(12)その他 (八)申込みの方法」を参照のこと。
- Bクラス受益証券
- () 当初申込期間
2018年11月27日(火曜日)
投資家による払込みの方法については下記「(12)その他 (八)申込みの方法」を参照のこと。
- () 継続申込期間
申込日から2ニューヨーク営業日後までの日または
管理会社が随時決定する他の日。
投資家による払込みの方法については下記「(12)その他 (八)申込みの方法」を参照のこと。
- (10) 【払込取扱場所】 上記「(8)申込取扱場所」に同じ。
- (11) 【振替機関に関する事項】 該当事項なし。
- (12) 【その他】
- (イ) 申込証拠金はない。
- (ロ) 販売等の概要
- 管理会社は、販売会社との間で受益証券販売・買戻契約を締結している。
- 販売会社は、投資者より受けた受益証券の販売・買戻請求を管理事務代行会社であるステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド(State Street Cayman Trust Company Ltd.) (以下「管理事務代行会社」という。) または管理会社が本サブ・ファンドの登録事務代行者および名義書換代行者として随時選任するその他の者へ取次ぎを行う。
- 管理会社は、JPモルガン証券株式会社を本サブ・ファンドに関して日本における代行協会員に指定している。
- (注) 代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また目論見書、運用報告書その他の書類を販売会社等に送付する等の業務を行う協会員をいう。
- (ハ) 申込みの方法
- 受益証券の申込みを行う日本における投資者は、販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」という。)を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を販売会社に提出する。なお、販売会社の社内規則上、口座約款に基づき外国証券取引口座を設定できる者の資格には一定の制限が課されていることに留意されたい。

申込金額は、販売会社により各払込期日に、管理事務代行会社に支払われる。投資者は、各払込期日において、Aクラス受益証券については米ドルで、Bクラス受益証券については日本円で、それぞれ販売会社に支払うものとする。

(二) 日本以外の地域における発行

管理会社から売出人に対し、受益証券の発行が予定されている。当該発行の発行価額総額は、Aクラス受益証券について上限100億米ドル、Bクラス受益証券について上限1兆円である。

2 売出外国投資信託受益証券

- (1) ファンドの名称 前記「1 募集外国投資信託受益証券 (1)ファンドの名称」に同じ。
- (2) 外国投資信託受益証券の形態等 前記「1 募集外国投資信託受益証券 (2)外国投資信託受益証券の形態等」に同じ。
- (3) 売出価額の総額 Aクラス受益証券：100億米ドルを上限とする。
Bクラス受益証券：1兆円を上限とする。
- (4) 売出価格 Aクラス受益証券の売出価格は、申込日の前営業日(米国東部標準時間による。以下同じ。)の1口当たり純資産価格(米ドル)に、(1)申込日前営業日のベンチマーク引け値^(注1)に、当該引け値から投資者の申込時点^(注2)におけるベンチマークまでの変動幅から求められる1口当たり純資産価格(米ドル)の変動率(以下「1口当たり純資産価格変動率」という。)に基づき加算または減算を行い、(2)追加発行^(注3)時点までに以下の から に記載する要因に関して売出人が負う各種リスクのヘッジに必要な金額(米ドル)(投資者が取得の申込みをする受益証券の数量ならびに当該申込時点における本サブ・ファンドの裏付けとなる信託財産が取引される市場の流動性および変動幅を勘案する。)を加算^(注4)することにより算出した価額とする。
- (売出人が負担する各種リスクの要因)
- 申込時点から追加発行価格(以下に定義する。)決定時点までの市場における信託財産の時価評価額の変動
- 申込時点での信託財産と、追加発行により取得された資産の構成の差異
- 追加発行により取得された資産の取得価格と追加発行価格決定時点での当該追加資産評価額の差異

（参考例）

申込日前営業日の1口当たり純資産価格が1,000米ドル、ベンチマーク引け値が2,700ポイントであり、投資者の申込時点におけるベンチマークが前営業日のベンチマーク引け値から10%上昇し2,970ポイントとなったとする。

- (a) 申込日前営業日のベンチマーク引け値から投資者の申込時点におけるベンチマークまでの変動幅は10%の上昇であり、これから求められる1口当たり純資産価格の変動幅も10%の上昇として、申込日前営業日の1口当たり純資産価格1,000米ドルに100米ドルを加算し、1,100米ドルとする。
- (b) この金額に、上記売出人が負う各種リスクのヘッジに必要な金額として、同日の一般的なセカンダリーマーケットでの取引におけるリスクバッファ0.10%を参照して10米ドルを加算する。これにより、売出価格は1,110米ドルとなる。

なお、上記は一定の仮定に基づく参考例であり、実際の算定や価格とは異なることがあり得る。特に、一般的なセカンダリーマーケットでの取引におけるリスクバッファは申込日前後の市場の状況等により大幅に変動する可能性がある。

Bクラス受益証券については、申込日の前営業日の1口当たり純資産価格（円貨）に、上記(1)において定義される1口あたり純資産価格変動率に基づき加算または減算を行い、上記(2)によって求められる各種リスクのヘッジに必要な金額（円貨）を加算することにより算出する。

（参考例）

申込日前営業日の1口当たり純資産価格が16,000円、ベンチマーク引け値が16,500円であり、投資者の申込時点におけるベンチマークが前営業日のベンチマーク引け値から10%上昇し18,150円となったとする。

- (a) 申込日前営業日のベンチマーク引け値から投資者の申込時点におけるベンチマークまでの変動幅は10%の上昇であり、これから求められる1口当たり純資産価格の変動幅も10%の上昇として、申込日前営業日の1口当たり純資産価格16,000円に1,600円を加算し、17,600円とする。
- (b) この金額に、上記売出人が負う各種リスクのヘッジに必要な金額として、同日の一般的な

セカンダリーマーケットでの取引におけるリスクバッファ0.10%を参照して17.6円を加算する。これにより、売出価格は17,617.6円となる。

なお、上記は一定の仮定に基づく参考例であり、実際の算定や価格とは異なることがあり得る。特に、一般的なセカンダリーマーケットでの取引におけるリスクバッファは申込日前後の市場の状況等により大幅に変動する可能性がある。

詳細は、売出人に照会のこと。売出人の連絡先は、後記「(8) 申込取扱場所」記載の照会先である。

売出人は、投資者から受益証券の取得の申込みがあった場合には、管理会社から当該受益証券を取得する。何らかの事情で売出人が管理会社から受益証券を取得できない場合には、投資者と売出人との間の売出しの約定は解消されるものとする。

(注1) 「ベンチマーク」とは、スタンダード・アンド・プアーズ500インデックス(SPXインデックス)をいい、「ベンチマーク引け値」とは、ベンチマークの終値をいう。なお、投資者の申込時点においてベンチマークが算出されていない場合は、「投資者の申込時点におけるベンチマーク」とは、当該時点での、ベンチマークを参照する先物価格から算出されるベンチマーク相当価格をいう。ここで、先物価格とは、シカゴ・マーカント取引所に上場のE-mini S&P 500 Futuresの価格をさす。

(注2) 「申込時点」とは、申込みが行われた日において、投資者と売出人が申込みの受諾に合意した時点をいう。

(注3) 売出人は、投資者の申込みに応じて受益証券の売出しの約定を締結した後、自ら受益証券の追加発行を管理会社に申し込み、同数の受益証券を取得する。

- (注4) 追加発行において、売出人が管理会社から受益証券を取得する際の価格（以下「追加発行価格」という。）は、申込日における1口当たり純資産価格となる。そのため、売出人は、投資者と約定した売出価格と同額で受益証券を取得できるとは限らず、売出価格と追加発行価格の差により損失を被るリスクを負う。売出人は、かかるリスクに関し先物取引等によりヘッジを行うが、かかるヘッジによる損益は売出価格と追加発行価格の差とは必ずしも一致しないおそれがあるため、売出人はリスクバッファを加算するものである（なお、投資者が売出人を介さずにベンチマークに連動する商品を場中価格で購入する場合には、投資者が上記と同様のリスクを直接負担することとなる。）。
- (5) 申込手数料 該当なし。
- (6) 申込単位 Aクラス受益証券
1口以上1口単位
ただし、最低当初投資額が10万米ドルを、最低追加投資額が1万米ドルを下回らないこととする。
Bクラス受益証券
1口以上1口単位
ただし、最低当初投資額が1,000万円を、最低追加投資額が100万円を下回らないこととする。具体的な申込単位または申込金額については、販売会社に照会されたい。
- (7) 申込期間 2018年11月27日（火曜日）から2019年12月31日（月曜日）まで
ただし、申込みは取引日に限り行われる。
- (8) 申込取扱場所 前記「1 募集外国投資信託受益証券（8）申込取扱場所」に同じ。
- (9) 払込期日 原則として日本時間午後4時00分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものは申込日の2ニューヨーク営業日後まで、それ以降に完了したものは3営業日後までとする。
ただし、申込日が営業日でない場合は、申込日直後の営業日の2ニューヨーク営業日後までとする。
投資者による払込みの方法については下記「(12)その他(八)申込みの方法」を参照のこと。
- (10) 払込取扱場所 上記「(8)申込取扱場所」に同じ。
- (11) 振替機関に関する事項 該当事項なし。
- (12) その他
(イ) 申込証拠金はない。
(ロ) 売出等の概要
管理会社は、JPモルガン証券株式会社を本サブ・ファンドに関して日本における代行協会員に指定している。

(八) 申込みの方法

前記「1 募集外国投資信託受益証券 (12)その他 (八) 申込みの方法」を参照のこと。

(二) 日本以外の地域における発行

管理会社から売出人に対し、受益証券の発行が予定されている。当該発行の発行価額総額は、Aクラス受益証券について上限100億米ドル、Bクラス受益証券について上限1兆円である。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的および基本的性格】

ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

パッシム・トラスト - シリーズ2018 S&P 500ファンド (PassIM Trust - Series 2018 S&P 500 Fund) (以下「本サブ・ファンド」という。)は、パッシム・トラスト (PassIM Trust) (以下「本トラスト」という。)のサブ・ファンドである。本サブ・ファンドはケイマン諸島の法律に基づき、2018年10月12日付で、同日付補遺信託宣言 (修正および改訂済み) (以下「補遺信託宣言」という。)に従って設立された。本書の日付現在、本トラストは本サブ・ファンドを含む17のサブ・ファンドを有する。信託金の限度額は、定められていない。

本サブ・ファンドは、Aクラス受益証券およびBクラス受益証券の募集および売出しを行っている。Aクラス受益証券は、米ドル建てで表示され、Bクラス受益証券は、日本円 (以下「円」ともいう。)建てで表示される。

本サブ・ファンドの投資目的は、報酬および費用の差引前において、スタンダード・アンド・プアーズ500インデックス (以下「S&P 500」という。)のパフォーマンスに密接に連動したリターンを提供することを目指すことである。詳しくは、後記「2 投資方針 (1) 投資方針」をご参照されたい。

ファンドの形態

(a) トラスト

本トラストは、ケイマン諸島の法律に基づき、2014年12月2日に、同日付信託宣言 (以下「原信託宣言」という。)の条項に従い、オープン・エンド型のアンブレラ・ファンドとして組成された。このため、本トラストの資産は、異なる複数のサブ・ファンドに分割される。原信託宣言は、2016年4月26日付修正および改訂済み信託宣言に従い、全面的に修正および改訂された (以下「信託証書」という。)

本トラストは、本トラストの設定日から最長150年の期間で設定されている。

(b) サブ・ファンド

各サブ・ファンドは分離された別個のトラストとして組成され、英文目論見書または場合により関連する英文目論見書補遺に定める特定の投資目的、方針、表示通貨またはその他の個別の特徴によって区別される。サブ・ファンドごとに個別の資産プールが維持され、各サブ・ファンドのそれぞれの投資目的および方針に従って投資される。

各サブ・ファンドは明確に分別された投資ポートフォリオを有する。サブ・ファンドごとに別個の帳簿および記録が維持される。

管理会社と協議して行為する受託会社は、信託証書の補遺証書によって、信託証書の条件に基づき、信託証書の権能および規定に従い、随時、追加のサブ・ファンドを設定することができる。追加のサブ・ファンドの設定は受益者の承認を必要としない。

サブ・ファンド内の異なるクラスのローンチおよび上場 (該当する場合) は、異なる時期に行うことができ、そのため、あるクラスのローンチ時に当該クラスに関連する資産プールについて取引が開始されている可能性がある。該当する場合、本件に関する追加の情報は、本サブ・ファンドの半期報告書および年次報告書において提供される。

信託証書の条件に基づき、受益者の同意を得ることなく、管理会社が適切とみなすサブ・ファンドを随時設定することができる。サブ・ファンドまたは今後設定されるサブ・ファンドの詳細は、関連する英文目論見書補遺に記載される。

管理会社は、その絶対的な裁量により、異なるサブ・ファンドおよびクラスに付随する権利を区別することができる。これには、議決権、各サブ・ファンドに関して支払われる分配金ならびに手数料および費用に関するものが含まれるが、これらに限定されない。

受託会社は、本トラストの受託者として行為し、受益者に代わりその利益のために本トラストおよび各サブ・ファンドの資産を保有する。管理会社は、本トラストおよびそのサブ・ファンドの投資運用者として行為し、信託証書の規定に従い、受託会社により解任されることがある。

本トラストおよびその各サブ・ファンドは、トラストとして構成され、別個の法人格を有さず、契約を締結し、または作為もしくは不作為を行うことはできない。したがって、英文目論見書、その付属書類または英文目論見書補遺における「本トラスト」もしくは「サブ・ファンド」による契約の締結、または作為もしくは不作為に対する言及はすべて、場合により、受託会社および/または管理会社および/または投資運用会社が、信託証書の条件に従い、本トラストまたは関連するサブ・ファンドの受託者および/または管理者および/または投資運用者としての立場において、当該行為を行うことを意味する。

本サブ・ファンドは、2018年10月12日付補遺信託宣言（修正および改訂済み）により設定された。本サブ・ファンドは、後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要（5）その他 ファンドの解散」の項に従い終了するまで存続する。

(c) クラス

各サブ・ファンドに関して、複数のクラスを発行することができ、管理会社は、その絶対的な裁量により、特定のサブ・ファンド内の異なるクラスに付随する権利を区別することができる。これには、議決権、買戻権、分配方針、クラスの表示通貨、各クラスに関して支払われる管理報酬の水準、申込手数料および/または買戻手数料を含むが、これらに限定されない。さらに、サブ・ファンドは、信託証書の規定に従い、特定のクラスのために、金融デリバティブ商品を利用することができる。上記を条件として、クラスごとに個別の資産プールは維持されない。

(i) サブ・ファンド内に異なる通貨建てのクラスが設定され、関連する通貨エクスポージャーのヘッジを目的として通貨ヘッジ取引が締結される場合、(ii) サブ・ファンド内の特定のクラスに関して金利ヘッジ取引が締結される場合、または(iii) サブ・ファンド内の特定のクラスのために金融デリバティブ商品が利用される場合、当該取引は、いずれの場合も、特定のクラスに明確に帰属するものとし、関連するヘッジ取引および/または金融デリバティブ商品の費用および結果として生じる損益は、関連するクラスに対してのみ発生する。

また管理会社は、報酬の計算の目的上、各クラス内で受益証券をシリーズに分類することができる。発行済みのシリーズの受益証券は、管理会社の裁量により、（該当するすべての報酬および費用の支払または発生後に）他のシリーズのその時点の1口当たり純資産価格で当該他のシリーズの受益証券に再指定し、転換することができる。

(d) ヘッジ

管理会社が、サブ・ファンド内に基準通貨以外の通貨建てのクラス（以下それぞれ「ヘッジ・クラス」という。）を発行することを決定する場合、投資運用会社は、基準通貨建てのクラスで得られるであろうものと類似したリターンをヘッジ・クラスにもたらすために、ヘッジ・クラスの通貨と基準通貨の間の為替レートの変動から保護するための手法および商品を採用することがある。ヘッジ・クラスの投資家は、ヘッジ・クラスの通貨が基準通貨に対して下落した場合、当該戦略により利益が大きく制限される可能性があることに留意する必要がある。かかる状況においては、ヘッジ・クラスの投資家は、関連する金融商品に係る利益または損失、および費用が反映される1口当たり純資産価格の変動にさらされることがある。

基準通貨とヘッジ・クラスの通貨の間の為替レートの変動により、当該通貨で表示されるヘッジ・クラスの受益証券の価額が変動する場合がある。投資運用会社は、店頭および取引所で取引される通貨オプションならびに為替先渡契約（リスク管理プロセス説明書に記載されている場合）を含む手法および商品を利用して当該リスクの軽減に努める。為替先渡契約は、将来のある日にある通貨を別の通貨に交換する（例えば、一定額の英ポンドを一定額のユーロに交換する）契約である。日付（合意された将来の固定日数の場合がある。）、交換

される通貨額および交換が行われる価格は、契約締結時に交渉され、契約期間にわたり固定される。

為替ヘッジは、ヘッジ・クラスの利益のためにのみ用いられるため、その費用ならびに関連する負債および/または利益は、ヘッジ・クラスの保有者にのみ発生する。したがって、当該費用ならびに関連する負債および/または利益はヘッジ・クラスの1口当たり純資産価格に反映される。ヘッジ取引は、特定のヘッジ・クラスに明確に帰属するものであり、異なる通貨建てのヘッジ・クラスの通貨エクスポージャーを合算または相殺することはできない。サブ・ファンドの資産の通貨エクスポージャーを別々のヘッジ・クラスに配分することはできない。投資運用会社は、ヘッジ対象をヘッジ・クラスの通貨エクスポージャーの範囲に限定するため、一般にヘッジによりヘッジ・クラスにレバレッジが生じることはない。投資運用会社は、少なくとも月次ベースでヘッジを監視し、月末時点で関連するヘッジ・クラスに帰属する純資産価額の100%からヘッジ水準が著しく乖離しないように、ヘッジ水準の引上げまたは場合により引下げを行う。

投資家は、上述のクラスのヘッジに加え、各サブ・ファンドが基準通貨以外の通貨建て有価証券への投資が認められており、決済要件を満たすために通貨を購入する場合があることにも留意する必要がある。また、各サブ・ファンドは、当該サブ・ファンドのポートフォリオに基準通貨以外の通貨建てで組み入れられている裏付資産に関する為替リスクをヘッジする目的で、ヘッジ取引を行うことがある。サブ・ファンドが保有する譲渡可能な有価証券の通貨エクスポージャーの特性を変える通貨取引は、当該サブ・ファンドのリスク低減および/または費用削減のみを目的として行われる。

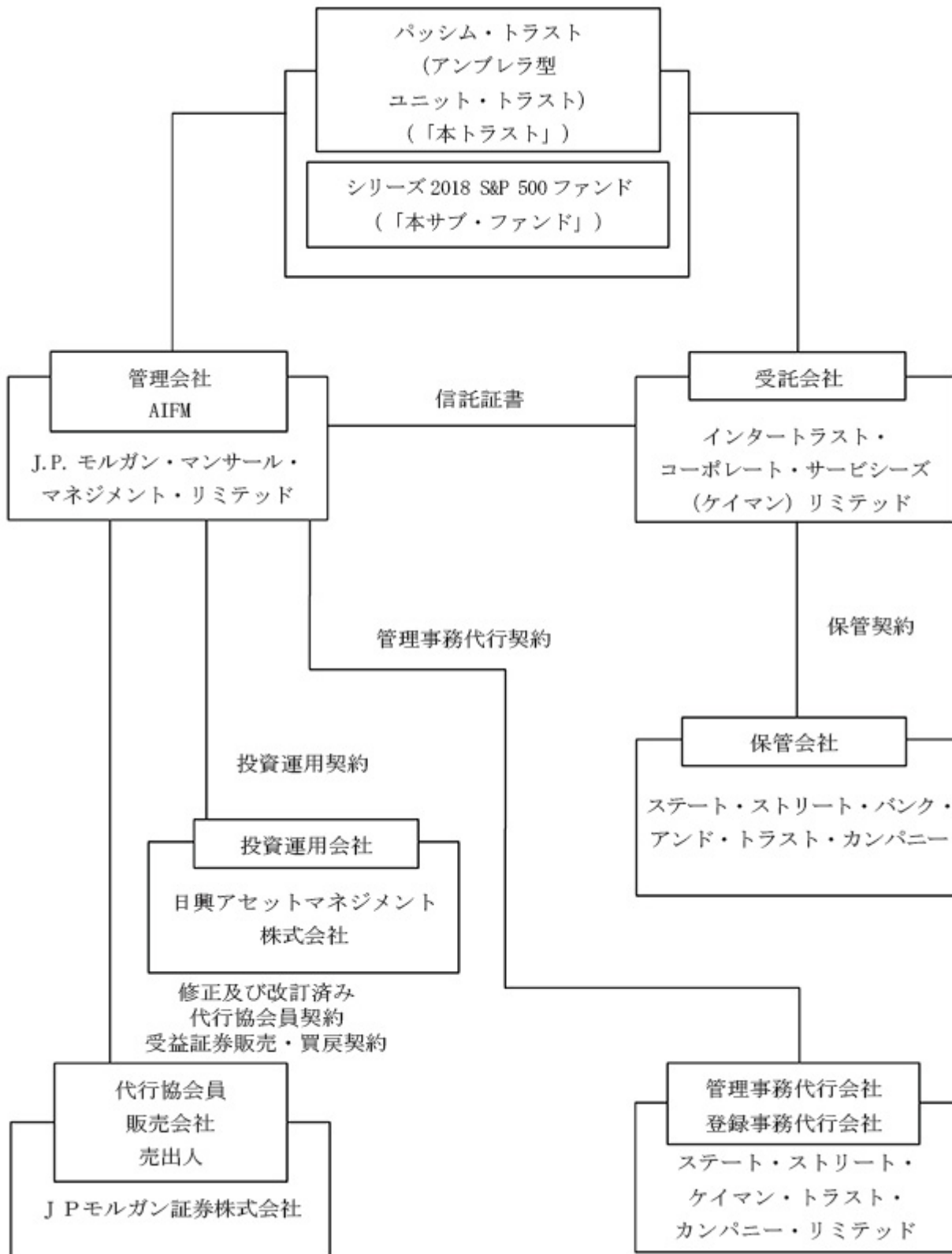
投資運用会社は、上述の為替リスクのヘッジに努めるものの、その成否は保証できない。

（２）【ファンドの沿革】

2007年11月7日	管理会社設立
2014年12月2日	原信託宣言締結
2016年4月26日	原信託宣言を修正する修正および改訂済み信託宣言締結
2018年10月12日	本サブ・ファンド設立に係る補遺信託宣言（修正および改訂済み）締結
2018年11月26日	日本におけるAクラス受益証券およびBクラス受益証券の募集開始
2018年11月27日	運用開始（設定日）

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド (J.P. Morgan Mansart Management Limited)	管理会社 AIFM	2014年12月2日付で原信託宣言および2018年10月12日付で補遺信託宣言(修正および改訂済み)を受託会社と締結。 信託証書および補遺信託宣言は、本サブ・ファンド資産の運用および管理、受益証券の発行および買戻しならびに本サブ・ファンドの終了等について規定している。
インタートラスト・コーポレート・サービスズ(ケイマン)リミテッド (Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited)	受託会社	2014年12月2日付で原信託宣言および2018年10月12日付で補遺信託宣言(修正および改訂済み)を管理会社と締結。 信託証書および補遺信託宣言は、本サブ・ファンド資産の運用および管理、受益証券の発行および買戻しならびに本サブ・ファンドの終了等について規定している。
ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー (State Street Bank and Trust Company)	保管会社	2018年10月30日付で保管契約(注1)を受託会社と締結。 保管契約は、保管会社が保有している本サブ・ファンドの資産保管業務について規定している。
ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド (State Street Cayman Trust Company Ltd.)	管理事務代行会社 登録事務代行会社	2018年10月26日付で管理事務代行契約(注2)を管理会社と締結。 管理事務代行契約は、本サブ・ファンドの管理事務代行業務ならびに登録事務および名義書換業務について規定している。
日興アセットマネジメント株式会社 (Nikko Asset Management Company Co., Ltd.)	投資運用会社	2016年9月15日付で投資運用契約(注3)を管理会社と締結。 同契約は、投資運用業務について規定している。
JPモルガン証券株式会社	代行協会員 販売会社 売出人	2016年8月23日付で代行協会員契約、2018年10月23日付で代行協会員契約の変更契約(以下「代行協会員契約」という。) (注4)および2018年10月24日付受益証券販売・買戻契約(注5)を管理会社と締結。 代行協会員契約は、代行協会員業務について規定している。 受益証券販売・買戻契約は、受益証券の募集、買戻しの取扱い業務および売出しについて規定している。

(注1) 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、本サブ・ファンドに対し、本サブ・ファンドの資産の保管業務を提供することを約する契約である。

(注2) 管理事務代行契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社が計算および評価ならびにその他の管理事務代行業務を本サブ・ファンドに提供することならびに登録・名義書換事務代行業務を提供することを約する契約である。

- (注3) 投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、本サブ・ファンドに関する投資運用業務を提供することを約する契約である。
- (注4) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、受益証券に関する目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および/または日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。
- (注5) 受益証券販売・買戻契約とは管理会社によって任命された販売会社・売出人が、受益証券の日本における募集および売出しの目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび日本の受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

管理会社の概況

() 設立準拠法

管理会社は、イングランドおよびウェールズ法に基づき、2007年11月7日に有限責任会社として設立された。

() 事業の目的

事業の目的は、集団投資スキームおよび特別目的ヴィークルの管理を行うことであり、とりわけ、世界(米国を除く。)の法人顧客および仲介業者に対して、個々に合わせてカスタマイズされた革新的な資産運用商品を提供することに重点を置いている。

() 資本金の額(2018年9月末日現在)

払込済資本金の額 2,500万米ドルおよび1英ポンド(約28億3,900万円)

発行済株式総数 25,000,001株(1株1米ドルの普通株式25,000,000株および1株1英ポンドの普通株式1株)

授權株式数 管理会社は授權株式資本を有さず、そのため管理会社によって発行され得る株式数または株式資本に上限はない。

(注) 米ドルおよび英ポンドの円貨換算は、便宜上、2018年9月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=113.57円および1英ポンド=148.53円)による。以下、特に記載がない限り、米ドルおよび英ポンドの円金額表示はすべてこれによる。

() 会社の沿革

2007年11月7日 管理会社設立(登録社番6420957、社名「WG&Mシェルフ158カンパニー」として設立)

2009年1月30日 管理会社社名変更(「J.P.モルガン・マーケッツ・カンパニー」に社名変更)

2009年3月27日 管理会社社名変更(「J.P.モルガン・マネジメント・リミテッド」に社名変更)

2012年5月23日 管理会社社名変更(現社名に変更)

() 大株主の状況

(2018年9月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
ザ・ベアー・スターン ズ・カンパニーズ・エ ル・エル・シー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州10179 ニューヨーク マディソ ン・アベニュー383	1株1米ドルの普通株式 25,000,000株および1株 1英ポンドの普通株式1株	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

本サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき設定され、ケイマン諸島の信託法(改訂済)(以下「信託法」という。)に基づき登録されている。本サブ・ファンドは、また、ケイマ

ン諸島のミューチュアル・ファンド法(改訂済)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)により規制されている。

準拠法の内容

() 信託法

ケイマン諸島の信託法(改正を含む。)は、実質的に、英国の信託法(ケイマン諸島の特定の法律により補足される)に基づく。投資家は、一般に受託会社が保管会社として保有し、いわゆる受益者である投資家の利益のために投資運用会社によって運用されるファンドに資金を拠出する。信託証書の特定の条項に従い、各受益者は、信託財産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、一般的な忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請される。その場合には、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者としないう旨宣言した、受託会社の法定の宣誓書が登録料と共にケイマン諸島の信託登記官に届け出られる。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。

一旦設定された信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。本サブ・ファンドは、2018年10月12日付補遺信託宣言により設定された。

本サブ・ファンドは、後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他ファンドの解散」の項に従い終了するまで存続する。

免税信託は、信託証書の変更を信託登記官に提出しなければならない。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

() ミューチュアル・ファンド法(改訂済)

後記「(6) 監督官庁の概要」の項をご参照されたい。

(5) 【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

() ケイマン諸島金融庁に対する開示

受託会社は、本トラストおよび本サブ・ファンドに関して英文目論見書を発行しなければならない。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資家となるようとする者が本サブ・ファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうるために必要なその他の情報に基づいて要求される情報を記載しなければならない。英文目論見書は、本トラストおよび本サブ・ファンドについての詳細を記載した申請書とともにケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)に提出しなければならない。

加えて、既存の法令による虚偽表示に関する義務および一般的慣習法上の重要な事項に関する適切な開示に関する義務の適用がある。継続的な募集のある場合、取締役、受託者、ミューチュアル・ファンド・アドミニストレーター、監査人の変更等の重要な変更がある場合には、変更した英文目論見書を提出する義務がある。

本トラストは、認可を受けたミューチュアル・ファンド・アドミニストレーター(本トラストの場合、受託会社)の事務所に、ケイマン諸島における主要な事務所を指定しなければならないが、本トラスト自身において、ライセンスを取得する必要はない。

本サブ・ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、本サブ・ファンドに以下の事由があると知ったとき、または以下の事由があると信ずべき理由があるときはCIMAに報告する法的義務を負っている。

(a) 弁済期に債務を履行できないこと、またはその可能性があること。

(b) 投資家または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。

- (c) 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- (d) 詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行していること、またはそのように遂行しようとして意図していること。
- (e) 関係する法令に違反する方法で事業を遂行していること、またはそのように遂行しようとして意図していること。

本サブ・ファンドの監査人は、グラント・ソートン・ケイマン諸島である。本サブ・ファンドの会計監査は、国際会計基準に基づいて行われる。

本サブ・ファンドは、毎年12月31日までに、6月30日に終了する本サブ・ファンドの会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出する。

受託会社は、ケイマン諸島のリテール・ミューチュアル・ファンド(日本)規則(2007年改正)の第9規則によって要求される事項を記載した営業報告書をCIMAに提出する。

() 受益者に対する開示

本サブ・ファンドの会計年度末は、毎年6月30日である。第一期監査済会計書類は、2019年6月30日に終了する期間について作成される。会計書類は、国際会計基準に従って作成される。会計年度末から6か月以内で、監査済会計書類の写しが受益者に送付される。また、管理会社によって、未監査の半期報告書の写しが受益者に送付される。

日本における開示

() 監督官庁に対する開示

(a) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集または売出しをする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資家およびその他希望する者は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。)(以下「金融商品取引法」という。)に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができる。

受益証券の販売会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資家に交付する。また、投資家から請求があった場合には、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資家から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。)を交付する。

管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、本サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。金融商品取引法に基づいて投資家およびその他希望する者は、これらの書類を、EDINET等において閲覧することができる。

(b) 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の修正を含む。)(以下「投信法」という。)に従い、本サブ・ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、本サブ・ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、本サブ・ファンドの資産について、本サブ・ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

() 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であって、その内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容およびその理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

本サブ・ファンドの交付運用報告書および運用報告書（全体版）は、日本の知っている受益者に交付される。

（６）【監督官庁の概要】

本サブ・ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されている。したがって、本サブ・ファンド（および受託会社）は、特に、ミューチュアル・ファンド法上、ケイマン諸島当局に申請書ならびに監査済年次財務諸表および年次報告書を提出しなければならない。本サブ・ファンドは、規制された投資信託として、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAの免許および監督に服し、CIMAは、いつでも本サブ・ファンドに、財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。さらに、CIMAは、受託会社にCIMAがミューチュアル・ファンド法上の義務を遂行するために合理的に必要とする本サブ・ファンドに関する情報または説明を提出するよう求めることができる。受託会社は、本サブ・ファンドに関するすべての記録を、合理的な時間に、CIMAに提出または開示しなければならず、CIMAは、開示された記録の写しを作成し、抄本を備置することができる。CIMAの要求を遵守しない場合には、受託会社は、高額の罰金に服し、CIMAは、本サブ・ファンドの投資家の資産の保護のため適切と考えるかかる命令、または受託会社が本サブ・ファンドを解散させるための指示を上級裁判所に要求し、上級裁判所はかかる命令を発する権限を有する。

規制された投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合には、また投資家や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合には、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、本サブ・ファンドの免許の取消し、受託会社の交替を要求すること、本サブ・ファンドの適切な業務遂行について本サブ・ファンドに助言を与える者を任命すること、または本サブ・ファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

本サブ・ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ信託会社としてケイマン諸島政府の許可を受けている。受託会社は、CIMAの監督下にある。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理会社として許可されている。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

投資目的

本サブ・ファンドの投資目的は、報酬および費用の差引前において、S&P 500のパフォーマンスに密接に連動したリターンを提供することを目指すことである。

投資方針および実施

本サブ・ファンドは、その資産の全部または大部分をS&P 500とほぼ同じ組入比率の指数構成銘柄に投資することにより、投資目的の達成を目指す。

「指数構成銘柄」とは、関連する時点においてS&P 500を構成する会社の株式、および、本サブ・ファンドの投資目的の達成を補助する目的でかかる株式または投資運用会社が指定するその他の同等の有価証券のパフォーマンスを追跡するために利用される有価証券をいう。

指数構成銘柄への投資に加え、本サブ・ファンドは、S&P 500のパフォーマンスの追跡および効率的なポートフォリオ運用（現金エクスポージャーのエクイティエクスポージャーへの転換を含む。）を目的として、デリバティブ商品（先物を含むが、これに限られない。）に投資することがある。

本サブ・ファンドは、主に、指数連動型ファンドとして運用されるため、通常、指数構成銘柄のパフォーマンスの悪化により、当該指数構成銘柄が本サブ・ファンドのポートフォリオから除外されることはない。本サブ・ファンドは、本サブ・ファンドのパッシブ投資戦略やS&P 500の構成銘柄の変更等（ただし、これらに限られない。）の様々な要因により、常にS&P 500のすべての指数構成銘柄に投資されるとは限らない（詳しくは、後記「3 投資リスク」の項をご参照されたい。）。例えば、ある指数構成銘柄がS&P 500の構成銘柄でなくなった場合、投資運用会社は、当該指数構成銘柄を売却し、その手取金を代替の指数構成銘柄への投資に利用することにより、本サブ・ファンドのポートフォリオのリバランスを行うことができ、これによりS&P 500の構成変更が反映される。ただし、本サブ・ファンドのポートフォリオには、任意の時期に、S&P 500を構成していないが本サブ・ファンドの認められた投資範囲内に含まれる有価証券が含まれる場合がある。

投資方針を実施するための商品

サブ・ファンドは、以下に掲げるものを含むが、これらに限定されない金融商品および戦略を用いることによって、投資目的の達成を追求することができる。

1. あらゆる種類の証券および投資。これには、政府、州もしくは地域（もしくは、その代理人、機関、団体もしくは部門）、会社、信託、パートナーシップもしくは個人を含む者または事業体が発行する株式、ストック、債券、受益証券、持分、債務証券、ディベンチャー・ストック、ワラント、証書、手形、ノート、転換社債、ローン・ストック、または譲渡性預金証券を含むが、これらに限定されない。
2. マネーマーケット商品
3. 投資証券、受益証券およびパートナーシップ持分を含むあらゆる種類の集団投資事業および投資ヴィークルに対する投資。これには、不動産に投資することのある集団投資事業および投資ヴィークルを含むがこれらに限定されない。
4. 取引所もしくは店頭での取引および／または清算の如何を問わず、投資またはヘッジ目的で現物または現金決済される金融デリバティブ商品（オプション、先物、スワップ、金利先渡契約を含むがこれらに限定されない。）。

サブ・ファンドは、主に店頭金融デリバティブ商品、すなわち本件スワップ取引に対する投資を通じて投資目的の達成を目指すことができる。

（i）本件スワップ取引

本件スワップ取引は、サブ・ファンドまたはクラスに代わり投資運用会社とスワップ相手方当事者が締結する店頭スワップ取引である。スワップ相手方当事者は、各本件スワップ取引の条件に従い、関連するサブ・ファンドまたはクラスの勘定で、関連する本件ス

ワップ取引の期間中、関連する参照資産のパフォーマンスに連動した金額を本トラストに対して支払う。したがって、本件スワップ取引を締結することにより、サブ・ファンドが関連する参照資産に直接投資することは予定されていない。

本件スワップ取引は、投資運用会社の裁量により、フル・ファンデッド・スワップまたはアンファンデッド・スワップとして締結することができる。

- ・ フル・ファンデッド・スワップは、サブ・ファンドが取引開始時に1回限りの支払を行い、関連するスワップ相手方当事者から裏付資産のファンデッド・パフォーマンスに連動した1回限りまたは複数回の支払を受領する店頭金融デリバティブ商品（スワップとして記録される。）である。
- ・ アンファンデッド・スワップは、サブ・ファンドが定期的に支払を行い、関連するスワップ相手方当事者から裏付資産のパフォーマンスに連動した1回限りまたは複数回の支払を受領する店頭金融デリバティブ商品（スワップとして記録される。）である。

本件スワップ取引に基づき、スワップ相手方当事者がサブ・ファンドに支払を行うが、当該支払は、サブ・ファンドの投資家に関連する参照資産のパフォーマンスに対するエクスポージャー（マイナスの場合もある。）を提供するために計算が行われる。

各本件スワップ取引の条件に基づき、サブ・ファンドは、当該本件スワップ取引の期間中に受領したサブ・ファンドに関する買戻請求に応じるために必要な場合、当該本件スワップ取引の一部を清算することができる。当該買戻請求に応じるための関連する本件スワップ取引の一部清算の結果として、または当該本件スワップ取引のロール・フォワードの結果として、サブ・ファンドに追加費用が発生する可能性がある。当該追加費用は、サブ・ファンドが負担するが、サブ・ファンドに関して定められている場合は、買戻しを行う受益者に対して、賦課金および手数料、または希薄化防止賦課金が徴求される場合がある。

通常、各本件スワップ取引には期限があり、そのため随時ロール・オーバーが行われる。各本件スワップ取引は、関連するサブ・ファンドの存続期間中に複数の期間に関して締結されることが予想されており、当該期間が経過した時点で、取引費用の水準が異なる可能性を除いて同等の条件の新たな本件スワップ取引に置き換えられる可能性がある。

サブ・ファンドがアンファンデッド・ベースで本件スワップ取引を締結するべきであると投資運用会社が判断した場合、サブ・ファンドが本件スワップ取引に基づく債務を履行するために、スワップ相手方当事者に対して支払われる収入の流れを確保するために資金調達投資を取得する。

サブ・ファンドが投資する本件スワップ取引がフル・ファンデッド・ベースであるかアンファンデッド・ベースであるかにかかわらず、サブ・ファンドは、資金調達投資を通じて投資家のリターン向上を目指すことは期待されておらず、むしろ資金調達投資を通じて達成したリターンを参照資産のパフォーマンスのリターンと引き替えにスワップ相手方当事者と交換する。投資運用会社は、各サブ・ファンドの投資方針が参照資産に対するエクスポージャーのみを提供することを目指す、当該資金調達投資によって追加リターンが生じる場合がある。

(ii) 資金調達投資

本トラストがサブ・ファンドに代わり、アンファンデッド・ベースの本件スワップ取引を締結する場合、当該サブ・ファンドは資金調達投資のポートフォリオに投資することができ、当該資金調達投資により生じたリターンを用いて、スワップ相手方当事者に対して定期的な支払を行う。それと引き替えに、当該サブ・ファンドは、スワップ相手方当事者から、本件スワップ取引のパフォーマンスに連動した支払を受ける。

サブ・ファンドの投資の構成により、当該サブ・ファンドの存続期間中に受領した買戻請求に応じるために必要な場合、当該サブ・ファンドは、当該投資の一部を売却することができる。当該買戻請求に応じるために当該投資の一部を清算した結果、当該サブ・ファ

ンドに追加費用が発生する可能性がある。さらに、当該サブ・ファンドは、当該サブ・ファンドの存続期間中に受領した申込みに応じるために当該投資の一部を増加させた結果、または当該投資のロール・フォワードを行った結果、追加費用が発生する可能性もある。当該追加費用は、当該サブ・ファンドが負担する。

5. レポ/リバース・レポ取引および証券の貸付け

サブ・ファンドは、効率的なポートフォリオ管理を目的としてレポ取引またはリバース・レポ取引を締結することができる（以下「レポ契約」という。）。当該取引に基づき、サブ・ファンドは、売却時に相互に合意した日付および価格で証券の買戻しに合意する関連機関から証券を購入する。売却価格は、購入価格に合意済みの市場金利を加算した金額を反映する。またサブ・ファンドは、リバース・レポ取引も締結することができる。当該取引に基づき、サブ・ファンドは証券を売却し、売却時に相互に合意した日付および価格で当該証券を買い戻すことに合意する。レポ契約の相手方当事者は、最低でもA-2またはこれと同等の信用格付けを有するか、または本トラストによりA-2またはこれと同等のインプライド・レーティングを有するとみなされなければならない。関連するサブ・ファンドが、A-2またはこれと同等の格付けを有し、維持している事業体により、相手方当事者の不履行の結果として被る損失について補償または保証される場合には、無格付けの相手方当事者も許容される。サブ・ファンドは、効率的なポートフォリオ管理のみを目的として、通常市場慣行に従い、保有する証券をブローカー、ディーラーおよびその他の金融機関に貸し付けることができる。

管理会社は、いつでも株券貸借取引を終了し、貸し付けた証券の一部または全部の返還を要求する権利を有する。当該契約には、当該通知が行われた場合、借り手が5営業日以内または通常市場慣行によるその他の期間内に当該証券の再引渡しを行う義務を負うことを定めなければならない。

サブ・ファンドがリバース・レポ取引を締結する場合、サブ・ファンドは、発生主義または時価評価主義のいずれかに基づき、いつでも現金全額の回収を行い、またはリバース・レポ取引を終了する権利を有する。当該現金が時価評価主義でいつでも回収可能な場合、当該リバース・レポ取引の時価評価額を関連するサブ・ファンドの純資産価額の計算に使用する。

サブ・ファンドがレポ取引を締結する場合、サブ・ファンドは、いつでも取引対象の証券を回収し、または当該レポ取引を終了する権利を有する。

7日間を超えない期間の定めのあるレポ契約は、関連するサブ・ファンドによりいつでも当該資産の回収が可能な条件に基づく取引とみなされる。

レポ契約、株券借入れまたは株券貸付けは、借入れまたは貸付けを構成しない。

当該株券貸借取引の対象証券に対して支払われる利息または配当は、関連するサブ・ファンドの利益となる。

投資家は、スワップ取引のような店頭金融デリバティブ商品の利用に関連するリスクについての情報を得るため、後記「3 投資リスク（1）リスク要因 リスク要因」を参照すべきである。

投資戦略

各サブ・ファンドの資産は、以下に概要を記載する投資制限に従って投資される。

管理会社は、特定の法域において一般大衆に対する受益証券の販売を容易にするために、無制限に追加の投資制限を採用することができる。さらに、上記の投資制限は、現在受益証券の募集が行われている法域における適用法および規則の変更に従い、受託会社により随時変更されることがある。ただし、サブ・ファンドの資産は常に英文目論見書に従い投資される。サブ・ファンドに適用される投資制限の追加または変更が行われる場合、当該変更前に受益者が保有する受益証券を買い戻すことができるように合理的な通知期間が与えられる。管理会社は、受益証券が上場されている、または上場が予定されている証券取引所の要件に従う場合を除き、当該投資制限の変更を行わない。

ポートフォリオ投資手法

サブ・ファンドは、以下に記載する条件および制限に従い、サブ・ファンドの資産の効率的なポートフォリオ管理のための投資手法および投資商品（以下「ポートフォリオ投資手法」という。）を採用することがある。

ポートフォリオ投資手法に関する一般規定

譲渡可能な有価証券または金融市場商品に関連し、かつ効率的なポートフォリオ管理のために利用する手法および商品（直接投資目的で使用しない金融デリバティブ商品を含む。）は、以下のすべての基準を満たす手法および商品をいうものと理解される。

- (a) 費用対効果の高い方法で換金できるという点で経済的に適切であること。
- (b) 以下の具体的な1つ以上の目的のために締結されていること。
 - (i) リスクの軽減
 - (ii) 費用の削減
 - (iii) サブ・ファンドのリスク・プロファイルおよび英文目論見書に定めるリスク分散規則に合致した適切なリスク・レベルで、サブ・ファンドに追加の資本または利益をもたらすこと。
- (c) 当該リスクが、管理会社のリスク管理手続により十分に把握されていること。
- (d) サブ・ファンドの宣言された投資目的を変更し、またはサブ・ファンドの販売書類に記載された一般的リスク方針と比べて大幅なリスクの追加を招く可能性がないこと。

ポートフォリオ投資手法の利用は、本トラストの最善の利益に適うものであるが、個々の手法により、カウンターパーティ・リスクおよび潜在的な利益相反が増加する可能性もある。予定されているポートフォリオ投資手法およびサブ・ファンドによるその利用に関して管理会社が採用した方針の詳細は以下に記載されている。関連するリスクの詳細は、後記「3 投資リスク（1）リスク要因 リスク要因」に記載されている。

ポートフォリオ投資手法により生じる収益はすべて、直接的および間接的なオペレーション・コストを差し引いた後で、関連するサブ・ファンドに返還される。

管理会社は常に、ポートフォリオ投資手法の条件（現金担保の投資を含む。）が本トラストの買戻債務の履行能力に影響を与えないよう努める。

金融デリバティブ商品の利用

サブ・ファンドが、投資方針の一環として、または効率的なポートフォリオ管理を目的として金融デリバティブ商品への投資を予定する場合、英文目論見書または場合により関連する英文目論見書補遺に、当該サブ・ファンドに関して、(a) 当該方針への注意を促す記述、(b) 投資目的または効率的なポートフォリオ管理目的のどちらで金融デリバティブ商品を利用するかの確認、(c) 投資が予定されている金融デリバティブ商品の種類、および (d) 当該取引が関連するサブ・ファンドのリスク・プロファイルに及ぼすことが予想される影響に関する説明が記載される。主に金融デリバティブ商品への投資を予定するサブ・ファンドに関しては、英文目論見書または場合により関連する英文目論見書補遺において、当該影響が目立つように記載される。

金融デリバティブ商品への投資によりサブ・ファンドにレバレッジが生じる場合があるが、当該レバレッジは、後記「（5）投資制限」に定める制限を超えることはない。当該制限が確実に遵守されるよう、金融デリバティブ商品に関する相手方当事者に対するサブ・ファンドのエクスポージャーに担保が設定されることがある。

店頭金融デリバティブ商品の相手方当事者（関連機関を除く。）は、公認の格付け機関から最低でもA2またはこれと同等の信用格付けを取得しているか、または投資運用会社によりA2のインプライド・レーティングを有するとみなされる。あるいは、サブ・ファンドが、A2の格付けを有し、維持している事業体により、スワップ相手方当事者の不履行の結果として被る損失について補償される場合には、無格付けの相手方当事者も許容される。

サブ・ファンドが金融デリバティブ商品を利用する限度において、当該サブ・ファンドの純資産価額のボラティリティが上昇するリスクが生じる可能性がある。

店頭金融デリバティブ商品の担保差入れ

サブ・ファンドがカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーに関する要件に違反しないように、管理会社は、受託会社がサブ・ファンドに代わり保有する本件担保によってカウンターパーティ・リスクが軽減されるよう、サブ・ファンドの店頭金融デリバティブ商品の相手方当事者に対して、サブ・ファンドのエクスポージャーに担保を付すよう要求する。

相手方当事者は、担保をサブ・ファンドに移転する必要があり、本件担保は受託会社またはその委託先により分別口座に保管される。担保は日々値洗いされ、相手方当事者に債務不履行が生じた場合、サブ・ファンドは、当該相手方当事者に遡及することなく、関連する担保を利用することができる。

当該担保は相手方当事者のリスクで保有される。管理会社は、当該担保が許容される分類に常に該当し、レポ契約および証券貸付けに関して上述された要件に従い分散されるよう、当該担保を監視する。

投資家は、相手方当事者のサブ・ファンドに対するエクスポージャーに関する担保の差入れに伴い費用（市場の状況により変化する場合がある。）が発生する可能性があり、当該費用をサブ・ファンドが負担することに留意すべきである。

許容される担保の種類

サブ・ファンドは、レポ契約および株券貸借取引に関して以下の種類の担保を受領する。

- (a) 現金
- (b) 政府証券またはその他の公的機関の証券
- (c) 関連機関が発行した譲渡性預金証書
- (d) 発行または発行体にA1または同等の格付けが付与されている場合における関連機関または非銀行発行体が発行する債券 / コマーシャル・ペーパー
- (e) 関連機関が発行する残存期間が3か月以下の無条件かつ取消不能な信用状
- (f) EEA、スイス、カナダ、日本、米国、ジャージー島、ガーンジー島、マン島、オーストラリアまたはニュージーランドの証券取引所で取引されるエクイティ証券、および
- (g) 投資運用会社が随時適切とみなすその他の種類の担保

担保の再投資

担保として受領した現金は、以下に定める方法以外で投資または使用してはならない。

- (a) 預金、または関連機関が発行した譲渡性預金証書への投資
- (b) 格付けの高い国債への投資
- (c) リバース・レポ契約のために使用。ただし、健全性監督に服する信用機関との取引に限り、関連するサブ・ファンドがいつでも、発生主義で現金全額を回収することができる場合に限る。
- (d) 欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関する欧州証券監督局のガイドライン（レファレンス：CESR/10-049）に定義する短期マネー・マーケット・ファンドへの投資

再投資される現金担保は、非現金担保に適用される分散化要件に従い分散される。投資された現金担保は、相手方当事者もしくは関連する事業体に預け入れ、または相手方当事者もしくは関連する事業体が発行する証券へ投資してはならない。

受領した非現金担保の売却、質権設定または再投資はできない。

ヘアカット方針

管理会社は、担保として受領した各種の資産に関し、ヘアカット方針を導入している。当該方針は、該当する資産クラスの特性を考慮しており、これには、担保の発行体の信用度、担保の価格

変動性、およびストレス・テストの方針に従い行われるストレス・テストの結果が含まれる。ヘアカット方針に照らして調整される担保の価値は、常に関連するカウンターパーティ・エクスポージャーの価値と同等、またはそれを上回らなければならない。

ブロック取引

投資運用会社は、投資運用会社により運用される任意の投資勘定または投資運用会社により運用される投資信託（本サブ・ファンドを含む。）の信託資産（以下「本件勘定」という。）において、同様の注文条件を共有する（すなわち、有価証券の種類および発行、買付けか売却かの別、取引の種類および成立価格（値幅を含む。）が同じである。）、複数の勘定に係る有価証券の取引注文を行う場合、「ブロック取引」を行うことができる。かかるブロック取引は、投資運用会社が自己の海外の関連投資運用会社から実行を委託される注文（以下「海外委託取引」という。）を含む場合があり、複数の注文に分割される場合がある。投資運用会社が実行するこれらの取引において、投資運用会社は、単価の平均価格を取引単価に設定する「平均単価」を利用する。特定の勘定または投資運用会社自身の勘定の利益を他の勘定よりも促進することとなるおそれのある利益相反を防止するため、ブロック取引および平均単価を利用する取引は有価証券のスポット取引に限定される。ブロック取引によって一部実行が生じた（注文の一部のみが実行された）場合、投資運用契約に基づき合意される配分方法に従って、各本件勘定および海外委託取引に対する配分が行われる。投資運用会社はまた、個別の本件勘定に関して同日における、かつ、同一の有価証券に係る複数注文を行う場合も、平均単価を利用することができる。

（２）【投資対象】

前記「（１）投資方針」をご参照されたい。

（３）【運用体制】

管理会社

管理会社は、本トラストのAIFMおよび投資運用者として行為し、本トラストの資産の日々の投資運用を行い、本トラストに関するリスク管理機能を担い、本トラストに関連するサポート業務を提供する責任を負う。また管理会社は、AIFMDの遵守について責任を負う。

投資運用会社

本サブ・ファンドを代理して行為する管理会社は、2016年9月15日付の投資運用契約に基づき、本サブ・ファンドに対する投資運用業務の提供に日興アセットマネジメント株式会社を任命した。投資運用会社は、日本法に基づき設立され、その登記上の事務所を郵便番号107-6242日本国東京都港区赤坂9-7-1に有する会社である。2018年3月現在、投資運用会社は、20兆3,470億円の運用資産を有する。投資運用会社は、日本において、日本の金融庁の規制を受けており、日本の金融商品取引法に基づく金融商品取引業者として登録されている（登録番号：関東財務局長第368号）。

投資運用契約の規定により、詐欺、重過失、故意の不履行、義務の違反または違反を知りながらの適用法の違反がない場合、投資運用会社は、投資運用契約に基づく自己の義務および職務の履行に起因して直接または間接的に生じる損失または損害につき責任を負わない。

管理会社または投資運用会社は、投資運用契約の条件に従って、他方の当事者に対する90日前の書面による通知をもってまたは直ちに、投資運用契約を終了することができる。

（４）【配分方針】

本サブ・ファンドによる投資は、定期的に一定の金額の収益を生み出すと予想される。

管理会社は現在、Aクラス受益証券およびBクラス受益証券について毎年2月と8月に関連する分配日の直前の営業日において本サブ・ファンドの受益者名簿に記載されている受益者に対して半期分配を行う意向である（ただし、かかる分配を行う義務は負わない。）。分配は、関連する期間に係る本サブ・ファンドの純収益、実現および未実現損失控除後の実現および未実現キャピタル・

ゲインならびに元本から行うことができ、または信託証書に記載するその他の方法により行うことができる。管理会社は、本サブ・ファンドの受益者に支払われる分配の金額および時期に関して完全な裁量権を有する。ただし、管理会社は、毎回、かかる分配金額に関して投資運用会社と協議し、半期ベースにおいて持続的な支払いが継続できる金額に基づく分配可能額に関して、管理事務代行会社の継続的な計算および情報に依拠する。

分配金はすべて、源泉徴収が義務付けられる税金の控除後に支払われる。

分配日とは、毎年2月1日および8月1日(2月1日または8月1日が営業日でない場合、分配日は翌営業日とする。)または管理会社はその絶対的な裁量により決定するその他の日をいう。

分配基準日とは、各分配日の1営業日前の日をいう。分配は、適用ある分配日に先行する分配基準日において受益者名簿に記載されている関連するクラスの受益者に対して行われる。

宣言された分配金額は、Aクラス受益証券およびBクラス受益証券ともに2月1日もしくは8月1日から5営業日後(2月1日または8月1日が営業日でない場合、分配支払日は翌営業日とする。)または管理会社はその絶対的な裁量により決定するその他の日に受益者に支払われる。

かかる分配金額は、上記の受益者への支払いの1営業日後に日本における登録受益者に支払われる。

分配金の支払は、登録事務代行会社により電信送金により申込書に指定された口座宛てに行われる。ただし、受益者が、本来は現金で支払われる分配金を関連するクラスの追加の受益証券に自動的に再投資することを選択している場合を除く。現金で支払われる分配金は、関連するクラスの通貨で支払われる。

管理会社は、サブ・ファンドの受益者の普通決議を経て、当該サブ・ファンドの資産を受益者に現物で分配することにより、受益者に支払うべき分配金の全部または一部を支払うことができる。受益者が現物分配により分配を受け取ることが希望しない場合、当該受益者は、関連する分配を行うために必要な投資を(当該受益者自身の費用負担で)換金するよう受託会社に要求することができる。

なお、本サブ・ファンドの受益証券は、無議決権受益証券である。無議決権受益証券については、後記「第2 管理及び運営 4 受益者の権利等 (1) 受益者の権利等 () 議決権」をご参照されたい。

分配の宣言日から6年が経過しても請求されない分配金の受領権は消滅し、関連するサブ・ファンドに返還される。

管理会社は、いかなるクラスの分配方針についても、当該クラスの受益者に事前に通知の上、その裁量により変更する権利を留保しており、英文目論見書または場合により関連する英文目論見書補遺は、当該変更を反映するために更新される。

(5) 【投資制限】

本サブ・ファンドの資産は、前記「(1) 投資方針」および以下に概要を記載する投資制限に従って投資される。

本サブ・ファンドは、規制を受ける証券取引所に上場し、もしくはかかる証券取引所において取引され、または店頭(OTC)市場において取引されるもの以外の有価証券には投資を行わないものとする。ただし、本サブ・ファンドは、コーポレート・アクションまたは突然の上場廃止等のやむを得ない事由により、未上場のもしくは取引が不可能な有価証券またはS&P 500の構成銘柄でなくなった有価証券を保有する場合がある。投資運用会社は、かかる場合において、実務上可能な限り速やかにかかる有価証券を清算する機会を求める合理的な努力を行う。

本サブ・ファンドの現金は、保管会社、またはS & Pグローバル・インクの部門であるS & Pグローバル・レーティング(以下「S&P」という。)からBBB以上の格付け、もしくはムーディーズ・インベスター・サービス・インク(以下「Moody's」という。)からBaa2以上の格付けを取得している発行済債券を有する銀行にのみ預託されるものとする。本投資制限の目的上適用される格付けは、S&PまたはMoody'sのいずれか低い方とする。

本サブ・ファンドは、その他のファンドの受益証券または投資証券への投資は行わないものとするが、本サブ・ファンドは、(a)効率的なポートフォリオ運用のみを目的とする上場投資信託

(ETF)への投資、(b)不動産投資信託(REIT)への投資および(c)キャッシュ・スウィーピング・サービスのために保管会社によって指定された現金資金への投資は行うことができる。

本サブ・ファンドは、証券化商品、銀行の融資債権およびコマーシャル・ペーパーには投資しないものとする。

本サブ・ファンドは、通常、株式に関するか現金に関するかを問わず、貸付人として行わないものとするが、本サブ・ファンドの投資目的に関連して、随時短期貸付けに従事することが必要となる可能性がある(例えば、本サブ・ファンドの投資対象の合併等のコーポレート・アクションに伴うもの)。また、本サブ・ファンドは、通常、何人についてもその債務もしくは負債につき、またはこれに関して、引受け、保証もしくは裏書きを行わず、またはその他直接的、間接的もしくは偶発的に責任を負わないものとする。上記の制限は、本サブ・ファンドによるレポ契約の締結を妨げるものではない。

本サブ・ファンドのために空売りされる有価証券の時価総額は、いかなる場合においても、本サブ・ファンドの純資産総額を超えないものとする。

本サブ・ファンドは、デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引等(新株予約権証券、外国新株予約権証券、新投資口予約権証券、外国新投資口予約権証券または同法第2条第1項第19号に規定するオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいう。))を含み、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則に定められた選別基準(以下「選別基準」という。)(随時改訂または修正されることがある。))に規定するものをいう。以下同じ。)の残高に係るリスクに相当する額として、あらかじめ投資運用会社が日本証券業協会の定める規則に従い定めた合理的な方法により算出した額が、本サブ・ファンドの純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等を行わないものとする。

本サブ・ファンドは、信用リスク(本サブ・ファンドが保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得るリスクをいう。)を適正に管理する方法としてあらかじめ投資運用会社が日本証券業協会の定める規則に従い定めた合理的な方法に反することとなる取引を行わないものとする。

本サブ・ファンドは、取得の結果、本サブ・ファンドおよび管理会社の運用するすべてのファンドにより保有される議決権付株式の総数がその会社の議決権付株式の総数の50%を超えることとなる場合、当該会社の株式を取得または保有しないものとする。上記の比率の計算は、当該資産の買付時点基準または時価基準のいずれかで行うものとする。

本サブ・ファンドは、いかなる場合においても、私募株式、非上場株式または不動産等、流動性に欠ける資産に対して本サブ・ファンドの純資産総額の15%を超えて投資を行わないものとする。ただし、選別基準に要求されるとおり、価格の透明性を確保する方法が取られている場合はこの限りでない。上記の比率の計算は、当該資産の買付時点基準または時価基準のいずれかで行うものとする。

管理会社、投資運用会社または当該投資信託証券の受益者以外の第三者の利益をはかる目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、または投資信託財産の運用の適正を害する取引は禁止するものとする。

受益証券の販売または売却が行われる国の法律を遵守するために追加の投資制限が必要であると管理会社および投資運用会社が考える場合、受益者への事前の通知なしに、かかる追加の投資制限が随時採択され、変更され、または撤廃される場合がある。

ただし、サブ・ファンドの資産は常に英文目論見書に従い投資される。サブ・ファンドに適用される投資制限の追加または変更が行われる場合、当該変更前に受益者が保有する受益証券を買い戻すことができるように合理的な通知期間が与えられる。管理会社は、受益証券が上場されている、または上場が予定されている証券取引所の要件に従う場合を除き、当該投資制限の変更を行わない。

借入れおよびレバレッジ

本サブ・ファンドは、本サブ・ファンドの純資産総額の10%を超える金銭の借入れを行わないものとする。ただし、合併等の特別緊急事態により一時的にこの10%を超える場合はこの限りではない。

英文目論見書において、レバレッジは、関連するサブ・ファンドのエクスポージャーを増加させる方法として定義されており、現金もしくは有価証券（信用枠を含む。）の借入れによるか、金融デリバティブ商品に組み込まれたレバレッジによるか、レポ取引の利用によるか、または証券貸借その他の方法によるかを問わない。レバレッジは管理会社が頻繁に監視するものとし、管理会社および/またはその代理人が本トラストに代わり採用する上限水準を超えないものとする。本トラストのレバレッジ水準の上限の決定に使用する方法は、総額方式（AIFMD委任規則第7条に定義する。）およびコミットメント方式（AIFMD委任規則第8条に定義する。）である。受益者は、英国の金融行為監督機構（以下「FCA」という。）が、管理会社が採用することができるレバレッジ水準に制限を課し、または本トラストに関する管理会社の管理に対してその他の制限を課することがある点に留意すべきである。これにかかわらず、受益者は、総額方式に基づき算出されるレバレッジ水準は、必ずしも本トラストのリスク・プロファイル全体を合理的に示しているわけではないことに留意すべきである。

3【投資リスク】

（1）リスク要因

リスク要因

受益証券の購入には、平均的なものを超えるリスクが伴うことがある。管理会社は、以下の要因によって、本トラストが本サブ・ファンドに関する義務を充足するための能力に影響が及ぶ可能性があり、および/または受益証券に付随する市場リスクの評価目的において重大であると考えている。これらの要因はすべて、実際に起きる可能性および起こらない可能性の両方を内包する偶発的なものであり、管理会社は、当該偶発性の発生の可能性について何らの見解も明示していない。以下に議論される、受益証券の取得または保有に係るリスクに関する要因は網羅的ではなく、かつ、管理会社の現在認知するところでないまたは現時点において管理会社が重要でないと考えている追加リスクおよび不確実性が本トラストもしくは受益証券の業務運営または財務状況に重大な影響を及ぼし得る可能性もある。

英文目論見書補遺の関連部分には、本サブ・ファンドに関する追加のリスク要因が記載されることがあり、また、本サブ・ファンドに関して義務づけられる修正（該当する場合）が施された、以下に議論される一定のリスク要因が記載されることもある。投資予定者は、英文目論見書に記載される本トラストおよび受益証券に関する詳細な情報も閲読し、投資決定を行う前に自身の見解に至るべきである。

何人も、受益証券への投資の性質と自己の潜在的損失に対するエクスポージャーの範囲を理解している場合を除き、受益証券の取引を行うべきではない。各投資予定者は、自己の状況および財務状態に照らして、受益証券が自己に適したものであるかどうかを慎重に検討すべきである。投資予定者は、受益証券が投資対象として当該投資予定者に適しているかどうかの判断を補助する自己の法務、税務、会計、財務およびその他の専門アドバイザーに相談すべきである。投資予定者は、本サブ・ファンドへの投資が随時その他の例外的なリスクにさらされる可能性があることを認識すべきである。

受益証券の購入に関する潜在的な投資損失および適性の潜在的欠如に関する「本質的なリスク」

受益証券の購入者は、当初投資金額を下回る返金を受けることがある。

受益証券の購入者は、以下の1つ以上の事由の発生により、自らの受益証券への全投資額について損失を出すことがある。

- (a) 本トラストもしくは本サブ・ファンドが、破産手続またはその他自らの義務の充足能力を損なう事由の対象となる場合。

- (b) 受益証券と連動する参照資産のパフォーマンスによる受益証券の価額の減少。
- (c) 購入者による、予定満期（もしあれば）前に行われる、関連する受益証券の売却の要求。
- (d) スワップ相手方当事者の債務不履行および本件担保の提供または本件担保自体に関する取決めの不履行。

関連する受益証券が1つ以上の参照資産のパフォーマンスと連動するにもかかわらず、当該受益証券の投資家は、参照資産に関する何らの権利も有さず、かつ、受けないものとし、また、自身に参照資産を引き渡すよう要求する権利も有しないものとする。本トラストは、参照資産の保有を義務づけられない。

受益証券が、すべての投資家の投資に適したものであることがないことがある。

受益証券の各購入予定者は、投資家自らが置かれている状況に鑑み、当該投資の適性を判断しなければならない。特に、各購入予定者は、

- (a) 英文目論見書もしくは該当する英文目論見書補遺の参照をもって記載または組み込まれる情報を利用して、（必要に応じて、投資家自らの法律顧問、税務顧問、ファイナンシャル・アドバイザーまたはその他の専門的な顧問に相談の上）受益証券への投資および本サブ・ファンドへの投資に係る利点とリスクを評価する十分な知識および経験を有しているべきであり、
- (b) 投資家の特定の財務状況に関連して、受益証券への投資および受益証券が投資家の全般的な投資ポートフォリオに及ぼす影響を評価するための適切な分析ツールへのアクセスおよび知識を有しているべきであり、
- (c) 受益証券への投資に係るすべてのリスク（決済通貨が当該投資家の主な金融活動の主要通貨と異なる場合を含む。）を負うための十分な財源および流動性を有しているべきであり、
- (d) 受益証券の条件を（必要に応じて、投資家自らの法律顧問、税務顧問、ファイナンシャル・アドバイザーまたはその他の専門的な顧問に相談の上）十分に理解しており、かつ、関連する金融市場に精通しているべきであり、
- (e) 1つ以上の参照資産のパフォーマンスと連動する受益証券およびその他の該当する金融デリバティブ商品に関して、当該参照資産ならびにその他の該当する金融デリバティブ商品の性質ならびにそのパフォーマンスが受益証券のペイアウトおよび価値に与える影響を、（必要に応じて、投資家自らの法律顧問、税務顧問、ファイナンシャル・アドバイザーまたはその他の専門的な顧問に相談の上）十分に理解しているべきであり、また、
- (f) （単独で、または法律顧問、税務顧問、ファイナンシャル・アドバイザーおよび/もしくはその他の専門的な顧問の助力を仰いで、）経済、利率ならびに投資およびその他投資家が該当リスクに耐え得る能力に影響を与える可能性のあるその他の要因に関する予想シナリオを評価することが可能であるべきである。

購入予定者が、（単独で、または法律顧問、税務顧問、ファイナンシャル・アドバイザーもしくはその他の専門的な顧問をもって、）変動する状況の下での受益証券のパフォーマンス、その結果生じる受益証券の価値への影響および購入予定者の全般的な投資ポートフォリオに及ぶ影響を評価する専門性を有しない限り、購入予定者は受益証券への投資を行うべきではない。

本トラスト、管理会社、受託会社または投資運用会社のいずれも、受益証券購入予定者に対し、当該受益証券に関する利点、パフォーマンスもしくは適切性に関する（直接または間接的な）保証を現在に至るまで行っておらず、または将来的にも行わない。

投資予定者は、受益証券への投資には明確かつ多大なリスクが内在するにもかかわらず、独自の調査および自らが適当とみなす専門家の助言に基づき、受益証券への投資が、(i) 自己の（または受託者の資格において受益証券に投資する場合は受益者の）財務ニーズ、目的および状況に完全に一致するものであること、(ii)（本人としてまたは受託者の資格において受益証券に投資するかにかかわらず）自己に適用されるすべての投資方針、投資ガイドラインおよび投資制限を遵守しており、完全に一致するものであること、および、(iii) 自己（または受託者の資格において受益証券

に投資する場合は受益者）にとって適当、適切かつ妥当な投資であることを判断しなければならない。

本トラスト、管理会社、受託会社または投資運用会社のいずれも、投資予定者による受益証券への投資の合法性および投資予定者に適用される法律、規制または政策・方針の遵守について責任を負わない。投資予定者は、当該事項に関する判断を下す際に、本トラスト、管理会社、受託会社または投資運用会社に依拠することができない。投資運用会社は、本トラスト、本サブ・ファンドもしくは受益証券に関する助言、情報または信用分析の提供元ではない。特に、英文目論見書および英文目論見書補遺のいずれも、投資助言を構成するものではない。

全受益証券に共通するリスク要因

受益証券の買戻時に支払われるおよび／または提供可能な市場価値ならびに金額は、様々な要因による悪影響を受けることがあり、受益者が満期（もしあれば）前に受益証券を売却することのできる価格が当該受益証券の発行日時時点の市場価値から大幅に値引きされることがある。受益者は、買戻時に、受益証券の全投資額の一部または全部について損失を被ることがある。

- (a) 受益証券の市場価値ならびに／または受益証券の買戻時に支払われるおよび／もしくは提供可能な金額は、裏付参照資産のパフォーマンスに依拠する。

受益証券は、関連する参照資産の景気に連動する投資であり、購入予定者は、自らが行う当該受益証券への投資のリターンがかかる参照資産のパフォーマンスに依拠する旨留意すべきである。購入予定者は、関連する参照資産のパフォーマンスがペイアウトおよび受益証券の価額に及ぼす影響（(i)自らの全投資対象につき損失を出す可能性、(ii)潜在的利益の制限および(iii)参照資産へのエクスポージャーに組み込まれるまたはその他内在するレバレッジの影響を含む。）を完全に理解することができない場合は、受益証券の購入を控えるべきである。

受益証券に関して支払われるおよび／または提供可能な金額は関連する参照資産のパフォーマンスと連動することから、受益証券の購入者は、通常、関連する参照資産の価額の予想変動の方向、時期および規模に関する正確な予測を立てなければならない。ただし、一定の正確性をもって当該予測を立てることは不可能であり、受益証券の購入予定者は、関連する参照資産の過去のパフォーマンスを同参照資産の将来のパフォーマンスに関する信頼性ある指標として捉えてはならない旨留意しなければならない。

関連する参照資産への直接投資とは対照的に、受益証券は、関連する参照資産のパフォーマンスを参照して決定される支払いおよび／または金額の交付を受領する権利を表章するものである。購入予定者は、かかる参照資産と連動する受益証券の市場価値が、当該参照資産による影響を（正の方向または負の方向に）受ける一方で、変動が当該参照資産の価額の変動と同等ではないまたは直接的には比例しない旨にも留意すべきである。

- (b) 受益証券の市場価値は極めて変動的である。

参照資産の価格、パフォーマンスおよび／または投資リターンは、時間の経過と共に突然のおよび大幅な予測不能の変動の対象となることがあり、かかる変動の程度は「ボラティリティ」として知られる。参照資産のボラティリティは、政府による措置を含む国内外の金融、政治、軍事もしくは経済上の事由（ただし、これらに限られない。）または関連する市場の参加者の活動による影響を受けることがある。当該事由または活動は、受益証券の価額に悪影響を及ぼす可能性がある。

- (c) 受益証券の市場価値および受益証券に関して支払われるまたは提供可能な金額は、本サブ・ファンドのレバレッジ適用による影響を受けることがある。

受益証券に関して支払われるおよび／または提供可能な金額を決定する際に使用される公式が乗数またはレバレッジ要素を含むものである場合、受益証券の価額の変動割合が、参照資産の正および／または負のパフォーマンスよりも大きくなる。本サブ・ファンドのレバレッジは、前記「2 投資方針（5）投資制限」に定められる借入制限内に当該レバレッジを抑えるよう確保することを目的として測定されるが、当該乗数またはレバレッジ要素にさら

される受益証券は、参照資産の価額の損失に対応して大幅な損失リスクを伴うことから、より投機的およびリスクの高い形の投資となることがある。

- (d) 受益証券の買戻時に支払われるおよび／または提供可能な金額は、購入価格を下回ることがある。

元本確保型ではない受益証券の投資家は、参照資産の価額が予想される方向に反する動きをした場合に自らの全投資額について損失を出すリスクを負うことがある。

投資運用会社は、本サブ・ファンドの投資運用に関し、様々な潜在的利益相反の対象となり、これにより受益証券に悪影響が及ぶ可能性がある。

後記「利益相反」の項をご参照されたい。

参照資産への投資に付随する市場リスクの完全なるヘッジとして受益証券を利用することは不可能であることがある。

参照資産への投資に付随する市場リスクのヘッジ目的で受益証券を購入する意向を有する購入予定者は、ヘッジを用いた受益証券の利用の複雑性を認識すべきである。例えば、受益証券の価額は、参照資産の価額と完全に合致しないことがある。受益証券の需給の変動があることから、受益証券の価額が参照資産の価額の変動と合致するという保証はない。これらの理由により、とりわけ、参照資産の価額の計算に用いられる価格で受益証券を購入または換金することができないことがある。

参照資産に連動する受益証券の保有者に対する規制上およびその他の影響が存在することがある。

参照資産に連動する一定の受益証券に係る一定の投資家による所有に付随する規制上およびその他の影響が存在することがある。受益証券の各購入者は（必要に応じて、購入者自らの法律顧問、税務顧問、ファイナンシャル・アドバイザーまたはその他の専門的な顧問に相談の上）、受益証券の購入予定に関してその規制上の立場に係る調査を行わなければならない。また、本トラストおよび投資運用会社のいずれも、この点に関して当該購入者に対して何らの義務または責任その他を負わない。

保証の不存在

本トラストが、本サブ・ファンドに関してその投資目的を達成するとの保証をすることはできない。投資運用会社または本トラストの過去の投資実績が本トラストの将来の投資成果を示すと解釈することはできない。受益者の受益証券への投資へのリターンが、当該受益者が自らの投資対象の元本額を預金することで得られるリターンと同額またはそれを上回る金額になるという保証をすることはできない。

リターンに対するリスク

管理会社の意見において、投資目的は、前記「2 投資方針（1）投資方針」に記載される投資対象の購入を通じて達成されるべきである。ただし、本トラストおよび本サブ・ファンドの投資目的が達成されるという保証はない。

本サブ・ファンドのパフォーマンスは、関連する参照資産（該当する場合）のパフォーマンスに依拠する。結果として、投資家は、自らの投資が当該参照資産の構成要素の価格実績、市場の変動および信用実績にさらされることを認識すべきである。

信用リスク

投資家は、本件スワップ取引が満期に近づくにつれ本トラストに支払われる金額を反映した増価となることがあり、結果として本サブ・ファンドの純資産価額の増加分を示すことになり得る旨留意すべきである。受益者が自らの受益証券への投資額を取り戻すことができるという保証は明示的にも黙示的にもなされていない。

相手方当事者信用リスク

本トラストのために証券を保有する相手方当事者または発行体による支払いの不履行により、本トラストが支払義務を充足する能力に影響が及ぶことがある。投資家は、本サブ・ファンドには複数の相手方当事者（本件スワップ取引に関するJPモルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーションおよび後記「資金調達投資の評価」と題する項に定められるところに従い本サブ・ファンドが行う資金調達投資のその他の相手方当事者）がいる可能性がある旨留意すべきである。各相手方当事者は当該相手方当事者に対する本サブ・ファンドのエクスポージャーを軽減するために本件担保を提供するが、相手方当事者の支払不能により、当該相手方当事者が本サブ・ファンドに対して負う自らの支払義務を充足する能力に悪影響が及ぶことがある。特に、投資家は、相手方当事者の支払不能があった場合に本サブ・ファンドが当該時点で保有する本件担保が投資目的を満たすに足るものでない可能性がある旨留意すべきである。

決済リスク

本トラストは、自らの取引相手の信用リスクにさらされることがある。いくつかの市場（特に、新興市場）における取引の決済、清算および登録の運営または実績に関する保証をすることはできない。公認の証券市場ならびに銀行業務および電気通信システムが未発達である場合、証券が直接投資以外の状態で取得される取引において、決済、清算および登録に関する懸念が生じるのは必然的である。さらに、同様に未発達の現地郵便および銀行業務システムを理由として、本トラストのために取得される上場証券および店頭取引証券（配当に関するものを含む。）に付帯されるすべての資格が実現されるという保証はない。

流動性リスク

本トラストの投資対象は、オープン・エンド型の集団投資スキームへの投資に関連するリスクを認識する投資家のみに適したものである。管理会社の裁量により本サブ・ファンドの全部または一部の受益証券が証券取引所で上場される可能性があるにもかかわらず、管理会社は、当該受益証券の流通市場が発達するとの予想は立てておらず、また、投資予定者は、受益証券に関する公開取引市場がない旨留意すべきである。受益証券の流動性確保の唯一の手段は買戻しとなることが予想される。

ローンチ・リスク

受益者は、本サブ・ファンドのローンチを進めるための判断が管理会社次第である旨留意すべきである。英文目論見書または場合により関連する英文目論見書補遺の発行日時点において、管理会社は、英文目論見書または場合により関連する英文目論見書補遺に定める受益証券の諸条件を達成することが可能であると考えているが、当該諸条件がその後のいずれかの日に達成可能であるという保証をすることはできない。本トラストが行う意向を有する投資は、通常の市場変動ならびに証券および金融デリバティブ商品への投資に内在するその他のリスクの対象となる。

通貨リスク

受益証券は、基準通貨以外の通貨建てであることがある。この場合、1口当たり純資産価格は、該当する評価日時点における関連する実勢為替レートをを用いて算出される。したがって、当該受益証券の純資産価額は、為替レートの変動により有利または不利に影響を受けることがあり、外国為替リスクの対象になることを余儀なくされる。

税務リスク

本トラストの課税上の地位または課税に関する法律の変更により、本トラストが保有する投資対象の価額および本トラストが投資家に対してリターンを提供する能力に影響が及ぶ可能性がある。投資予定者および受益者は、後記「4 手数料等および税金（5）課税上の取扱い」にある課税

に関する記載が、本書の日付時点においてケイマン諸島にて有効な法律および慣行に関する本トラストの了解事項を示すものである旨留意すべきである。あらゆる投資と同様、本トラストによる投資時点で有効な課税上の地位または予定される課税上の地位が永続するという保証をすることはできない(また、税法が遡及効果をもって変更されることがある。)。

投資予定者は、本トラストへの投資に付随する課税リスクに注意されたい。さらなる詳細については、後記「4 手数料等および税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照されたい。

本トラストは、その投資対象に関する発生収益およびキャピタル・ゲインに関するケイマン諸島以外の国における税金(源泉徴収税を含む。)について責任を負うことがある。本トラストは、ケイマン諸島とその他の諸国との間における二重課税防止条約のために海外の税率での減額による恩恵を受けることができないことがある。したがって、本トラストは、特定の諸国において負う外国での源泉徴収税の返金要求を行うことができない可能性がある。立場の変更があった場合および本トラストに外国税の払戻しが行われた場合、本トラストの純資産価額は修正再表示され、当該時点での既存受益者に対し、払戻し時点での一定の比率に応じて利益が割り当てられる。

本件スワップ取引に関連する支払いに関する源泉徴収税の課税は、本件スワップ取引の投資対象の価額を必然的に下落させ、本件スワップ取引を終了させることがある。かかる状況における本トラストへの損失の度合いは、当該課税上の事由発生のタイミングおよび当該事由発生時の本件スワップ取引の価額次第である。

投資対象の換金による手取金に関して支払うべき源泉徴収税の課税は、本サブ・ファンドの純資産価額、ひいては投資家に支払われるリターンを減らすことがある。本トラストの分配に関して支払われる源泉徴収税の課税により、特定の受益者向けの分配の価額に悪影響が及ぶことがある。

さらに、受益者または受益証券への利益を保有する者は、自らの法域において、自らの投資に起因するもしくはそうみなされる収益またはキャピタル・ゲインに関する課税の対象となることがある。したがって、かかる者は、受益証券への投資を検討する前に税務に関する助言を求めるべきである。

FATCA

本トラストは、受益者に、FATCAの目的上における当該受益者の立場に関する情報の証明および当該受益者のFATCA上の立場に関連するその他の様式、文書および情報の提供を要求する。本トラストは、義務づけられる証明書または情報の提供を受益者が行わない場合、自らのFATCA上の義務を遵守することができないことがある。かかる状況において、米国内国歳入庁が本トラストをFATCA目的における「非参加金融機関」であると明確に特定した場合、本トラストは米国で得られた収益に関する米国FATCA上の源泉徴収税の対象となり得る。かかる米国FATCA上の源泉徴収税により、本トラストの財務パフォーマンスに悪影響がおよび、当該状況においてすべての受益者が悪影響を受けることがある。

投資運用会社への依拠

本サブ・ファンドは、その投資戦略の実施に当たり、投資運用会社(または副投資運用会社)の裁量に依拠する。投資運用会社は、かかる本サブ・ファンドのローンチに先立ち、管理会社の承認を得て、英文目論見書または場合により関連する英文目論見書補遺に記載される本サブ・ファンドの投資方針を決定し、投資運用会社は、継続的に当該投資のパフォーマンスを監視する。本サブ・ファンドは、自らの投資方針の決定および実施にあたり、投資運用会社の判断に依拠しなければならない。

資金調達投資の評価

投資家は、前記「2 投資方針 (1) 投資方針」に定める条件および制限に従い、本サブ・ファンドが金融市場商品(マネー・マーケット・ファンド(MMF)またはコマーシャル・ペーパー等)および/もしくは譲渡可能な有価証券(通常は高い格付を有する国債もしくは商業債またはその他のコマーシャル・ペーパー)またはレポ取引、逆レポ取引、売戻条件付購入取引、スワップ取

引もしくはその他の類似する相手方当事者との取引に投資することがある旨、ならびに当該商品の評価が市場の流動性の状況による影響を受ける可能性がある旨留意すべきである。当該市場が不安状態にある場合、当該商品の評価に影響が及ぶことがあり、その結果本サブ・ファンドの日々の評価に影響が及ぶことがある。

担保再投資リスク

相手方当事者から受け取る現金担保が再投資される場合、担保金の価値の減少（投資対象の価値の減少の場合）となり得る。本サブ・ファンドには、受領する担保の価値と等しい担保の返却が義務づけられることから、結果的に、本サブ・ファンドへの損失を招くことがある。このリスクを管理するために、管理会社は、前記「2 投資方針（1）投資方針」に定められる方針に従い現金担保の再投資を行う。

スイング・プライシング

後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要（1）資産の評価 スイング・プライシング」の項に記載されるとおり、管理会社は、その判断により、本サブ・ファンドの正味申込みまたは買戻しがあった申込日または買戻日時点での純資産価額の取引の希薄化の可能性ある影響を軽減するために、本サブ・ファンドの純資産価額を「スイング」させることができる。かかる場合、必ずしもスイング・プライシングによって取引経費による純資産価額の希薄化が防げるとは限らない旨および本サブ・ファンドの受益者全体に対して特定の投資家が利することがある旨投資家は留意すべきである。例えば、本サブ・ファンドからの正味買戻しの結果純資産価額が下方にスイングされた日時点における本サブ・ファンドの申込者は、自らの申込みに関して、本来請求される金額よりも低額の1口当たり純資産価格を支払うことにより恩恵を受けることがある。反対に、本サブ・ファンドからの正味申込みの結果純資産価額が上方にスイングされた日時点において、本サブ・ファンドから買戻しを行う受益者は、自らの買戻しに関して、本来受領する金額よりも高額の1口当たり純資産価格を受領することにより恩恵を受けることがある。さらに、その評価方法の結果、本サブ・ファンドの純資産価額および短期パフォーマンスのボラティリティが大きくなる可能性がある。

本件スワップ取引に関するリスク要因

デリバティブの使用

本サブ・ファンドは、様々な投資手法（元本保護または投資リターンの向上をもたらすことを目的とする、為替先渡取引、為替先物、スワップ、オプションおよびオプションに関するスワップション、証券に関するプットおよびコール・オプション、株式指数および金利先物ならびにこれに関するオプション、ストック・レンディング、レボ取引、逆レボ取引、ワラントならびに差額決済契約等（以下併せて、「デリバティブ」という。）をいうが、これらに限定されない。）を用いることがある。当該デリバティブのポジションは、取引所取引または店頭取引のいずれかで実施される。当該デリバティブの利用に付随する主要リスクは、(i)市場動向の方向性を正確に予測できないことおよび(ii)市場リスク（例：流動性の欠如または原資産の価値と本サブ・ファンドのデリバティブの価額の変動との間の相関性の欠如）がある。これらの手法は、リターンの向上もしくはリスク軽減を行うに当たり必ずしも可能なまたは効果的な手法であるとは限らない。

ある目的による本サブ・ファンドによるデリバティブの利用は、法令の想定外の適用により、または契約が法律上執行可能でないもしくは正確に文書化されていないことを理由として、損失リスクにさらされることがある。

本件スワップ取引はデリバティブ取引である。当該デリバティブの慎重な利用は有益である一方で、デリバティブは、従来型の投資によるリスクとは異なるリスクを伴い、一定の場合においてはより大きなリスクを有するものである可能性がある。

本件スワップ取引の側面に関しては、本トラスト、受託会社、管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社、登録事務代行会社、保管会社または相手方当事者もしくは販売会社による何らの表明または保証（明示的または黙示的かを問わない。）も行われていない。投資家は、投資家自らの法

律顧問、税務顧問、ファイナンシャル・アドバイザーまたはその他の専門的な顧問から、本件スワップ取引から得られるリターンの適性に関する助言を請うべきである。受益者は、本件スワップ取引から得られるリターンが本件スワップ取引の原資産から得られるものよりも変動的である可能性がある旨留意すべきである。

リターンに対するリスク

すべての投資家は、自らの受益証券の価額が、該当する本件スワップ取引期間にわたる関連する参照資産のパフォーマンスに依拠する旨留意すべきである。

したがって、受益証券は、以下の場合にのみ、投資家に適しているとみなされるべきである。

- (a) 参照資産のパフォーマンス結果により受益証券がどのように利益を上げるかを完全に理解するため、本件スワップ取引の機能方法を読了および理解していること。
- (b) (該当する場合は自らの顧問の助力を仰いで)自身の所見を通じて、本書に記載される方法により、投資期間にわたり参照資産が収益を上げると考えていること。これは、当該方法で収益を上げられない場合には自身の受益証券の買戻時に当初投資よりも少ない金額を受領することになるからである。

店頭金融デリバティブ商品に関するリスク

- (a) 規制の欠如、相手方当事者の債務不履行

通常、店頭取引市場に向けられる政府による規制および監督は取引所で行われる取引よりも少ない。さらに、一定の取引所の参加者に与えられる保護(取引所の決済機関の履行保証等。)には、店頭金融デリバティブ商品に関する取引に関連して受けられないものがある。本トラストは、本サブ・ファンドの投資目的を実施する目的で、本サブ・ファンドのために1つ以上のデリバティブ取引を締結することができる。したがって、本サブ・ファンドは、当該デリバティブの相手方当事者の信用リスクおよび当該相手方当事者の取引に基づく義務の不履行リスクにさらされる。投資運用会社もしくは本サブ・ファンドの相手方当事者の破産もしくは清算があった場合または当該相手方当事者が契約上の義務を充足することができないもしくはこれを望まない場合に、本サブ・ファンドの純資産価額もしくは店頭金融デリバティブ商品または本サブ・ファンドの投資目的の実現能力に悪影響が及ぶことがある。相手方当事者が本サブ・ファンドとのデリバティブに基づく自らの義務の履行を怠った場合、関連するデリバティブの価額、ひいては本サブ・ファンドの純資産価額に悪影響が及ぶことがある。

エクスポージャーが本サブ・ファンドの純資産価額の10%を超過する場合、本トラストは、相手方当事者への本サブ・ファンドのエクスポージャーを監視すること、相手方当事者に従来よりも多くの本件担保の差入れまたは関連する取引の手仕舞いを要求すること、または、本サブ・ファンドの相手方当事者リスクを低下させることとなるその他の措置を取ることににより、当該リスクを最小限に抑えることを追求する。ただし、これらの措置が本サブ・ファンドの相手方当事者のエクスポージャーを軽減することに成功するという保証はない。

- (b) 本サブ・ファンドの課税

本サブ・ファンドが投資する店頭金融デリバティブ商品に関し、関連する税務に関する制定法または慣行に変更があった状況において、本サブ・ファンドに悪影響が及ぶこともあり、これにより、本サブ・ファンドが予期せぬ納税義務を負うことがある。税務関連の法令の想定外の適用により、損失リスクも存在する。

- (c) 法務

原商品、満期日、契約規模およびストライク・プライスに関して標準化されている取引所取引のデリバティブ商品とは異なり、店頭金融デリバティブ商品の条項は、原則として、商品の相手方当事者との交渉を通じて確立される。こういった種類の取決めは、本トラストが本サブ・ファンドのニーズにあった商品に仕立て上げる大きな柔軟性を有することを可能にす

る一方で、店頭金融デリバティブ商品が法律上実行可能であるとみなされていないまたは正確に文書化されていないものである場合に損失リスクを有することから、店頭金融デリバティブ商品は取引所取引商品よりも多大な法務リスクを伴うことがある。

店頭金融デリバティブ商品の当事者においてその条項に関する適切な解釈に関する意見の不一致があるという法務リスクまたは文書化リスクもある。かかる紛争が生じた場合、本トラストが本サブ・ファンドの契約上の権利を実施するために必要とされる法律上の手続に係る経費および予測不可能性によって、本サブ・ファンドが店頭金融デリバティブ商品に基づく請求を行わないよう決定することがある。よって、本サブ・ファンドは、店頭取引契約に基づく支払いを得ることができないリスクを負い、また、当該支払いは、遅滞するまたは本サブ・ファンドに訴訟費用が発生した後にのみ行われることがある。

(d) 評価リスク

投資予定者は、店頭金融デリバティブ商品等の商品が単一の市場価値を有するものではないことがあることに留意すべきである。店頭金融デリバティブ商品の呼値のスプレッドまたはその他の市場相場の間の差額は、その価格形成パラメーターに係る様々な見積もりをもって部分的に説明できる。

(e) 利益相反

相手方当事者が投資運用会社のグループ会社の構成会社でもある場合、店頭金融デリバティブ商品は、独立当事者間取引として交渉される通常の商業上の条件で、かつ、受益者の最善の利益に合う場合にのみ締結することができる。

相手方当事者（投資運用会社のグループ会社の構成会社を含む。）は、店頭金融デリバティブ商品の実施の結果として自らまたはその関係者が所有することとなった情報について、当該情報の通知による影響を受けるもの、または当該情報をサブ・ファンドに開示する義務を負うものとはみなされない。相手方当事者およびそれらの関係者はいずれも、かかる取引によりまたはこれに関連して生じたまたは派生した収益または利益について、サブ・ファンドに説明する義務を負うものではない。

相手方当事者の価格を確認する当事者もまた、相手方当事者から独立し、かつ、投資運用会社による任命を受けたJ.P.モルガン・グループ会社の構成会社であることがある。各相手方当事者は、銀行業務、証券取引業務および仲介業務に従事し、ならびに投資銀行サービスおよび投資顧問サービスを提供する証券金融会社である。通常の業務過程において、各相手方当事者および/もしくはその関連会社ならびに/またはそれらの各従業員、取締役、役員、代理人もしくは代表者は、サブ・ファンドの投資先資産の持分もしくはポジションを有しているもしくは有していたことがある場合があり、またはかかる資産に関連するポジションもしくは契約の売買その他取引を行うことがある。かかる業務は、当該サブ・ファンドの投資先資産の価値に影響を及ぼす場合もあれば、及ぼさない場合もあるが、投資予定者は、潜在的な利益相反が生じ得ることに留意すべきである。

(f) 本件担保投資対象の債務不履行により生じるリスク

店頭金融デリバティブ商品に関する本件担保は、1つ以上の発行体の債務不履行により起こる元本割れリスクを最小限に抑えるために、店頭金融デリバティブ商品に関する本件担保は、G7諸国の国債で受領されるか、現金で受領された場合にはG7諸国の国債を対象範囲として投資が行われる。ただし、例えば発行体または本件担保として保有される債券の債務不履行により元本割れがあった場合、本件担保の価値が下がることがある。この結果、本サブ・ファンドは、債務不履行時と本件担保の翌評価日時点との時間差の間に完全な担保を受けることができないことがある。本サブ・ファンドの純資産価額は、関連する相手方当事者が同時債務不履行に陥らない限り、影響を受けない。

(g) 休業日リスク

本件スワップ取引は、1つ以上の参照資産の評価の休業日に調整がなされる可能性が高い。本サブ・ファンドは自らの営業日ではない日における申込みまたは買戻しを受け付けること

はできないが、本件スワップ取引は、その条項に従い、自動的に再調整することが可能であり、当該再調整により本サブ・ファンドの純資産価額に悪影響が及ぶことがある。

参照資産に連動する受益証券の一般的ナリスク要因

参照資産の所有権の不存在

受益証券の購入者は、関連する参照資産が、当該受益証券の購入者の利益のため、本サブ・ファンドのためまたはその勘定で受託会社により保有されず、それゆえ購入者には所有権（議決権、配当もしくはその他の分配を受領する権利または受益証券が参照する参照資産に関するその他の権利を含むが、これらに限られない。）がない旨留意すべきである。疑義を避けるために付言すると、J.P.モルガンの関係会社のいずれも、参照資産を取得および保有する義務を何ら有しない。

参照資産のパフォーマンスに連動する受益証券のパフォーマンス

受益証券が1つ以上の参照資産を参照する場合、当該受益証券の購入者は、同参照資産のパフォーマンスにさらされる。

参照資産の過去のパフォーマンスは、将来的なパフォーマンスを示すものではない。

受益証券の購入時点における参照資産の過去のパフォーマンスに関する情報は、将来的に生じる参照資産の変動幅または動向を示すものと考えられるべきではない。

参照資産の評価の延期または代替的な提供は、受益証券の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

計算代理人は、評価を行う日が、(i)取引予定日もしくは関連する参照資産の条項および条件に従った調整対象となる他の日ではない日に該当する場合ならびに/または(ii)参照資産の評価に影響を及ぼす、関連する参照資産に関する市場混乱事由が発生した場合に、計算代理人が、受益証券の条項および条件に定められるかかる参照資産の評価の当然の停止または代替的な提供を行う広い裁量（計算代理人による、その裁量によるかかる参照資産の評価の決定を含み、これにより受益証券の価値に悪影響が及ぶことがある。）を有すると決定することがある。

通常、参照資産の通貨とは異なる通貨で支払われる受益証券に関する外国為替通貨エクスポージャーが存在する。

受益証券の条項および条件が、受益証券の支払いを参照資産の通貨とは異なる通貨で行う旨規定し、かつ、当該受益証券には通貨リスクをヘッジする特性がない場合、当該受益証券の投資家は、参照資産のパフォーマンスにさらされるだけでなく、予想することのできない外国通貨の実勢為替レートにもさらされることがある。購入者は、外国為替レートが極めて変動的であり、かつ、海外為替市場における通貨の需給（経済要因（関連諸国のインフレ率、各国間の利率の差、経済予測、国際政治要因、通貨兌換性および関連通貨での財政投資の安全性および投機性ならびに政府および中央銀行により取られる措置（例えば、規制管理または税金の賦課、既存の通貨に取って代わる新しい通貨の発行、通貨の平価切下げもしくは平価切上げによる為替レートもしくは為替特性の変更または特定の通貨の為替レートおよび利用可能性に影響を及ぼす特定通貨の為替もしくは送金に関する為替管理の強制）を含む。）による。）により決定されるまたは決定されている旨留意すべきである。受益者の自国通貨と受益証券の償還額の支払いの関連通貨間における外国為替変動は、受益証券の行使または売却により得られる利益または損失を自国通貨に換算する予定の受益者に影響を及ぼすことがある。

1つ以上の特定の種類の参照資産に連動する受益証券に付随するリスク要因

参照資産としての譲渡可能な有価証券に付随するリスク

(a) 受益証券のパフォーマンスに影響を与える要因は、受益証券の価値に悪影響を及ぼすことがある。

譲渡可能な有価証券のパフォーマンスは、資本市場における金利および価格の水準、為替の動向、政治的要因ならびに会社独自の要因（収益ポジション、市場ポジション、リスク環境、受益者の構成および分配方針等）等のマクロ経済的要因に依拠する。

- (b) 譲渡可能な有価証券の発行者に対する請求権または譲渡可能な有価証券に対する遡及権の不存在

参照資産としての譲渡可能な有価証券は、譲渡可能な有価証券に対する請求権または譲渡可能な有価証券への投資を示すものではなく、受益者は、譲渡可能な有価証券の発行者または当該譲渡可能な有価証券に対して、当該譲渡可能な有価証券に基づく遡及権を有しない。受益証券は、いかなる形であれ、譲渡可能な有価証券の発行者によって後援、保証、または販売促進もされておらず、かつ、かかる発行者は、受益者に関して自己の行為がもたらす結果を考慮する義務を負わない。したがって、譲渡可能な有価証券の発行者は、受益証券の購入者の利益を考慮することなく、当該譲渡可能な有価証券に関して措置を講じることができ、かかる措置は受益証券の価値に悪影響を及ぼすおそれがある。

- (c) 計算代理人が本件スワップ取引に関して行う決定は、受益証券の価値に悪影響を及ぼすことがある。

市場混乱事由が参照資産に関して発生したと判断した場合、本件スワップ取引に基づく計算代理人は、(i) 当該参照資産の条件に関して調整を行うこと、および/または(ii)（参照資産の場合は）本件スワップ取引を早期終了させることを含む、当該事由に対応するための一定の決定を行う広範な裁量権を有する。かかる決定はいずれも、受益証券の価値に悪影響を及ぼすことがある。

参照資産としての指数に付随するリスク

- (a) 指数のパフォーマンスに影響を与える要因は、受益証券の価値に悪影響を及ぼすことがある。

指数は譲渡可能な有価証券またはその他の資産の合成ポートフォリオにより構成されるため、指数のパフォーマンスは、資本市場における金利および価格の水準、為替の動向、政治的要因および（受益証券の場合は）会社独自の要因（収益ポジション、市場ポジション、リスク環境、受益者の構成および分配方針等）を含む、受益証券または当該指数を構成するその他の構成要素に関連するマクロ経済的要因に依拠する。

- (b) 受益証券に関するリターンをもたらすリスクに対するエクスポージャーは、指数の構成銘柄である裏付投資証券またはその他の資産への直接的な投資を反映していない。

指数を参照する受益証券に関して支払われるリターンは、購入者が当該指数の構成銘柄から構成される関連する資産を実際に所有する場合に当該購入者が実現するであろうリターンを反映していないことがある。例えば、指数の構成銘柄が譲渡可能な有価証券である場合、受益者は、当該譲渡可能な有価証券に関して支払われる配当を受領せず、またかかる配当に関するリターンに参加しない（当該指数が関連する水準を計算するためにかかる配当を考慮する場合を除く。）。同様に、受益者は、関連する指数の構成銘柄から構成される譲渡可能な裏付有価証券またはその他の資産に対して議決権を有しない。したがって、参照資産としての指数を参照する受益証券の購入者が当該受益証券の買戻時に受領する支払額は、当該購入者が当該指数の構成銘柄に直接投資していた場合に受領したであろう金額よりも少なくなる可能性がある。

- (c) 指数の構成銘柄の変更または指数の廃止は、受益証券の価値に悪影響を及ぼすおそれがある。

指数のスポンサーは、1つ以上の構成銘柄の水準を変更する可能性のある、当該指数の構成銘柄の追加、削除、もしくは置換えまたはその他の方法による変更を行うことができる。新たに追加される構成銘柄のパフォーマンスが元の構成銘柄よりも著しく悪く、または良好となることがあるため、指数の構成銘柄の変更は当該指数の水準に影響を与える可能性があり、これによって当該指数を参照する受益証券の価値に影響が及ぶ可能性がある。かかる指

数のスポンサーはまた、当該指数の計算または提供の変更、中止または停止も行うことができる。指数のスポンサーは、受益証券の募集および販売には関与せず、当該受益証券の購入者に対していかなる義務も負わない。指数のスポンサーは、受益証券の購入者の利益を考慮することなく、当該指数に関して措置を講じることができ、かかる措置は受益証券の価値に悪影響を及ぼすおそれがある。

- (d) 指数変更、指数取消し、指数障害および指数水準の訂正に対するエクスポージャー
指数の計算代理人は、特定の指数の規則に従って当該指数に関する一定の決定および調整を行う広範な裁量権を有する。指数の計算代理人による決定、計算および解釈ならびに当該指数の規則は、関連する参照資産の価値および関連するサブ・ファンドの純資産価額に影響を与えることがある。かかる決定、計算および解釈は、指数の変更、取消しまたは障害に関連して、受益者に悪影響を与えることがある。
- (e) 後記「参照資産に関する計算代理人」を参照のこと。「自社指数」または「戦略」に関連する追加のリスクが存在する。
後記「利益相反」を参照のこと J.P.モルガンの関連会社が、参照資産に該当する指数または戦略のスポンサーである場合がある。
- (f) 商品指数に関する追加のリスクが存在する。
後記「「ローリング」の潜在的効果を含む商品指数に関連する追加のリスク」を参照のこと。
後記「利益相反」を参照のこと J.P.モルガンの関連会社が、参照資産に該当する指数または戦略のスポンサーである場合がある。

参照資産としてのコモディティに付随するリスク

投資家は、本トラストおよび本サブ・ファンドのいずれも、コモディティに直接投資することができないことに留意すべきである。

- (a) コモディティのパフォーマンスに影響を与える要因は受益証券の価値に悪影響を及ぼすことがあり、コモディティの価格はその他の資産クラスよりも変動性が高くなることもある。コモディティの取引は、投機的であり、非常に変動性が高くなることもある。コモディティの価格は、予想不可能な様々な要因（例えば、需給関係の変化、天候の傾向および異常気象、政府のプログラムおよび政策、国内のおよび国際的な政治的、軍事的、テロおよび経済的事由、会計、財政および為替管理のプログラム、金利および為替レートの変動ならびにコモディティおよび関連契約における市場取引行為の変更および停止または途絶を含む。）による影響を受ける。コモディティの価格は、その他の資産クラスよりも変動性が高くなることもあるため、コモディティへの投資はその他の投資よりもリスクが高くなる。
- (b) 商品契約および一定の商品契約は、規制されていない取引所または「規制を受けている」取引所において取引されることがある。
本サブ・ファンドがエクスポージャーを取得するコモディティは、(a) 予め定められた価格および受渡期間（限月といわれる場合もある。）において一定の金額の裏付現物商品を売買する契約、または(b) 裏付現物商品の価格の変動に基づく現金の支払および受領を行う契約のいずれかである商品契約により構成される。
商品契約は、規制を受ける専門の先物取引所において取引されることがある（先物契約等）。商品契約はまた、規制度合いがより低いか、あるいは実質的な規制が全くない取引施設において市場参加者間で「店頭で」直接取引される可能性もある。したがって、かかる「店頭」契約の取引は、規制を受ける専門の先物取引所で取引される契約と同一の規定には服さず、またかかる契約に与えられる保護を受けない場合があるため、当該「店頭」契約の流動性および価格履歴に関する追加のリスクが存在することがある。
- (c) 商品先物契約に連動する投資は、関連する現物商品に連動する投資とは異なるリターンをもたらすことがあり、一定のその他のリスクを伴う。

コモディティに関する先物契約の価格は、一般に、裏付コモディティの現物価格の割増価格または割引価格となる。この不一致は、(i) 関連費用（保管費用、輸送費用および保険費用等）を原因とする現物価格を調整する必要性、および(ii) スポット市場および先物市場に影響を与える全般的な要因を評価するために異なる手法が用いられること等の要因によるものである。また、コモディティの種類に応じて、スポット市場および先物市場の流動性が大幅に異なる可能性がある。したがって、商品先物契約に連動する投資は、関連する現物商品に連動する投資とは異なるリターンをもたらすことがある。

先物契約への投資は、一定のその他のリスク（流動性が不足する可能性を含む。）を伴う。先物ポジションの保有者は、かかるポジションの流動性が不足した原因が、一定の商品取引所が「1日の値幅制限」に基づきかかる先物契約の価格の変動に制限を課したことでであると判断することがある。特定の先物契約の価格が1日の値幅制限に相当する金額の幅で上昇または下落した場合、当該契約におけるポジションは、保有者が当該制限額でまたは当該制限額の範囲内で取引を実行することを望む場合を除き、取得または清算することができない。その結果、保有者は、好ましくないポジションを迅速に清算することを妨げられ、重大な損失を被る可能性がある。様々なコモディティにおける先物契約価格が、時に、ほとんどまたは全く取引がないまま数日間連続して1日の値幅制限を超えたことがあった。かかる状況における損失は、影響を受ける先物契約連動型商品指数を参照資産とする本サブ・ファンドのリターンに悪影響を及ぼすおそれがある。

(d) 「ローリング」の潜在的効果を含む商品指数に関連する追加のリスク

商品指数は、特定の指数に依拠して、一定のコモディティに関する商品契約のバスケットのパフォーマンスを追跡する指数である。商品指数に含まれる各コモディティの組入比率は、特定の指数に依拠し、一般に当該指数の関連する指数規則に記載される。商品指数は、かかるコモディティに対する継続的なエクスポージャーを維持するため、構成銘柄である商品契約のうち満了するものに「ローリング」を適用する。具体的には、満了する商品契約は関連する指数規則に基づきロールされるよう要求されるため、当該商品指数は、清算される当該満了商品契約に対するエクスポージャー、および同等のエクスポージャーを取得するための別の（通常は期先の）商品契約に対する新たなエクスポージャーを反映するために計算される。商品契約は、予め定められた満了日、すなわち当該商品契約に係る取引が停止する日を有する。商品契約を満了時まで保有することにより、裏付現物商品の受渡しが行われ、または現金精算の実行もしくは受領を行う要件が生じる。また、商品契約のローリングとは、満了が迫っている商品契約（以下「期近商品契約」という。）が満了前に売却され、満了日がより遠い商品契約（以下「期先商品契約」という。）が買い付けられることをいう。

「ローリング」は、以下を含む方法によりコモディティへの投資の価値に影響を与える可能性がある。

- (i) 商品契約への投資は、「ローリング」により増加または減少することがある：期近商品契約の価格が期先商品契約の価格を上回る場合（当該コモディティは「逆鞘」であるといわれる。）、前者から後者へのローリングにより、期先商品契約に対するより大きいエクスポージャーが取得される。したがって、当該商品契約の価格の変動に関する新たなポジションに係る損失または利益は、「ロール」前と同じ金額のエクスポージャーを合成的に有していた場合よりも大きくなる。反対に、期近商品契約の価格が期先商品契約の価格を下回る場合（当該商品は「順鞘」であるといわれる。）、ローリングにより、期先商品契約に対するより小さいエクスポージャーが取得される。したがって、当該商品契約の価格の変動に関する新たなポジションに係る利益または損失は、ロール前と同じ金額のエクスポージャーを合成的に有していた場合よりも小さくなる。
- (ii) 商品契約が順鞘（または、逆鞘）である場合、当該契約は、時間の経過とともにマイナス（または、プラス）の影響をもたらすと予想される（が、かかる影響をもたらさ

ないこともある。)。商品契約が順鞘である場合、期先商品契約の価格は、一般に満了が近づくとつれ下落すると予想される（が、下落しないこともある。）。かかる場合において、ローリングは、一般に、当該商品契約への投資にマイナスの影響を及ぼすと予想される。商品契約が逆鞘である場合、期先商品契約の価格は、一般に満了が近づくとつれ上昇すると予想される（が、上昇しないこともある。）。かかる場合において、ローリングは、一般に、当該商品契約に対するエクスポージャーにプラスの影響をもたらすと予想される。

商品契約のバスケットを参照する指数に連動する本サブ・ファンドの場合、満了する商品契約は、清算または新たな期先商品契約のポジションの締結を行うことなく、単に変更される。したがって、上記のローリングの影響は、直接的には参照資産に適用されない。そのため、投資家は、ローリングに直接的に参加せず、またその結果直接的な影響を受けることもない。ただし、その他の市場参加者は、「ローリング」のメカニズムに従って行動する可能性があり、かかる行為が、参照資産の価値に間接的な悪影響を及ぼすことがある。

- (e) コモディティに関する法律上および規制上の変更は、早期償還を招くことがある。

コモディティは、本サブ・ファンドに対するスワップ相手方当事者の義務に関して裏付取引またはヘッジ取引に従事するスワップ相手方当事者の能力に影響を与えるおそれのある方法で変更される可能性のある法規制制度に服する。かかる制度の変更は、関連するスワップ取引の早期終了、およびその結果として本サブ・ファンドの早期終了を招くおそれがある。

コモディティは、本サブ・ファンドの受益証券の価値に悪影響を及ぼすおそれのある方法で変更される可能性のある米国の法規制制度に服し、またかかるその他の国の法規制制度にも服する場合がある。例えば、米国の下院および上院は、コモディティ市場の投機性を低下させ、透明性を向上させることを意図した法律を検討している。かかる法律が成立すれば、特に、米国商品先物取引委員会または各取引所は、商品先物契約のポジションに対してポジション制限を設ける規則を採用することを求められる可能性がある。

参照資産としての様々な構成銘柄により構成されるバスケットに付随するリスク

- (a) バスケットおよびその裏付構成銘柄のパフォーマンスに対するエクスポージャー

受益証券が参照資産のバスケットを参照する場合、当該受益証券の購入者は、当該バスケットのパフォーマンスにさらされる。当該購入者は、バスケットの各構成銘柄のパフォーマンスに係るリスクを負う。個別のバスケット構成銘柄に付帯する特定のリスクに関する詳細については、上記をご参照されたい。

- (b) バスケット構成銘柄に高い相関関係がある場合、支払金額に重大な影響を与えることがある。

バスケット構成銘柄の相関関係は、個別のバスケット構成銘柄のパフォーマンスが同時に変動する傾向がある範囲を示す。例えば、すべてのバスケット構成銘柄が同一のセクターおよび同一の国に由来している場合、一般に高いポジティブな相関関係が想定されることがある。過去の相関率は将来の相関率を決定する要因とはならない。投資家は、バスケット構成銘柄が過去のパフォーマンスに基づき相関していないように見受けられても、全般的な不況またはその他の政治経済的事由により同一の不利なパフォーマンスを被ることがあることを認識すべきである。バスケット構成銘柄が高い相関関係にある場合、バスケット構成銘柄のパフォーマンスの変動により、受益証券のパフォーマンスが過大評価される。

- (c) 単一のバスケット構成銘柄のマイナスのパフォーマンスが、1つ以上のその他のバスケット構成銘柄のプラスのパフォーマンスを上回ることがある。

受益証券の購入者は、1つ以上のバスケット構成銘柄のパフォーマンスがプラスとなった場合でも、後記「第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等（1）海外における販売申込手続」に記載の条件および条項に基づき、その他のバスケット構成銘柄のパフォーマンス

スが大幅にマイナスとなれば、バスケットのパフォーマンス全体がマイナスとなることを認識すべきである。

- (d) 小規模バスケットまたは不平等加重バスケットは、一般に、特定のバスケット構成銘柄の価値の変動による影響をより受けやすい。

構成銘柄がより少ないバスケットのパフォーマンスは、一般に、後記「第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等（1）海外における販売 申込手続」に記載の条件および条項に基づき、より多くのバスケット構成銘柄を含むバスケットと比較して、特定のバスケット構成銘柄の価値の変動による影響を受けやすい。

一部のバスケット構成銘柄により重きを置くバスケットのパフォーマンスは、一般に、後記「第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等（1）海外における販売 申込手続」に記載の条件および条項に基づき、各バスケット構成銘柄に比較的平等に重きを置くバスケットと比較して、当該特定のバスケット構成銘柄の価値の変動による影響を受けやすい。

- (e) バスケットの構成銘柄の変更は、バスケットのパフォーマンスに悪影響を及ぼすことがある。

参照資産の条件により、一定の状況下においてバスケットの構成銘柄を調整する権利が計算代理人に付与される場合、投資家は、変更後のバスケット構成銘柄のパフォーマンスが当初のバスケット構成銘柄と異なる場合があり、これによりバスケットのパフォーマンスが悪影響を受ける場合があるということを認識すべきである。

計算代理人の使用に関するリスク

本件スワップ取引に基づく計算代理人

本件スワップ取引に基づき計算代理人が行うすべての決定および計算は、誠実に、かつ、商業上合理的な方法により行われる。本件スワップ取引の規定に基づく計算代理人の計算および決定における誠実な間違いまたは不作為に関して、計算代理人は関連するサブ・ファンドに対して一切責任を負わず、当該サブ・ファンドは計算代理人に対して請求を行う権利を有しない。計算代理人の決定および計算は、明白な誤りがない限り、最終的かつ確定的なものであり、本件スワップ取引の当事者を拘束するものである。

参照資産に関する計算代理人

参照資産の計算代理人による決定および計算は、当該参照資産の価値および関連するサブ・ファンドの純資産価額に影響を与えることがある。

指数または戦略（以下「指数等」という。）に該当する参照資産の計算代理人は、指数等の規則（以下「指数等規則」という。）に基づき自己が行う決定または計算に関して、誠実に、かつ、商業上合理的な方法により行為する。かかるすべての決定、計算および計算代理人による指数等規則の解釈は、最終的かつ確定的なものであり、拘束力を有する。いかなる者も、かかる決定、計算および解釈に関して計算代理人に対して請求を行う権利を有しない。

関連する指数等の計算代理人は、通常、

- (a) 理由の如何を問わず、指数等または指数等規則に関連して行った決定もしくは計算または講じた措置を修正する義務を負わず、また
- (b) 指数等もしくは指数等の水準の公表（もしくはかかる水準の公表の不履行）に関して、またはいずれかの者による指数等もしくはその水準の利用に関して行われる決定または事項（または行われなかった決定または事項）につき、いかなる者に対しても責任を負わない（過失の結果としてかその他によるかを問わない。）。

指数等に関して、

- (a) 関連する指数等の営業日における当該指数等の水準に関する計算に用いられる裏付構成銘柄、変動要素、インプットまたはその他の事項の水準または価格が、後日訂正され、当該訂

正が当該裏付構成銘柄または関連する公表源の関連するスポンサーにより公表された場合、または

- (b) 関連する指数等の計算代理人が当該指数等の営業日における当該指数等の水準に関して、自己の計算または決定における間違いまたは不作為を特定した場合は、当該指数の計算代理人は、実務上可能かつ自己が重要と考える限りにおいて、当該指数等の当該営業日および/またはその後の各営業日における公表済みの当該指数等の水準を調整または訂正し、実務上合理的に可能な限り速やかに当該指数等の訂正後の水準を（当該指数等の計算代理人が決定する方法により）公表することができる。

指数等に関して、当該指数等の計算代理人（またはその関連会社）に（必要に応じて）付与された裏付構成銘柄を当該指数等のために利用するライセンスが終了した場合、または裏付構成銘柄を当該指数等のために利用する計算代理人の権利がその他争われ、損なわれ、または停止された場合（理由の如何を問わない。）には、当該指数等の計算代理人は、当該裏付構成銘柄を当該指数等から除外し、または当該裏付構成銘柄を置き換えることができ、また指数等規則に関して、当該指数等の計算代理人が選定する日においてかかる事由に対応するために適切であると判断する調整を行うことができる。

計算代理人は、指数等に関して、適用法令の変更の発生（および/または継続）後必要に応じて裏付構成銘柄を除外し、または置き換えることができる。計算代理人が適用法令の変更の結果、裏付構成銘柄を除外し、または置き換えた場合、関連する指数等の計算代理人は、関連する指数等規則に関して、当該指数等の計算代理人が選定する日においてかかる除外または置換えに対応するために適切であると判断する調整を行うことができる。

指数等の計算代理人による決定、計算および解釈ならびに当該指数等の指数等規則は、関連する参照資産の価値および本サブ・ファンドの純資産価額に影響を与えることがある。

本サブ・ファンド特有のリスク

リターンに対するリスク

すべての投資家は、本書に記載される自己の受益証券の価値がS&P 500のパフォーマンスに依拠することを認識すべきである。

したがって、受益証券は、以下の場合にのみ投資家に適しているとみなされるべきである。

- ・ 主に本サブ・ファンドのリターンをもたらすS&P 500のパフォーマンスによって投資家の受益証券がどのようなパフォーマンスとなるかを十分に理解するため、投資家が本サブ・ファンドの投資方針の遂行方法を読了し、理解している場合。
- ・ S&P 500が下落した場合、投資家は、受益証券の償還時に自己の当初投資額を下回る金額を受領することになるため、自己の投資期間中はS&P 500がプラスのリターンを生み出すと考えている場合。

運用歴の欠如

本サブ・ファンドは、最近設立された。本サブ・ファンドがその投資目的を達成するという保証はない。投資運用会社の過去の実績は、本サブ・ファンドへの投資の将来の成果を示唆するものと解釈してはならない。

株式リスク

本サブ・ファンドの受益証券への投資は、S&P 500で取引される株式の幅広いポートフォリオに投資する場合のリスクと類似するリスクを伴い、これには政治経済の動向、金利の変更および認知された株価の動向等の要因により生じる市場変動が含まれる。

パッシブ投資

本サブ・ファンドは、主に、S&P 500に含まれ、またはこれを反映する有価証券（その投資上の利点を問わない。）に投資する。投資運用会社は、個別に株式を選定することまたは低迷した市場

において防御色の強いポジションを取ることを試みない。したがって、本サブ・ファンド固有の投資特性により市場変化に適應する裁量権がないことにより、S&P 500が下落すれば本サブ・ファンドの価値が呼応して下落することが予想される。

運用リスク

本サブ・ファンドは常にS&P 500の構成銘柄を完全に再現することができるとは限らず、また随時指数構成銘柄でない有価証券を保有することができるため、本サブ・ファンドは運用リスクを負う。投資運用会社の手法および戦略は、とりわけ投資運用契約および適用法令に基づく多くの制限に従って実施されるため、意図した結果をもたらすことができないリスクがある。

また、投資運用会社は、本サブ・ファンドの利益のため、本サブ・ファンドを構成する有価証券に関して株主の権利を行使する絶対的な裁量を有する。

かかる手法、戦略または裁量権の行使によって本サブ・ファンドの投資目的が達成されるという保証はない。投資家は、管理会社、投資運用会社、本サブ・ファンドまたは受益者のいずれも本サブ・ファンドを構成する有価証券に関して議決権を有しない場合があるということにも留意すべきである。

トラッキング・エラー・リスク

本サブ・ファンドのリターンは、多数の要因により、S&P 500のリターンから逸脱する可能性がある。例えば、本サブ・ファンドの報酬および費用、市場の流動性、本サブ・ファンドの資産とS&P 500の構成銘柄である有価証券との間のリターンの不完全な相関関係、株価の端数処理、外国為替費用、S&P 500の構成銘柄の変更ならびに規制上の方針は、本サブ・ファンドとの密接な相関関係を形成する投資運用会社の能力に影響を及ぼす可能性がある。サブ・ファンドの投資収益に課税される源泉徴収税によって、サブ・ファンドにトラッキング・エラーが生じる可能性がある。さらに、本サブ・ファンドは自己の資産から収益を受領することができるが、S&P 500はかかる収益源を持たない。常にS&P 500のパフォーマンスが正確にまたは全く同様に再現されるという保証はなく、また本サブ・ファンドの投資方針または投資運用会社の手法および戦略の利用がトラッキング・エラーの減少または回避に役立つという保証もない。

投資運用会社はS&P 500に対するトラッキング・エラーに関して本サブ・ファンドを定期的にモニタリングするが、本サブ・ファンドが特定の水準を下回るようトラッキング・エラーを回避し、または減少させることができるという保証はない。

投資対象の構成の変更

指数構成銘柄の上場廃止または新規証券のS&P 500への組入れにより、S&P 500の構成銘柄が変更される可能性がある。S&P 500の構成銘柄に変更があった場合、本サブ・ファンドが所有する有価証券の組入比率または構成は、投資運用会社が本サブ・ファンドの投資目的に基づいて適当とみなす時に適当とみなすものに変更される可能性がある。本サブ・ファンドは、通常、S&P 500についてその構成銘柄の変更を反映するが、かかる構成銘柄の変更に一致しないことがある。

指標を再現するための資産の不足

本サブ・ファンドの管理下にある資産が不十分であることにより、本サブ・ファンドが当該時点で適切にS&P 500のパフォーマンスを再現するために指数構成銘柄に投資することができない可能性がある。かかる場合、投資運用会社は、管理会社と協議の上、本サブ・ファンドがS&P 500に完全に連動するために指数構成銘柄に投資できるようになるまで、期間を限定して、本サブ・ファンドに現金または現金等価証券へ投資させることを決定することができる。投資家は、かかる現金または現金等価物への投資を行う限定期間において、本サブ・ファンドがその主要な投資目的を達成しないことに留意すべきである。かかる状況が定期的にはまたは長期間にわたって発生することは想定されていないが、発生した場合には、本サブ・ファンドの投資目的が悪影響を受け、本サブ・ファンドの停止および/または終了につながる可能性がある。

デリバティブ商品

本サブ・ファンドは、様々なデリバティブ商品（先物、オプション、先渡契約、スワップその他のボラティリティが大きく、投機的であるデリバティブを含むが、これらに限られない。）を利用することができる。投資運用会社は、効率的なポートフォリオ運用のためにデリバティブ商品を利用することもできる。デリバティブ商品を通じて保有される一定のポジションは、市場価格の広汎かつ急激な変動にさらされ損益額の変動につながる可能性がある。デリバティブ商品の利用には様々なリスクが伴う。かかるリスクには、以下が含まれるが、これらに限られない。

- (a) **トラッキング** ヘッジ目的で利用される場合、デリバティブ商品の価格変動とヘッジしようとする裏付投資対象の価格変動の間に不完全なまたは異なる程度の相関があると、投資運用会社が意図したヘッジ効果の達成が妨げられるか、または本サブ・ファンドのポートフォリオが損失リスクにさらされる場合がある。
- (b) **流動性** デリバティブ商品は、特に多額の取引が行われる場合、常に流動性が確保されるとは限らない。そのため、ボラティリティが大きい市場では、投資運用会社が、損失を負わずにポジションを手仕舞うことができない場合がある。さらに、投資運用会社が一定のデリバティブ商品の取引を行う取引所は、日々の値幅制限および投機的ポジション制限を受ける場合がある。これらの制限により、投資運用会社はポジションの速やかな清算を妨げられ、それにより、ポートフォリオがさらなる損失の可能性にさらされる場合がある。
- (c) **レバレッジ** デリバティブ商品の取引は、結果として多額のレバレッジをもたらす可能性がある。デリバティブ商品の取引がもたらすレバレッジにより、本サブ・ファンドが得る利益および本サブ・ファンドが被る損失が増幅する可能性がある。これにより、投資運用会社がデリバティブ商品のレバレッジ特性を利用しなかった場合よりも本サブ・ファンドの純資産価額が激しく変動する可能性がある。
- (d) **店頭取引** 本サブ・ファンドのポートフォリオに関して売買されるデリバティブ商品には、取引所で取引されていない商品が含まれる場合がある。店頭オプションは、取引所で取引されるオプションとは異なり、価格その他の条件が買い手と売り手により交渉される二当事者間の契約である。店頭商品に係る債務者の不履行リスクは、取引所で取引される商品より大きくなる場合があり、また、投資運用会社がかかる商品を処分するまたは当該商品に関する反対売買を行うことが、取引所で取引される商品と比べて容易でない場合がある。さらに、取引所で取引されていないデリバティブ商品の「買い呼び値」と「売り呼び値」の間に大幅な差が生じる場合がある。また、取引所で取引されていないデリバティブ商品は、取引所で取引される商品と同種の規制に服するものではなく、かかる商品に関連して、より厳しい規制環境にある参加者に提供される保護の多くが受けられない場合がある。

販売会社への依拠

受益証券の売買は、販売会社を通じてのみ行うことができる。販売会社は、かかる業務提供に係る報酬を請求することができる。販売会社は、とりわけ、S&P 500の集計または公表が行われていない期間中は、受益証券の申込みまたは買戻しを行うことはできない。また、販売会社は、本サブ・ファンドの純資産価額の計算を妨げるその他の事由が発生し、または本サブ・ファンドのポートフォリオ証券の処分を行うことができない場合は、受益証券の申込みまたは買戻しを行うことはできない。いかなる場合においても販売会社は1社しか存在しないため、投資家が常に受益証券の売買を自由に行うことができないかもしれないリスクがある。最終投資家は、販売会社を通じた本サブ・ファンドへの投資により、受益証券の法的権原を有さず、販売会社に係る支払不能リスクを負う。投資家は販売会社に対し、受益証券を投資家に譲渡するよう要求することができるが、いかなる譲渡も管理会社の裁量に服すものであり、かかる譲渡は、販売会社が支払不能に陥った場合等において、阻害または遅延される可能性がある。

遅れて行われた受益証券の買付注文を販売会社が受領した結果として、関連する取引日の取引期限またはその前後に本サブ・ファンドが購入申込書を受領することにより、投資家が買い付ける受益証券が翌営業日まで第三者である販売会社の関係者により誠実に保有され、かかる第三者が当該

受益証券を投資家の口座への転送のために販売会社に譲渡するという事態が発生する可能性がある。かかる事態となった場合、最終投資家は、受益証券の法的権原を有さず、第三者である販売会社の関係者および販売会社に係る支払不能リスクを負う。さらに、かかる意図された受益証券の転送は、当該第三者である関係者が支払不能に陥った場合等において、阻害または遅延される可能性がある。

流動性

本サブ・ファンドのポートフォリオ証券の取引市場が限定され、無効となり、もしくはなくなった場合または呼び値のスプレッドが拡大した場合、本サブ・ファンドがリバランス行為またはその他の行為を行う場合の指数構成銘柄の売買価格および受益証券の価値は、悪影響を受ける。

受益証券保有者の権利の制限

本サブ・ファンドへの投資は、パッシブ投資とみなされるべきである。受益者は、本サブ・ファンドの日々の運営に参加する権利を有しない。そのため、受益者は、本サブ・ファンドの管理またはサービス提供者の任免を支配することはできない。

知的所有権に関するリスク

本サブ・ファンドは、ライセンス契約に依拠しているが、当該ライセンス契約はS&P 500のライセンサーにより終了される可能性がある。ライセンス契約の終了により、本サブ・ファンドの投資目的および投資方針に関連したS&P 500ならびに関連する商品名、商標およびサービスマークの使用は妨げられる可能性がある。

ライセンスの条件

ライセンス契約の元で、S&P 500のライセンサーは、とりわけ、ライセンサーへの事前の通知およびライセンサーの同意なしに、S&P 500の計算および公表の方法を変更し、S&P 500の計算および公表をとりやめ、または関連する商品名、商標およびサービスマークのS&P 500に関連する使用を変更もしくはとりやめる権利を留保している。かかる状況において、本サブ・ファンドは、英文目論見書の定めに従い停止または終了しなければならない可能性がある。

EUベンチマーク規則

投資家は、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する2016年6月6日付欧州議会および理事会規則（EU）2016/11（以下「ベンチマーク規則」という。）の要件に従い、管理会社が、本サブ・ファンドが用いるベンチマークに重要な変更があったまたはその提供が中止された場合に管理会社が講じる措置を定めた指数に関するコンティンジェンシー・プラン（緊急時対応計画）（以下「指数コンティンジェンシー・プラン」という。）を導入していることに留意すべきである。指数コンティンジェンシー・プランに基づき管理会社が講じる措置により、本サブ・ファンドの投資目的または投資方針が変更されることがあり、これにより、本サブ・ファンドへの投資の価値が悪影響を受ける場合がある。かかる変更は、適用ある法律の要件および英文目論見書の条項に従って実施される。S&P 500のベンチマーク管理者は、ベンチマーク規則に基づきESMAが維持する登録簿に記載され、またはベンチマーク規則に規定された期限内に記載される予定である。

米国源泉徴収税

米国の配当金の支払いには、30%（適用ある条約に基づき軽減される場合がある。）の米国源泉徴収税が課される。さらに、セクション1986年米国内国歳入法（その後の改正を含む。）（以下「歳入法」という。）第871条（m）および同法に基づく規則において、「配当同等物」の支払いは、米国源泉の配当とみなされる。「配当同等物」の支払いとは、（ ）有価証券貸借取引もしくは買戻条件付取引（レボ取引）に従い行われる代替配当の支払いであって、原証券の配当の支払い

を参照するもの、()米国財務省規則第1.871-15条(d)記載の想定元本契約(NPC)(以下「特定想定元本契約」または「特定NPC」という。)に従い行われる支払いであって、原証券の配当の支払いを参照するもの、()米国財務省規則第1.871-15条(e)記載の株式連動商品(ELI)(以下「特定ELI」という。)に従い行われる支払いであって、原証券の配当の支払いを参照するもの、または()その他これらに実質的に類似する支払いをいう。

ELIとは、一または複数の原証券を参照してその価値が決定される金融商品(ただし、有価証券貸借取引もしくは買戻条件付取引(レポ取引)またはNPCを除く。)またはかかる金融商品の組み合わせをいい、先物契約、先渡契約、オプション、不確定支払債券またはその他の契約上の取決めを含む。「原証券」とは、ある事業体が発行する証券であって、当該証券に関する支払いにより米国源泉配当が発生する可能性のあるものをいう。

歳入法第871条(m)に基づく規則は、2018年1月1日より前に発行された、(適用ある米国財務省規則に従い決定される)「デルタ」が1の取引(デルタワン取引)に該当する特定NPCおよび特定ELIに関して適用される。したがって、いずれかの構成銘柄の米国源泉配当の支払いに対応する本サブ・ファンドへの一定の支払い(または、場合により、みなし支払い)には、関連する源泉徴収代理人による決定に従い、30%(適用ある条約により軽減される場合がある。)の源泉徴収税が課される。各投資家は、本サブ・ファンドへの投資に関するまたはこれに基づく支払いに米国連邦源泉徴収税が適用される可能性について、自身の税務アドバイザーに相談すべきである。

利益相反

一般開示事項

管理会社、受託会社、投資運用会社、管理事務代行会社、登録事務代行会社、保管会社および各スワップ相手方当事者ならびにそれらの各持株会社、子会社および関連会社(以下それぞれを「利害関係者」という。)が行うまたは行うことのできる業務において、利益相反が生じることがある。

本トラストは、利害関係者との間で、または利害関係者を通じて取引を行うことがある。

利益相反が生じた場合、管理会社は、当該相反が公正かつ受益者の最善の利益に適うように解決されることを確保すべく努力する。

非独占的サービス

利害関係者は、自らが本トラストに提供するサービスが損なわれないことを条件として、類似するサービスを第三者に提供することができる。利害関係者は、同一または類似する投資対象が本トラストにより、もしくは本トラストの勘定で、またはその他本トラストに関連して保有される可能性があるか否かにかかわらず、投資対象を取得または処分することができる。さらに、利害関係者は、本トラストのために実行された自らが関与した取引により投資対象が本トラストのために取得または処分された場合であっても、当該投資対象を取得、保有または処分することができる。ただし、利害関係者による当該投資対象の取得または処分が独立当事者間取引として通常の商業的条件で実行され、また、本トラストが保有する当該投資対象が受益者の最善の利益に適うよう取得されることを条件とする。取引は、(a)独立した適格者であると受託会社が認めた(または受託会社が関与する取引の場合は、受託会社が満足する条件の)者から当該取引についての証明付評価が得られた場合、(b)組織化された投資取引所において、当該取引所の規則に従い、最良の条件で当該取引が執行された場合、または(c)(a)および(b)が実務上不可能な場合には、独立当事者間取引として受益者の最善の利益に適うよう交渉された通常の商業的条件による執行原則に従っていると受託会社(または受託会社が関与する取引の場合は、管理会社)が満足する条件で当該取引が執行された場合には、独立当事者間取引として交渉された通常の商業的条件で実行されたものとみなされる。非上場証券を評価する適格者が利害関係者の場合、純資産価額に基づき本トラストが支払う報酬は、本トラストの投資対象の価値の上昇に応じて増額されることがある。

投資運用会社および/またはその関連会社は、本トラストも売買する可能性のある資産に直接もしくは間接的に投資し、またはかかる資産に投資する他の投資ファンドもしくは勘定の運用もしくは

はそれらに対する助言を行うことができる。投資運用会社およびその関連会社はいずれも、かかる者が認識した投資機会を本トラストに提供し、または当該取引もしくはかかる者が当該取引から得た利益に関して本トラストに説明する(またはかかる取引もしくは利益について本トラストと共有し、もしくは本トラストに通知する)義務を何ら負うものではない。

投資運用会社は、FCAから認可を取得した結果として、本トラストの勘定以外で自らが現在または将来保有し得る勘定にサービスを提供する際には、投資対象を各勘定に公平に配分する義務を負う。

J.P.モルガン - 利益相反の管理

関連するJ.P.モルガン事業体は、利益相反を管理するためにそれぞれの規制上の義務を遵守し、また、かかる利益相反の取扱いに関する方針を策定する。このような体制の整備が、顧客の利益が損なわれるリスクの予防を合理的な確実性をもって確保するのに十分でない場合には、該当する企業は、当該顧客のために業務を行う前に、かかる相反について当該顧客に開示するものとする。投資家は、以下の事項に留意すべきである。

- (a) JPモルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーション、J.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーおよび投資運用会社は、同一グループ会社の一員である。
- (b) JPモルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーションは、スワップ相手方当事者として行為する。また、JPモルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーションまたはその関連会社は、金融デリバティブ商品または資金調達投資に関する相手方当事者として行為することもある。
- (c) J.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーは、様々な役割を担うことがあり、そのため、本件スワップ取引に関して潜在的な利益相反が生じることがある。J.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーは、本件スワップ取引に関する計算代理人として行為するほか、J.P.モルガン自社の指数または戦略に関する指数計算代理人または戦略計算代理人としても行為する。

JPモルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーションおよびJ.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーまたは場合によりそれらの関連会社は、これらの者が明示的に同意した自らの関連する資格における義務および責任のみを負い、これらの者が行為するにあたっての各資格に関して明示的に定められる以外の他の義務もしくは責任または注意義務を負うものとはみなされない。

J.P.モルガン自社の指数または戦略

自社の指数または戦略は、裏付けとなる構成銘柄およびその保有割合を決定する一定の規則に従って運用される。よって、以下の記載に従うものとする。

- (a) 通常の業務過程において、J.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーまたはその関連会社もしくは子会社は、自己勘定または顧客の勘定で、自社の指数もしくは戦略の構成銘柄または関連するデリバティブの取引を、当該自社の指数または戦略の組入比率の再調整が実施される日またはその同日頃を含むがこれらに限られない日に行うことができる。かかる業務を行う際、J.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーならびにその関連会社および子会社はいずれも、本サブ・ファンドの投資家の状況を考慮し、またはかかる投資家に有利な方法で行為する義務を負うものではない。かかる業務は、本件スワップ取引および本サブ・ファンドの価値に影響を及ぼす場合もあれば、及ぼさない場合もあるが、投資予定者は、利益相反が生じ得ることに留意すべきである。
- (b) 潜在的な利益相反は、自社の指数もしくは戦略または関連するデリバティブについて、当該自社の指数または戦略の組入比率の再調整が実施される日またはその同日頃を含むがこれらに限られない日におけるそれらの仕組みおよび運用、ならびにJ.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー、その関連会社もしくは子会社またはそれらの各受託者、役員、従

業員、代表者、受任者もしくは代理人の通常の業務過程における本件スワップ取引に存在することがある。

開示制限

J.P.モルガン・グループ会社の構成会社は、自己勘定または顧客の勘定で自社の指数もしくは戦略の構成銘柄のデリバティブまたは関連するデリバティブの取引を実行した結果として自らまたはその関係者が所有することとなった情報について、当該情報の通知による影響を受けるもの、または当該情報をサブ・ファンドに開示する義務を負うものとはみなされない。投資運用会社、相手方当事者およびそれらの関係者はいずれも、かかる取引によりまたはこれに関連して生じたまたは派生した収益または利益について、本トラストまたはサブ・ファンドに説明する義務を負うものではない。

スワップ相手方当事者

スワップ相手方当事者は、銀行業務、証券取引業務および仲介業務に従事し、ならびに投資銀行サービスおよび投資顧問サービスを提供する証券金融会社である。通常の業務過程において、スワップ相手方当事者および/もしくはその関連会社ならびに/またはそれらの各従業員、受託者、役員、代理人もしくは代表者は、本サブ・ファンドの投資先資産の持分もしくはポジションを有しているもしくは有していたことがある場合があり、またはかかる資産に関連するポジションもしくは契約の売買その他取引を行うことがある。かかる業務は、本サブ・ファンドの投資先資産の価値に影響を及ぼす場合もあれば、及ぼさない場合もあるが、投資予定者は、潜在的な利益相反が生じ得ることに留意すべきである。

最良執行、ソフト・コミッションおよび仲介手数料の払戻し

本トラストのためにサブ・ファンドの勘定で売買を行うブローカーを選定する際、投資運用会社は、本トラストについて最良執行の確保に同意したブローカーを選択する。この点について、最良執行とは、注文の執行および決済の価格、コスト、スピード等、注文の規模および性質、ならびに注文の執行に関連するその他の勘案事項を考慮した上で、本トラストにとって実現し得る最良の結果を得るためのあらゆる合理的な措置を講じることをいう。各サブ・ファンドの資産を運用するにあたり、投資運用会社は、ブローカーから一定のリサーチならびに統計その他に関する情報および支援を受けることがある。投資運用会社は、本トラストおよび/または投資運用会社が投資裁量権を行使するその他の勘定にかかるリサーチおよび支援を提供したことがあるブローカーに対し、仲介業務を割り当てる可能性がある。手数料の取決めに基づき提供される利益は、本トラストに対する投資サービスの提供を支援するものでなければならない。投資運用会社は、かかる手数料の取決めについて本トラストに通知するものとし、当該取決めは、本トラストの定期報告書で開示されるものとする。

投資運用会社または副投資運用会社がサブ・ファンドのために行う証券の購入および/または売却に関してブローカーから仲介手数料の一部の払戻しを受けた場合、かかる払戻金は、（当該払戻しの取決めにおいて、投資運用会社または副投資運用会社が直接負担し、その支払いが適切に証明され、本トラストとの間で合意された合理的な手数料および費用を控除した上で、）当該サブ・ファンドに払い込まなければならない。投資運用会社は、この点について、当該サブ・ファンドの資産から、投資運用会社が請求した手数料ならびに投資運用会社が直接負担し、その支払いが適切に証明された合理的なコストおよび費用の支払い/払戻しを受けることができる。これまでに、本トラストに関してかかる取決めが行われたことはない。

(2) リスクに対する管理体制

管理会社のシステムおよび統制は以下のとおり構成される。

- (a) 管理会社取締役会：取締役会は、四半期に一度（また、必要に応じて臨時に）会議を開催し、管理会社のリスク管理に責任を負う。

- (b) 管理会社ビジネス・コントロール・フォーラム（以下「BCF」という。）。BCFの構成員は以下のとおりである。

委員長	最高経営責任者
秘書役	内部コントロール部門
常時委員	マンサール・リスク管理部門 ミドル・オフィス/オペレーション部門 コンプライアンス部門 ポートフォリオ運用およびストラクチャリング 監督および取引部門 マネジメント・オフィス

BCFは、月に一度会議を開催し、3名の定足数を必要とし、統制システムの実施の監視およびこれに対する問題について責任を負う。この統制システムは、

- ・ すべての適用ある規制上その他の投資制限に従って管理会社により運用されるファンドおよびサブ・ファンド内のリスクを特定および管理し、
- ・ 管理会社がグループおよび管理会社特有の方針および規則に従って統制および管理されることを確保する。

管理されるリスクの範囲には、取引相手方リスク、信用リスク、市場リスク、評価リスク、業務リスクが含まれ（ただし、これらに限られない。）、監視される統制には、金融上および第三者の監視が含まれる。

BCFは、管理会社の取締役会に情報および決定を上申し、適切な場合には、軽減および是正を勧告する。

- (c) BCFは、特定のリスクまたは問題の上申および管理点として行為するための活動範囲が定められた小委員会を招集する。

最初のかかる小委員会は、価格設定および評価委員会であり、未解決の許容範囲外の金融デリバティブ商品の（第三者の評価代理人または金融デリバティブ商品の取引相手方との）評価差額を検討する責任を負う。許容範囲外の差額は、解決のために管理会社のBCFにより価格設定および評価委員会に上申される。

- (d) 取締役会、小委員会およびBCFをサポートするJ.P.モルガンの共有の管理およびサポート部門には、法務部門、内部監査部門、コンプライアンス部門、リスク部門、ミドル・オフィスおよび運用部門、組織統制部門、技術部門、財務および事業管理部門ならびに人事部門が含まれる。

管理会社は、以下を有する。

- ・ BCFに報告を行う専門のリスク・マネージャー
- ・ J.P.モルガンEMEAのコンプライアンス・オフィサーであるスティーブン・サンダースに報告を行うコンプライアンス部門の人材。この専門の人材は、諮問コンプライアンス・チームに在籍し、管理会社に関連するコンプライアンス活動を主導する。さらに、個人勘定取引、AML、制裁、コンプライアンス調査、教育および登録、利害関係の開示、監督、内部ガバナンスならびに規制上の進展を含むさまざまな中央コンプライアンス部門チームのサポートを受ける。

BCFは、管理会社のシステムおよび統制目的の実施について責任を負い、最高経営責任者および取締役会の両者に対して報告を行う。これらの責任には、評価リスク、取引相手方リスク、市場リスク、流動性リスクおよび業務リスクを含むファンド内のリスクの管理が含まれる。

- (a) 反対評価：内部コントロール部門は、最低でも週に一度、UCITSのファンドについて管理事務代行会社または第三者から独自の評価を得ることを確保する。かかる評価と取引相手方の評価との差額がファンドの設立時に合意された許容範囲を超える場合、内部コントロール部門は、かかる差額の原因を調査し、評価の締切日まで解決されない場合、かかる差額を評価

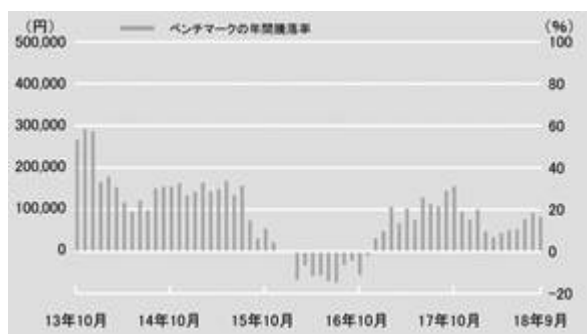
小委員会に上申し、当該小委員会は、純資産価額の計算のために独自の評価を用いるか、純資産価額の公表を遅らせるか、取引相手方の価格を基準として純資産価額を公表するか、または最高経営責任者および/もしくは取締役会にさらに上申するかを決定する。内部コントロール部門は、反対評価の管理情報を維持し、あらゆる差額を最高経営責任者および取締役会に報告し、評価小委員会によりなされる決定が適切に文書化および記録されることを確保する責任を負う。

- (b) 取引相手方の信用リスク：管理会社はリスク管理委員会の承認過程を通過し、ISDAおよびCSA契約を締結した者とのみ店頭取引を行う。内部コントロール部門は、担保の適格性および格付による限度額を決定するために取引相手方をカテゴリー別に分類する責任を負う。ミドル・オフィス部門は、担保を要求、計上および決済し、担保に関する紛争を内部コントロール部門に上申する日々の責任を負う。内部コントロール部門は、UCITSまたはファンド特有の制限内で取引相手方の信用リスクを監視し、制限違反を最高経営責任者および取締役会に上申する。内部コントロール部門は、承認された取引相手方および信用リスクに関して最高経営責任者および取締役会に対して管理情報を提供する。店頭取引の相手方として承認された者のリストは定期的に見直され、必要に応じて更新される。
- (c) グローバル・リスク/レバレッジ：レバレッジは、コミットメント・アプローチまたはバリュウ・アット・リスク・アプローチを用いて測定することができる。
- (d) 市場リスク：大半のファンドは、パッシブ運用であるため、募集文書に明記される市場リスクにファンドをさらすことを意図している。
- (e) 流動性リスク：内部コントロール部門は、専門の流動性の枠組みを監視し、流動性の限度額違反を最高経営責任者および取締役会に上申する責任を負う。

(3) リスクに関する参考情報

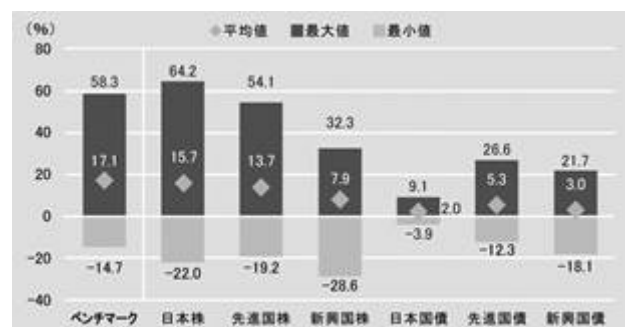
本サブ・ファンドの年間騰落率および 分配金再投資1口当たり純資産価格の推移

2013年10月～2018年9月の5年間に於ける本サブ・ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものである。なお、本サブ・ファンドの募集は2018年11月26日に開始予定である。
(2013年10月～2018年9月)



本サブ・ファンドと代表的な 資産クラスとの年間騰落率の比較

左のグラフと同じ期間における年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、本サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの間で比較したものである。このグラフは、本サブ・ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものである。
(2013年10月～2018年9月)



出所：代行協会員、Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

各資産クラスは、本サブ・ファンドの投資対象を表しているものではない。本サブ・ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものである。上記の5年間に於いて、本サブ・ファンドの年間騰落率が算出できない期間については、ベンチマーク（配当なし）の年間騰落率で代替して表示している。

代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものである。

本サブ・ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものである。

本サブ・ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時に本サブ・ファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合がある。

各資産クラスの指数

日本株.....TOPIX(配当込み)

先進国株.....ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックス

新興国株.....S&P新興国総合指数

日本国債.....BBGバークレイズE1年超日本国債指数

先進国債.....FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債.....FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

(注)ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックスおよびS&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算している。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「株東京証券取引所」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有している。なお、本サブ・ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東京証券取引所は、本サブ・ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しない。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属する。インデックスは資産運用管理の対象とはならない。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではない。

FTSE世界国債インデックスおよびFTSE新興国市場国債インデックスはFTSE Fixed Income LLCにより算出および公表されている債券インデックスである。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

申込手数料は課されない。

日本国内における申込手数料

申込手数料は課されない。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

買戻し手数料は課されない。

日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は課されない。

(3)【管理報酬等】

本サブ・ファンドの運用管理費用として、本サブ・ファンドの純資産総額に対して、Aクラス受益証券については最大年率0.27%、Bクラス受益証券については最大年率0.29%の割合および年額2,500米ドルが課される(本サブ・ファンドの純資産総額の水準等により、当該年率および年額と異なる場合がある。)。その他に、後記「(4)その他の手数料等」に記載する費用が課される。

()管理報酬

以下において、およびとして記載される各管理報酬の合計額が、本サブ・ファンドの資産から管理会社に支払われる。管理会社は、当該管理報酬から、投資運用会社、販売会社の報酬(管理会社がその絶対的な裁量に従い、以下の通り配分する。)を支払う。各管理報酬は、各評価日毎に計算され、日ごとに発生し、各四半期ごとに米ドルで後払いされるものとする。

管理会社報酬

管理会社は、本サブ・ファンドの資産から、各クラスごとに純資産総額に対して以下の料率の管理会社報酬を受領する権利を有する。

Aクラス受益証券：0.02%

Bクラス受益証券：0.04%

管理会社報酬は、本サブ・ファンドに対する管理業務の対価として管理会社に支払われる。

投資運用会社報酬

投資運用会社は、本サブ・ファンドの資産から、()本サブ・ファンドの純資産総額の合計の250百万米ドル以下の部分について、本サブ・ファンドの純資産総額の年率0.11%の報酬、()本サブ・ファンドの純資産総額の合計の250百万米ドルを超え、かつ500百万米ドル以下の部分について、本サブ・ファンドの純資産総額の年率0.10%の報酬、および()本サブ・ファンドの純資産総額の合計の500百万米ドルを超える部分について、本サブ・ファンドの純資産総額の年率0.09%の報酬を受領する権利を有する。ただし、投資運用会社は、1年当たり最低100,000米ドルの報酬を受領する権利を有する。

投資運用会社報酬は、本サブ・ファンドに対する投資運用業務の対価として投資運用会社に支払われる。

販売会社報酬

販売会社兼売出人兼代行協会員は、本サブ・ファンドの資産から、販売会社兼売出人としての受益証券の募集、買戻しの取扱い業務および売出しにつき、本サブ・ファンドの純資産総額の年率0.04%、代行協会員としての本サブ・ファンドの目論見書の配布、純資産価額の公表および運用報告書等の日本における提供等につき、本サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%の、年率合計0.05%の報酬を受領する権利を有する。

販売会社報酬は日々発生し、各四半期毎に計算され支払われる。

販売会社報酬は、受益証券の募集、買戻し等の取扱い業務および売出しならびに本サブ・ファンドに対する代行協会業務の対価として販売会社兼売出人兼代行協会員に支払われる。

() 受託会社報酬

受託会社は、本サブ・ファンドの資産から、各四半期毎に後払いされる年額2,500米ドルの受託報酬を、追加的に費やした時間に対する報酬、立替金、立替費用および設立費用を加算して受領する権利を有する。

受託会社報酬は、本サブ・ファンドに対する受託業務の対価として受託会社に支払われる。

() 管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、本サブ・ファンドの資産から、() 本サブ・ファンドの純資産総額の合計の100百万米ドル以下の部分について、本サブ・ファンドの純資産総額の年率0.07%の報酬、() 本サブ・ファンドの純資産総額の合計の100百万米ドルを超え、かつ250百万米ドル以下の部分について、本サブ・ファンドの純資産総額の年率0.06%の報酬、() 本サブ・ファンドの純資産総額の合計の250百万米ドルを超え、かつ500百万米ドル以下の部分について、本サブ・ファンドの純資産総額の年率0.05%の報酬、および() 本サブ・ファンドの純資産総額の合計の500百万米ドルを超える部分について、本サブ・ファンドの純資産総額の年率0.04%の報酬を受領する権利を有する。ただし、投資運用会社は、1月当たり最低6,000米ドルの報酬を受領する権利を有する。

管理事務代行報酬は、各評価日毎に計算され、日々発生する。管理事務代行報酬は、各四半期毎に米ドルで後払いされるものとする。

管理事務代行会社は、立替金および立替費用について本サブ・ファンドから払戻しを受ける。

管理事務代行会社報酬は、本サブ・ファンドに対する管理事務代行業務ならびに登録事務および名義書換業務の対価として管理事務代行会社に支払われる。

() 保管会社報酬

保管会社は、本サブ・ファンドの資産から、本サブ・ファンドの純資産総額の年率0.01%の報酬を受領する権利を有する。ただし、保管会社は、1月当たり最低1,000米ドルの報酬を受領する権利を有する。

保管報酬は、各評価日毎に計算され、日々発生する。保管報酬は、各四半期毎に米ドルで後払いされるものとする。

保管会社は、立替金および立替費用について本サブ・ファンドから払戻しを受ける。

保管会社報酬は、本サブ・ファンドに対する保管業務の対価として保管会社に支払われる。

() ライセンス料

ライセンスされた指数の参照に係る報酬は、本サブ・ファンドが負担し、指数のライセンサーに支払われる。

ライセンス料の最低報酬は、本サブ・ファンドの純資産総額の年率0.01%となる見込みである。

ライセンス料は、各評価日毎に計算され、日々発生し、米ドルで支払われる。

ライセンス料は、S&P 500のライセンスの対価としてライセンサーに支払われる。

(vi) スイング・プライシング / 希薄化防止賦課金

申込みおよび買戻請求を満たすために発生した費用は、後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 スイング・プライシング」の項に記載されるスイング・プライシング / 希薄化防止賦課金の使用を通じて、本サブ・ファンドに対する申込みまたは買戻しを行う投資家が負担することがある。

(4) 【その他の手数料等】

上記の他、本トラストは、以下を各サブ・ファンドの資産から支払うことができる。

- ・ 純資産価額の計算および公表に関する報酬
- ・ すべての税金および付加価値税
- ・ 受益者集会に関して発生する会社秘書役事務の報酬および費用
- ・ マーケティングおよび販売の費用
- ・ 監査人、税務顧問および法務顧問の報酬および費用
- ・ 独立評価機関の報酬
- ・ 各サブ・ファンドの(当初)承認およびその維持に係る手数料および費用、ならびにケイマン諸島金融庁に支払う毎年の賦課金
- ・ 他の法域における受益証券の証券取引所への上場および販売のための受益証券の登録に関連する手数料

前記「(3) 管理報酬等」記載の報酬を含む当該報酬、賦課金および手数料は、それらの発生に係るサブ・ファンドに請求される。監査報酬等の定期的または反復的な性質の報酬または費用については、受託会社が、あらかじめ1年またはその他の期間の見積額で当該報酬および費用を計算し、任意の期間にわたり同じ割合でこれらを計上することができる。

サブ・ファンドは、本トラストおよびサブ・ファンドの設立にかかる全般的な報酬および費用(以下「当初費用」という。)を管理会社とその絶対的な裁量により決定する方法で負担する。受託会社および関連するサブ・ファンドの受益者の書面による同意を受領次第、管理会社は、(a) 本トラストおよび2以上のサブ・ファンドの設定に関連して、または(b) 本トラストおよび2以上のサブ・ファンドの設定後に負担した当初費用の合計額を当該サブ・ファンド間で割り当てる際の基準を決定する絶対的な裁量権を有するものとする。かかる場合、当初費用の合計額は、通常、(i) 償却期間中の関連するサブ・ファンドそれぞれの純資産額に比例してサブ・ファンドに割り当てられ、または(ii) 管理会社とその絶対的な裁量により(全部または一部を)引き受ける。

本トラストおよびサブ・ファンドの継続的な管理および運営に関連して管理会社または受託会社が負担する報酬および費用が、特定のサブ・ファンドから払い戻されない限りにおいて、管理会社は、サブ・ファンド間で費用を割り当てる際の基準を決定する絶対的な裁量権を有するものとする。ただし、管理会社は、その絶対的な裁量により、本トラストおよびサブ・ファンドに関連して、管理会社自身の年間報酬から当該報酬または費用を支払うことを選択できるものとする。

また取引費用も本サブ・ファンドの資産から支払われる。取引費用は、商品取引時の買い/売りのスプレッドのような(ただし、これに限られない。)本サブ・ファンドの投資方針の実施に要する費用を含む。

(5) 【課税上の取扱い】

以下の記載は、本サブ・ファンドが日本およびケイマン諸島における現行法および慣習に関して受領した助言に基づいている。申込者は、受益者への課税が下記とは異なることがある旨認識しておくべきである。受益者は、各人の市民権、居住地、通常の居住地または住所地の国の法律に基づく受益証券の申込み、購入、保有、売却または償還への課税の可能性について、専門家の助言を受けるべきである。

(A) 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

I ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)) の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるため原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。
- 確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。)の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。
- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。)または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。))。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)) の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
- 譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。
- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。
- (注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。
- ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合
- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)) の税率による源泉徴収が行われる。
- 日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。
- 申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。
- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。))。

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。
- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。
- (注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

本書の日付現在では、ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、2014年1月1日以降の非課税制度である。NISAを利用する場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となる。利用できるのは、満20歳以上のもので、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当するものが対象となる。なお、未成年者向けの少額投資非課税制度（ジュニアNISA：新規投資額で年間80万円を上限）が2016年4月1日に開始している。ただし、NISAで取り扱っている商品は販売会社によって異なる。詳しくは、販売会社にご照会されたい。

(B)ケイマン諸島

ケイマン諸島には、現在のところ、直接課税は存在せず、本トラストについて受託会社に支払われる利子、配当および利益は、ケイマン諸島のあらゆる課税を受けずに受領される。各サブ・ファンドは信託法（その後の改正を含む。）に従い「免税信託」として登録される。受託会社は、ケイマン諸島内閣長官に対し、本サブ・ファンドの設定後50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、本サブ・ファンドに保有される資産もしくは本サブ・ファンドに発生した利益に対し、または当該資産または利益に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の誓約を取得している。

(C)自動情報交換（以下「AEOI」という。）：米国外国口座税務コンプライアンス法および米国以外の類似の制度

追加雇用対策法の米国外国口座税務コンプライアンス法は、外国に口座を有する租税米国人による米国の脱税に対する対策を強化することを目的として施行された。FATCAに従い、米国外の金融機関（以下「外国金融機関」という。）、例えば銀行、運用会社、投資ファンド等は、租税米国人の特定の収入について特定の報告義務を負うか、または(i) 特定の米国を源泉とする収入（とりわけ配当および利子を含む。）、(ii) 配当および利子を生じさせる米国資産の売却または処分による利益の総額、(iii) FATCAを遵守していない特定の外国金融機関および参加外国金融機関により保持される利子に関して特定情報を提供しない投資家（FATCAの適用を免除されている場合を除く。）への

外国パススルー支払いについて30%の源泉徴収を行わなければならない。上記の場合を除き、FATCAを遵守しない外国金融機関は、米国を源泉とする支払いに30%の源泉徴収税を課される。

2013年11月29日、ケイマン諸島政府は、FATCAの適用に関し、米国との間で、非互恵的政府間協定ひな型1B(以下「IGA」といい、米国との間のIGAを「米国IGA」という。)を締結した。米国IGAは、FATCAの下での税務情報の自動交換を目的とする。ケイマン諸島政府および米国政府は、税務情報が自動的に交換される法的な仕組みの概要を定める税務情報交換協定も締結した。

2014年7月4日、ケイマン諸島政府は、税務情報局法(2013年改正。以下「TIA法」という。)に伴うものとして、2014年税務情報局(国際税務コンプライアンス)(米国)規則(以下「米国FATCA規則」という。)を公布した。米国FATCA規則は、米国IGAの規定を導入するものである。米国FATCA規則は、特定の直接および間接の米国投資家であり米国市民である者について身元の特定および報告について規定し、本トラストおよびその投資家に影響がある。

本トラストまたはサブ・ファンドに係る投資家は、本トラストがFATCAの目的において投資家を適正に区分するために、本トラストに対し、身元を特定する情報を提供しなければならず、投資家がかかる情報を請求に応じて提供しない場合、当該投資家の口座は「米国報告口座」として分類され、当該投資家(および本トラストおよび/またはサブ・ファンドにおけるその保有)に係る情報がケイマン諸島税務情報局またはその下部組織(以下「TIA」という。)へと伝達され、さらにTIAにより米国内国歳入庁(以下「IRS」という。)へと提供される可能性があることに留意すべきである。さらに、各投資家は、本トラストに提供された本トラストおよび/またはサブ・ファンドにかかる権利の直接または間接の所有権を特定する情報は、TIAおよび/またはIRSに報告される可能性があることにも留意すべきである。

本トラストは、FATCA上、報告ひな型1外国金融機関の資格で登録されている。本トラストに投資すること(または投資を継続すること)により、投資家は、以下に同意したものとみなされる。

- (i) 本トラストは、FATCAを遵守する目的で、IRSに登録されており、報告ひな型1外国金融機関にあたる。
- (ii) 適用ある税務規定を遵守するため、本トラストのFATCA上の資格により、投資家は、FATCAの下での現在の資格に係る追加の身元特定情報を提供する必要がある。

さらに、ケイマン諸島政府は、2013年11月5日、英国との間で非互恵的政府間協定ひな型1B(以下「英国IGA」という。)を締結した。2014年7月4日、ケイマン諸島政府は、TIA法に伴うものとして、英国IGAを導入するため、2014年税務情報局(国際税務コンプライアンス)(英国)規則(以下「英国FATCA規則」という。)を公布した。英国FATCA規則は、特定の直接および間接の英国投資家に関する身元の特定および報告について規定し、本トラストおよびその投資家に影響がある。

本トラストは、英国FATCA規則の下、TIAに対し報告を行う必要があり、したがって、「英国報告口座」(税務上英国居住者である個人または英国居住者により支配されている機関が有する金融口座をいう。以下同じ。)についての特定および所定のデュー・ディリジェンスを行う必要がある。これに関連し、本トラストは、英国報告口座を特定し、英国FATCA規則上の義務を遵守するために、投資家に追加の情報提供を求める可能性がある。さらに、TIAはかかる情報を英国歳入関税庁に提供する可能性がある。

2014年10月29日、ケイマン諸島政府は、経済協力開発機構が発行した共通報告基準(以下「CRS」という。)の導入に取り組むことを明らかにするため、他の50の法域と共に、所轄官庁多国間合意を締結した。現地規制は、新設および既存の口座について広範囲にわたるデュー・ディリジェンスを要求するものであり、かかる口座の報告を2017年中に開始することを見込んで2015年10月16日に制定された。CRSは、他の調印法域の税務居住者である投資家について米国IGAおよび/または英国IGAと類似の報告その他義務を課すものであり、80超の国がCRSを採用することに合意しているため、本トラストのTIAへの報告義務およびTIAから世界各国の税務当局に伝達される口座情報の水準は2017年に増大する。ケイマン諸島政府は、将来、他の国との追加の協定を締結する可能性があり、また、他の国がCRSを採

用する可能性があることにより、本トラストの報告義務をさらに増大させる可能性がある。

投資家は、本トラスト、委任を受けた機関、管理会社、登録事務代行会社または販売会社に対し、AE01資格を自ら証明すべきであり、その際には米国FATCA規則、英国FATCA規則その他TIA法に従って随時制定される規則に規定され、定期的に更新される形式（例えばIRS W8、W9または同等の記入フォーム）に従い、かつ/または、投資家が外国金融機関である場合には、本トラスト、委任を受けた機関、管理会社、登録事務代行会社または販売会社に対し、GIIN番号を提供すべきである。投資家は、自らのAE01資格に係る状況に変更があった場合には、直ちに本トラスト、委任を受けた機関、管理会社、登録事務代行会社または販売会社に対し、書面で通知する。

- (iii) 管理会社および/または本トラスト（または本トラストもしくは管理会社によりAE01義務の履行の代行を委託された機関）は、その報告義務の一環として、投資家から（または投資家に関して）取得した特定の秘密情報（投資家の名称、住所、納税者番号（ある場合）および本トラストへの投資家の投資、自己証明、GIIN番号または他の記録に係る特定の情報を含むが、これに限られない）を開示しなければならないことがあり、FATCA、関連するIGAまたは他の適用ある法令に従うため必要がある場合には上記の情報をTIAまたは他の権限ある当局との間で自動的に交換しなければならないことがある。投資家は、本トラストは適用あるIGAに規定された集合体規則を尊重することを周知されている。
- (iv) AE01資格を請求に従って適正に文書化しなかった、または、法定の期間内にかかるAE01資格を開示することを拒否した投資家は、米国との関連がある場合には「米国報告口座」として、英国との関連がある場合には「英国報告口座」として、または金融受益者に該当する投資家については非参加外国金融機関として分類される可能性があり、管理会社および/または本トラスト（または本トラストもしくは管理会社によりAE01義務の履行の代行を委託された機関）による上記の税務または政府機関への報告の対象となる可能性がある。
- (v) 2017年1月1日より適用することのできる「外国パススルー支払い」メカニズムにより将来生じうる問題およびかかる支払いに対する源泉課税を避けるため、本トラスト、管理会社またはその委任を受けた機関は、特に本トラストの投資家の一般的な利益を保護するために適法かつ正当であると考えられる場合はいつでも、英文目論見書の日付以降非参加外国金融機関へ受益証券を売却すること、または非参加外国金融機関が第三者のために受益証券を保有することを禁止する権利を留保する。
英国およびケイマン諸島に加えて多くの政府が、自動情報交換協定の締結を検討し、または締結した可能性がある。当該協定により、関連政府間で税務情報交換協定が締結されている場合に、適用ある現地法に基づき投資家の情報を収集する関連税務当局は、他国に居住する投資家に関する情報を当該居住国の税務当局と共有することができる。かかる協定に基づく情報報告の範囲および適用は、政府の監督対象であり、規則は変更される可能性がある。投資家は、各人の固有の状況における政府間の情報交換の適用につき、自らの税務アドバイザーに相談すべきである。

上記は関連する税務上の規則および考慮事項の完全な分析を意図するものではなく、受益証券の購入または保有に伴う潜在的な税務上のリスクのすべての列挙または税務上の助言も意図しない。各投資家は、適用ある管轄権における法の下での受益証券の購入、所有、売却および償還に係り課税される可能性のある税およびその他の影響について、本トラストおよびサブ・ファンドへの投資に関するFATCAならびにその他報告および源泉徴収制度の適用性を含めて、専門のアドバイザーに相談すべきである。

申込みにより、各受益者は、当該受益者が請求された情報を本トラストまたはサブ・ファンドに対し提供しなかったことによって生じた、本トラストまたはサブ・ファンドが支払う源泉徴収税ならびに本トラストまたはサブ・ファンド、受託者、管理会社、管理事務代行会社、登録事務代行会社もしくは他の投資家、または前記の者の代理人、受任者、従業員、取締役、役員もしくは関連会

社が負担する関連費用、利子、罰金その他損失および債務が、当該受益者(以下「債務不履行受益者」という。)に経済的に負担されることを確保するため、当該受益者の所有に関連して管理会社が必要と判断する行為を適用ある法律に従い行うことに同意する。管理会社が決定できる行為は、以下を含むがこれに限られない。

- (a) 「減額」の結果他の受益者がその受益証券の価値の減少を受けないことを確保するため、債務不履行受益者の受益証券を償還または買い戻すこと
- (b) 「減額」による経済的負担を債務不履行受益者に有効に移転するため、強制的な買戻しおよび受益証券の発行により、債務不履行受益者の受益証券を他のクラスまたはシリーズに転換し、かかる債務不履行受益者の受益証券の純資産価額を調整すること
- (c) 管理会社が(直接または間接に)債務不履行受益者に関連すると判断する「減額」による経済的負担を当該受益者に移転するため、管理会社が必要または適切とみなす方法により、債務不履行受益者の保有する受益証券の純資産価額を調整すること
- (d) 管理会社が(直接または間接に)債務不履行受益者に関連すると判断する「減額」について受託会社および管理会社ならびにその代理人を免責するために必要な金額を、債務不履行受益者に支払われる償還金または買戻代金から差し引くこと。

上記において、「減額」とは、管理会社が、その絶対的な裁量に基づき、受託会社、管理会社、管理事務代行会社もしくは登録事務代行会社またはその代理人が報告義務その他義務を遵守するためおよび/または関連する法律の下で源泉徴収税を避けるために必要と判断して請求した書類、証明その他情報を関連する受益者が正確かつ適時に提供しなかったことにより、本トラストまたはサブ・ファンドが直接または間接に負担したと判断する源泉徴収税、利子および罰金の額をいう。

5【運用状況】

本サブ・ファンドは、2018年11月27日から運用を開始する予定である。

(1)【投資状況】

該当事項なし。

(2)【投資資産】**【投資有価証券の主要銘柄】**

該当事項なし。

【投資不動産物件】

該当事項なし。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし。

(3)【運用実績】**【純資産の推移】**

該当事項なし。

【分配の推移】

該当事項なし。

【収益率の推移】

該当事項なし。

(4)【販売および買戻しの実績】

本サブ・ファンドの受益証券は、2018年11月26日から販売される予定であるため、本書の日付現在、該当事項はない。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売

受益証券の申込み

信託証書に基づき、管理会社は、受益証券の発行を行い、新たなクラスを設定する権限を付与されており、受益証券の申込みの全部または一部を受理し、または拒否する絶対的な裁量権を有する。申込金は、現金または下記「申込手続 受益証券の支払」に記載される方法により送金することができる。申込みが拒否された場合、登録事務代行会社は、適用法により認められる場合は、申込金またはその残額を現金または上記の申込金の送金方法と同様の方法で返金し（十分なマネーロンダリング要件の遵守を条件とする。）、前者の場合は、申込者の費用およびリスク負担で支払元の口座に電信送金により返金する。疑義を避けるために付言すると、申込者への返金前の当該金額に対して一切の利息は支払われない。

管理会社はその裁量により、クラスの当初発行日前に、当該受益証券の当初募集の中止を決定することができる。かかる場合、申込みの申請を行った申込者は正式に通知を受け、すでに支払われた申込金は前段落に定める方法で返金される。

受益証券は小数第4位（四捨五入）までの端数で発行することができる。受益証券の小数第4位未満の端数を表章する申込金は、申込者に返金されずに関連するサブ・ファンドの資産の一部として保持され、結果的に、関連するサブ・ファンドにおいて各受益者が保有する受益証券の純資産価額に基づき比例按分して当該サブ・ファンドの受益者に提供される。

申込書には、受益証券の申込手続に関する一定の条件、ならびに一定の申込者による受益証券の取得または保有により、本トラスト、受託会社、関連するサブ・ファンド、管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社、登録事務代行会社およびその他の受益者が被った損失に関する、これらの者に対する一定の補償が記載されている。

申込手数料は課されない。

申込手続

当初募集期間中は、受益証券は当初発行価格で投資家に対して募集が行われる。当初発行価格は、各受益証券の当初募集期間における申込みのための募集価格である。管理会社は、その絶対的な裁量により、関連するサブ・ファンドのクロージング日までいつでも、受益証券の募集の停止を決定することができる。かかる場合、受益証券の配分の基準は、管理会社の単独の裁量によるものとし、管理会社はいかなる申込みについてもその全部または一部を拒否する権利を留保する。管理会社は、申込みの全部または一部を拒否する場合、申込者のリスク負担により、かつマネーロンダリング防止要件の十分な遵守を条件に、申込金（利息なしで）またはその残額を当該拒否から7営業日以内に電信送金により申込者の費用負担で返金する。当初募集期間中は、申込金は、クロージング日までに引出可能な資金またはその他の方法で受領されるよう、申込書に記載された口座にまたはその他の口座に支払われなければならない。

クロージング日後は、受益証券は、関連する評価時点における各資産の価額に基づき、かつ関連する評価日に実務上可能な限り速やかに公表される1口当たり純資産価格から、適用される賦課金および手数料（管理会社により徴収されないことがある。）を差し引いた額で申し込むことができる。

記入・署名済みの申込書は、マネーロンダリング防止確認に関する補完書類とともに、原本を郵送または交付しなければならない。ファックスまたは電子的に送信した場合は、その後可能な限り速やかに、関連する申込日の取引期限の2営業日前までに原本が受領されるように、後記「第4 外国投資信託受益証券事務の概要（1）受益証券の名義書換」および申込書に記載する登録事務代行会社の住所宛に原本が送付されなければならない。申込日は、各取引日および/または管理会社が受益者に事前に通知の上随時決定するその他の日とする。上記にかかわらず、受益証券の当初申込みは、口座開設前に記入・署名済みの申込書および関連するマネーロンダリング防止に関する補完書類の原本を交付し、またはファックスで送信することによってのみ行うことができ、ファックスで当該申込み

を行った場合は、その後可能な限り速やかに原本を送付しなければならない。下記に記載する関連する取引期限前に登録事務代行会社が受領しなかった申込書は、翌申込日まで持ち越される。関連する取引期限までに登録事務代行会社が申込書を受領した場合でも、未記入または誤記入がある場合には、適切に記入した申込書を登録事務代行会社が受領するまで持ち越される。

受益者の登録情報または支払指図の変更に関する通知も、原本が受領されなければならない。いかなる状況においても、申込書の複写は受理されない。

投資家は、いったん申込書に記入し、提出すると、追加購入および/または買戻しの注文を行うために利用可能なファックスまたは電子取引(例えばSWIFT)の設備(その詳細は申込書に記載される。)を利用することができる。追加購入注文および追加買戻注文は、投資家の当初の申込み申請に従い投資家が提供した支払口座情報と同一のものまたはその他を使用する場合、関連する取引期限までにファックスまたは電子的方法のいずれかにより、登録事務代行会社が受理することができる。ただし、関連する受益者が当該設備を選択した場合に限る。ファックスおよび電子的方法による注文は、投資家が当初申込みのために署名した申込書に記載されているファックスおよび電子的方法による補償に基づいてのみ行われる。受益証券の申込みの決済およびその他の申込事項に関する詳細は、受益証券の申込みに応用される条件および申込手続の全詳細とともに申込書に記載されている。

販売会社は、当該販売会社から登録事務代行会社への申込書の送付を滞りなく行うために、上記の期限よりも早い申込みの受領期限を設定することがある。ただし、関連する申込みが上記および申込書に記載する規定に従って受領されない限り、登録事務代行会社は申込日に一切の申込みを処理しない。申込者はまた、販売会社が営業を行わない日には、当該販売会社を通じて受益証券を購入できない場合があることに留意する必要がある。

受益証券の支払

発行価格は、適用ある取引日の評価時点現在の1口当たり純資産価格に相当する。

発行価格は以下のいずれかの方法により充足される。

- (a) 原則として、銀行手数料を控除後に、電信送金により現金で充足する方法(以下「現金申込み」という。)による。
- (b) 現金申込みがやむを得ない状況により行えない場合には、販売会社による本サブ・ファンドへの該当するバスケット(またはその一部)の譲渡および現金部分(ある場合)の支払い(以下「現物申込み」という。)による。

「バスケット」とは、投資運用会社の決定に基づき、S&P 500をベンチマークとすることを旨とする指数構成銘柄のポートフォリオをいう。ただし、投資運用会社が別途許可しない限り、かかるポートフォリオを構成する指数構成銘柄の個数は整数であり、端数は含まないものとする。

「現金部分」とは、現物申込みにおいては、当該申し込みに係るすべての受益証券の発行価格から、譲渡の対象となる対応するバスケット(またはその一部)のバスケット価額を引いた金額をいう。

「バスケット価額」とは、バスケット(バスケット1個分に満たない価額の申込みまたは買戻しの場合はその一部)において、当該バスケット(該当する場合はその一部)を構成する指数構成銘柄の、関連する取引日におけるS&P 500のライセンサーの発表する終値の総額をいう。

受益証券の発行に関する申込金の送金は、取引期限までに、現金支払に関しては関連するクラスの表示通貨による決済資金で、電信送金により行われなければならない。登録事務代行会社は、その裁量により、その他の通貨による支払を受けることができるが、当該支払は、登録事務代行会社が取引可能なその時点の実勢為替相場に関連するクラスの表示通貨に交換され、当該換算の正味受取金(換算費用差引き後)のみが受益証券の申込みで使用される。当該換算により、申込みの処理に遅延が生じることがある。申込金の受領期限は、当初募集期間中は関連する申込日の1営業日後、および当初募集期間終了後は関連する申込日の2ニューヨーク営業日後までまたは管理会社が随時決定するその日である。

取引期限は、関連する取引日に関して、(a)申込みが現金申込みである場合は、当該取引日の午後4:00（東京時間）、(b)申込みが現物申込みである場合は、当該取引日の午後4:00（東京時間）、または、管理会社が随時決定するその他の時間とする。

申込みの制限

関連するサブ・ファンドの純資産価額の計算が停止されている期間における受益証券の発行および販売は、後記「3 資産管理等の概要（1）資産の評価 一時的な停止」に記載される方法で制限されることがある。かかる場合、本トラストの同意を得て取り消されない限り、当該停止終了後の翌申込日に申込みが行われたものとみなされる。

申込金の未払に関する補償

行われた申込みに関連して（関連するサブ・ファンドのために、関連するサブ・ファンドに代わり）本トラストに支払われる申込金が、関連する取引期限までに全額受領されない場合、または申込金の未決済が発生した場合は、当該申込みに関して行われる受益証券の割当ては、管理会社の裁量により取り消されることがあり、または管理会社が、当該申込みを、全額の支払もしくは引出可能な資金を受領した後の翌申込日に、当該支払により購入できる数の受益証券の申込みとして扱うことができる。かかる場合、管理会社は、関連するサブ・ファンドの受益証券の申込者に対し、受益証券の申込者から受領するはずであった申込金に関して投資方針を実行したことにより、関連するサブ・ファンドに結果として生じた銀行手数料または損失を請求することができる。管理会社の当該損失を請求する決定は最終的なものとなる。受益証券の申込者は、関連する取引期限内に全額にて行われた申込みに関連して（関連するサブ・ファンドのために、関連するサブ・ファンドに代わり）本トラストに対して申込金が支払われなかったことにより、または当該申込金の未決済が発生した場合に生じるいかなる損失または損害に関しても、本トラスト、受託会社、管理会社、管理事務代行会社、登録事務代行会社および投資運用会社に対して補償する。

本トラストが、申込金の決済の不履行または遅延により損失を被った場合において、関連する申込者が受益者である場合は、管理会社は、関連する取引期限までに引出可能な資金が受領されなかった結果として本トラストが被った一切の損失、費用、経費または手数料を支払い、これを補填するために、当該受益者が保有する受益証券の全部または一部を買戻しまたは売却し、その手取金を使用することができる。

受益証券の発行

管理事務代行契約に従い、登録事務代行会社は、受益証券の発行および譲渡がすべて記録される本トラストの受益者登録簿を維持するよう選任されている。受益証券は記名式でのみ発行される。受託会社が別途定める場合を除き、受益証券の券面は発行されないが、受益証券の発行後30日以内に保有確認書が受益者の登録住所宛てに送付される。本トラスト、受託会社、管理会社、投資運用会社、販売会社、管理事務代行会社または登録事務代行会社のいずれも、そのいずれかが受益者であると合理的に信じる者の指図に基づき行為することに対して、いかなる点についても責任または義務を負わない。

取得申込みの拒絶

前記「受益証券の申込み」をご参照されたい。

適格投資家

AIFMDの目的のため、本トラストは、欧州経済領域のAIFMを伴う欧州経済領域外のAIFに該当する。欧州経済領域の各加盟国は、AIFMDを履行する法を自国の法に取り入れる過程にあるかまたは取り入れ済みである。AIFMDの下では、受益証券の欧州経済領域内における、または欧州経済領域内に居所のあるもしくは登録上の事務所がある投資家に対する勧誘はかかる法律によって制限され、かかる法律によって許可される場合以外は勧誘は行われてはならない。

AIFMDの規制に加えて、英国法の下では、本トラストは集団投資スキームであり、その英国内での販売促進は、2000年金融サービス・市場法(以下「FSMA」という。)第238条および240条によって規制される。そのため、英文目論見書は、FSMAの下で認可された者によってのみ、英国外の者へ伝達されることができる。

英文目論見書および関連する英文目論見書補遺の配布ならびに受益証券の募集または売出しは、特定の裁判管轄では規制され得る。英文目論見書は、かかる募集または勧誘をその中で行うことが不適法である裁判管轄内、またはかかる募集もしくは勧誘をすることが認められていない地域の者によってもしくはかかる者に対してなされる、またはかかる募集もしくは勧誘をすることが認められていない者に対して行う募集もしくは勧誘を構成せず、そのように扱われてはならない。英文目論見書および関連する英文目論見書補遺を保有する者ならびに英文目論見書および関連する英文目論見書補遺に従って受益証券の申込みを行うことを希望している者は、当該裁判管轄において適用あるすべての法令を自ら情報収集し、注視する必要がある。

受益証券は、1933年米国証券法(その後の改正を含み、以下「1933年法」という。)または米国のいかなる州の証券法の下でも登録されておらず、登録される予定もない。また、登録を検討していない。受益証券は、直接または間接に、米国内で、または「米国人」の勘定もしくは利益に対してまたはそのために、募集され、売り出され、引き渡されることはできない。

受益証券は、1933年法に基づくレギュレーションSによる登録の免除により、米国外で募集することができる。

受益証券のための公的な市場はなく、今後展開される見込みもない。英文目論見書によって募集される受益証券は、譲渡および転売が規制され、1933年法の下で許可される場合を除き、譲渡または転売をすることができない。

本トラストは、米国の1940年投資法人法(その後の改正を含み、以下「1940年法」という。)の下で、1940年法第3(c)(7)条の規定に従って登録されておらず、登録される予定もない。1940年法は、第2(a)(51)条に定義されるように、「投資法人」の定義から、米国外で組成され、米国人の有価証券保有者のみが「適格購入者」を構成する私募ファンドを除外する。

本トラストは、米国の1974年従業員退職所得保障法(その後の改正を含み、以下「ERISA法」という。)第1章に基づく従業員給付年金、米国の1986年内国歳入法(その後の改正を含む。)第4975条に基づく一定の課税適格年金、かかる年金に関する資産を保有するその他の主体である投資家(総称して「給付年金」という。)からの申込みを、かかる申込みの後、給付年金により保有されるクラスの受益証券がそのクラスの総未償還受益証券の25%以上になる場合、受け付けない。給付年金により保有されるクラスの受益証券が25%の限度を超える場合、本トラストの資産はERISA法の下で「年金資産」とみなされる可能性があり、本トラスト、投資運用会社および給付年金の受託者に対して不利な結果をもたらし得る。

マネーロンダリング防止手続

本トラストのマネーロンダリング防止に係る責任の一環として、受託会社、管理会社、管理事務代行会社および/または登録事務代行会社(それらの関連会社、子会社、受任者または関係者を含む。)は、各申込者の身元および申込支払金の資金源について詳細な証明を要求する。各申込みの状況に応じて、以下のいずれかに該当する場合は、詳細な証明が要求されないことがある。

- (a) 申込者が、ケイマン諸島のマネーロンダリング防止規則(改正済)を遵守することが求められる関係金融事業者である、もしくは当該事業者の過半数所有子会社である場合、または、
- (b) 申込者が、規制当局の規制機能に関連する業務を行い、かつ、ケイマン諸島マネーロンダリング防止運営委員会のリストに記載された国(以下「同等国」という。)に所在する、もしくは当該申込者の過半数所有子会社である場合、または、
- (c) 申込者が、ケイマン諸島もしくは同等国の中央もしくは地方の政府組織、法定組織もしくは政府系機関である場合、または、

- (d) 申込者が、認可された証券取引所に上場しており、かつ、実質的支配者の十分な透明性を確保することが要求される開示要件が適用される企業である、もしくは当該企業の過半数所有子会社である場合、または、
- (e) 申込者が、(職能団体のための)年金基金もしくは労働組合である、もしくは上記(a)から(d)に記載される事業体の従業員を代理して行為している場合、または、
- (f) 申込みが、上記(a)から(e)に該当する仲介機関を通じて行われる場合(この場合、本トラストは、()事業およびその実質的支配者に関する申込者についての必要な身元確認・証明手続が実施された旨、()取引関係の性質および意図された目的、()事業に関する資金の源泉を当該仲介機関が確認している旨、ならびに()当該仲介機関は、あらゆる身分証明書および確認資料または情報および関連書類の利用可能なコピーを作成しなければならない旨、を確認する当該仲介機関からの保証書に依拠することができる。)

また、申込支払金がケイマン諸島の銀行または同等国の規制を受ける銀行において申込者の名義で保有されている口座(または共同口座)から送金される場合、申込時に詳細な確認が必要とされないことがある。この場合、本トラストは、当該金銭の送金元の銀行の支店または営業所を特定する証拠の提出を求め、当該口座が申込者の名義であることを確認し、およびかかる詳細についての書面による記録を保持することができる。ただし、買戻しの前に、詳細な確認が実施される必要がある。

ケイマン諸島の居住者(登録事務代行会社を含む。)が、(申込みその他による)本トラストまたはサブ・ファンドに対する支払いに犯罪行為による収益が含まれているとの疑惑を抱いている場合、当該者は、犯罪収益に関する法律(改正済)に従い、当該疑惑について報告することが義務付けられている。

申込みによって、申込者は、受託会社、管理会社、管理事務代行会社および登録事務代行会社(またはそれらの関連会社、子会社、受任者もしくは関係者)が、ケイマン諸島およびその他の法域におけるマネーロンダリングおよび類似の事項に関連する要請に応じて、申込者に関する情報を規制当局その他に開示することに同意する。

各申込者の身元、住所および資金源を証明するために必要となる情報は、申込書に詳細が記載される。一例を挙げると、個人の場合、パスポートまたは身分証明書の認証謄本に、公共料金の請求書や銀行取引明細書等住所を証明するものおよび生年月日を証明するもの各一通を添えて提出する必要がある。申込者が法人の場合は、会社設立証明書(および名称変更証明書)の認証謄本、基本定款および通常定款(またはこれらに相当するもの)、会社の取締役の氏名、役職、生年月日、居住地および勤務先住所、法人申込者の実質的所有権を有する者の詳細ならびに申込者の署名権者の一覧を提出する必要がある。

受託会社、管理会社、管理事務代行会社および登録事務代行会社(それらの関連会社、子会社、受任者または関係者を含む。)は、それぞれ、申込者の身元確認に必要な情報を請求する権利を留保する。申込者が確認目的で要求された情報の提出を遅延し、またはこれを行わなかった場合、登録事務代行会社は、当該申込みの受理を拒否し、申込金を全額返還するか、または当該受益者の受益証券を強制買戻しし、および/もしくは買戻代金の支払いを延期する(ただし、受益者が当該情報を提出しなかった場合は、買戻代金は支払われない。)ことができ、本トラスト、受託会社、管理会社、管理事務代行会社および登録事務代行会社(それらの関連会社、子会社、受任者または関係者を含む。)はいずれも、上記の状況において受益証券の申込書が処理されなかったか、または受益証券が強制買戻しされた場合には、申込者または受益者に対し責任を負うものではない。申込みが拒否された場合、登録事務代行会社は、申込金またはその残額を現金または現物で返還し、現金による返還の場合は、適用法に従い、申込者の費用および危険負担で申込金の支払元である口座に電信送金される。登録事務代行会社は、確認目的により必要な情報が受益者により提出されていない場合には、買戻代金の支払いを拒否することができる。

登録事務代行会社(またはその代理人)が申込者の身元について追加の証拠を要求する場合には、登録事務代行会社は、申込書の受領時に当該申込者に連絡を行う。

(2) 日本における販売

募集に係る手続

日本においては、前記「第一部 証券情報 1 募集外国投資信託受益証券（7）申込期間」に記載の申込期間に、前記「第一部 証券情報 1 募集外国投資信託受益証券（4）発行（売出）価格」に記載の発行価格で販売会社により取扱いが行われる。

販売会社は口座約款を投資家に交付し、投資家は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

申込手数料は課されない。

売出しに係る手続

前記「第一部 証券情報 2 売出外国投資信託受益証券（7）申込期間」に記載の申込期間に、前記「第一部 証券情報 2 売出外国投資信託受益証券（4）売出価格」に記載の売出価格で売出人により取扱いが行われる。

売出人は口座約款を投資家に交付し、投資家は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

申込手数料は課されない。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し

受益証券の買戻し

受益者は、買戻し手続に従い、買戻日に、適用ある取引日の評価時点現在の1口当たり純資産価格に相当する金額で買い戻すことを本トラストに請求することができる。ただし、適切に記入された買戻請求書を、登録事務代行会社が要求することのある所有権の証拠と共に、関連する取引期限よりも前に登録事務代行会社が受領することを条件とする。

Aクラス受益証券の最低買戻金額は10,000米ドルであり、Bクラス受益証券の最低買戻金額は1,000,000円である。管理会社は、その絶対的な裁量により、各クラス全体に関して、または特定の買戻請求の全部もしくは一部に関して最低買戻金額を放棄することができる。

受益者が、買戻日に関連するサブ・ファンドの純資産価額の5%以上に相当する受益証券の買戻しを請求した場合、管理会社は、その絶対的な裁量により、当該請求の全部もしくは一部を受理し、または拒否することができる。

買戻手数料は課されない。

買戻手続

記入済みの買戻請求は、登録受益者により、または登録受益者のために署名され（該当する場合）、関連する買戻日の取引期限までに登録事務代行会社によって受領されるよう、郵送、配送、ファックス、または電子的方法（例えば、SWIFT）により送付されなければならない。関連する取引期限前に登録事務代行会社が受領しなかった買戻請求は、翌買戻日まで持ち越される。関連する取引期限までに登録事務代行会社が買戻請求を受領した場合でも、未記入または誤記入がある場合は、適切に記入済みの買戻請求を登録事務代行会社が受領する時点まで持ち越される。記入済みの申請書（マネーロンダリング防止手続に関連する書類を含む。）が受益者から受領され、かつ、マネーロンダリング防止手続が完了するまで、受益者に対して買戻代金は一切支払われない。

ファックスまたは電子的方法により受領された買戻請求は、受益者の名前および口座番号ならびに該当する約定書の送付先が、登録事務代行会社に登録されている受益者の登録情報と一致する場合にのみ処理される。受益者からファックスまたは電子的方法により与えられた指示は、当該受益者のリスク負担により実行され、当該受益者は、管理会社またはその代理人（投資運用会社、管理事務代行会社および登録事務代行会社を含む。）のいずれも、ファックスまたは電子的方法により送信された指示の真正性を確認する義務を一切負わないことを理解する。

受益者が、買戻約定書の送付先の名前および/もしくは住所を指定する場合、または登録事務代行会社に登録されている口座とは異なる口座に買戻代金を送金するよう要求する場合には、当該注文が処理される前に、当該指示/要求に関する書面による確認書の原本が受益者により提出され、かつ登録事務代行会社により受領されなければならない。

受益者は、本トラスト、受託会社、管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社および登録事務代行会社に対して、かかる者または事業体が正当な指示であると合理的に信じたファックスまたは電子的方法による指示に基づいて行為した結果、これらの者が負担することになったすべての損失、費用、要求、経費、訴訟、申立ておよび請求について補償する。

買戻規模

申請者は、あらゆるクラスの保有する受益証券の全部または一部の買戻しを請求することができる。Aクラス受益証券の最低買戻金額は、10,000米ドルであり、Bクラス受益証券の最低買戻金額は1,000,000円である。

本サブ・ファンドには最終支払日はない。最終支払日が指定されていないサブ・ファンドは、信託証書に従い終了される可能性があり、受益証券は、当該決定が効力を生じる買戻日に関連する取引日の評価時点に計算された1口当たり純資産価格（実際の投資の実現価格および実現費用を考慮する。）で買い戻される。

登録事務代行会社は、受益者が保有し続ける受益証券の価額を最低保有条件である、Aクラス受益証券については100,000米ドル、Bクラス受益証券については10,000,000円未満に減少させる効果を有する買戻請求の実行を拒否することができる。また当該効果を有する買戻請求は、本トラストまたは登録事務代行会社により、当該受益者が保有するすべての受益証券を買い戻させる請求として取り扱われることがある。

登録事務代行会社は、要求した必要な情報すべてを取得するまで、買戻請求を受理しない。

買戻価格

買戻日における買戻価格は、関連する取引日の評価時点で計算される関連するクラスの1口当たり純資産価格である。サブ・ファンドの純資産価額およびクラスの1口当たり純資産価格の算出方法は、信託証書に定められており、後記「3 資産管理等の概要 (1) 資産の評価」の項に記載されている。

買戻手数料は課されない。

買戻代金の支払

買戻価格は以下のいずれかの方法により充足される。

- (a) 原則として、銀行手数料を控除後に、電信送金により現金で充足する方法(以下「現金買戻し」という。)による。
- (b) 現金買戻しがやむを得ない状況により行えない場合には、本サブ・ファンドへの販売会社への該当するバスケット(またはその一部)の譲渡および現金部分(ある場合)の支払い(以下「現物買戻し」という。)による。

「現金部分」とは、現物買戻しにおいては、買戻代金から対応するバスケット(該当する場合はその一部)のバスケット価額を引いた金額をいう。

申込書原本に記載のとおり、受益証券の買戻時に支払われる額は、関連するクラスの表示通貨(または管理会社が定めるその他の通貨)で、関連する取引期限後10営業日以内、またはそれよりも遅い場合は記入済みの買戻書類の受領後10営業日以内に、関連する受益者の登録口座に電信送金で支払われる。買戻代金の支払は、登録受益者、または共同で登録されている受益者については、最初に名前が掲載されている受益者に対して行われる。受益証券の買戻代金は、登録事務代行会社がファックスで買戻請求を受領次第支払われる。ただし、登録事務代行会社が受益者の当初の申込みに関する申込書原本、関連するすべてのマネーロンダリング防止関係書類および登録事務代行会社が要求することのあるその他の書類を受領済みであることを条件とする。

本サブ・ファンドの英文目論見書補遺の記載に従い、買戻代金は、関係する受益者の同意を得て、本トラストの資産を当該受益者に現物で譲渡することにより支払うこともできる。現物で譲渡される資産は、管理会社が公平かつ残りの受益者の利益に著しい不利益を及ぼさないと考える基準に基づき、管理会社の裁量により選択される。2名以上の受益者がこのような形での現物譲渡により充足される買戻請求を提出した場合、受託会社は、当該受益者に分配予定の資産を選択する際に、分配用を選択した資産を按分して分配し、各受益者が保有する受益証券に比例した資産を受領し、端数処理によるわずかな差のみが発生するようにする。当該資産配分は受託会社の承認を必要とし、当該資産は、本トラストが買い戻す受益証券の買戻価格決定の際に用いられる価額で引き取られる。受益者から請求があった場合、本トラストは受益者の費用負担で受益者に代わって資産を売却し、売却による手取金を当該受益者に交付する。

買戻代金の支払いは、関連する取引期限の3営業日後に、または管理会社が随時決定するその他の日までに行われる。

買戻しの制限

後記「3 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 一時的な停止」に記載する方法で関連するサブ・ファンドの純資産価額の計算が停止されている期間中は、受益証券の買戻しが制限されることがある。当該期間中に買戻しを請求した受益者は、当該延期がある場合は通知され、管理会社の同意を

得て撤回されない限り、当該受益者の買戻請求は、当該停止期間終了後の翌買戻日に行われたものとみなされる。

管理会社は、買戻日に1サブ・ファンドにおいて買い戻される受益証券の口数を、当該買戻日における当該サブ・ファンドの純資産価額の合計の10%に制限する権利を有する。かかる場合、当該制限は按分で適用され、その結果、当該買戻日に当該サブ・ファンドの受益証券の買戻を請求した受益者全員が、買戻を請求した受益証券に関して同一比率で実現することになる。当該買戻日に買い戻されない残りの受益証券は、翌買戻日に繰り越され、その後受領した買戻請求に優先して（按分して）処理される。買戻しの請求がこうして繰り越される場合、登録事務代行会社は影響を受ける受益者に対して通知を行う。

強制的な買戻しおよび譲渡

管理会社は、理由の有無にかかわらず、保有されている受益証券を強制的に買い戻し、または譲渡させることができる。これには、(a) 当該受益証券が、本トラストが米国証券法に違反することとなる者、または給付年金（前記「1 申込（販売）手続等（1）海外における販売 適格投資家」に定義される。）により直接的または実質的に保有されていることに管理会社が気付いた場合、(b) 当該投資家による受益証券の継続的な保有が違法であり、もしくは本トラスト、関連するサブ・ファンドもしくは受益者全体に規制上、法律上、金銭上もしくは税務上の悪影響もしくは管理上の重大な不利益をもたらし、もしくはその可能性があることと管理会社が考える場合、(c) 受益者がサブ・ファンドにおいて保有する受益証券の純資産価額が、最低保有条件を下回っている場合、または (d) 受益者もしくはその代理人が申込みの際に行った宣言、提供した情報、もしくは行った表明が有効もしくは正確でなくなった場合が含まれるが、これらに限定されない。受益証券の強制的な買戻しまたは譲渡前に、管理会社は該当する受益者に書面により通知し、当該受益者に対して、最低保有条件を満たすために受益証券の追加購入を行うための30日間の猶予を認める。

管理会社は、以下のいずれかの場合に、発行済みのシリーズまたはクラスの受益証券のすべてを買い戻すことができる（ただし、義務ではない。）。

- (i) 議決権を有する受益者または関連するサブ・ファンドの議決権を有する受益者による普通決議が可決され、当該決議に関して、受益証券の買戻しを承認する2週間から6週間前までの通知が行われている場合
- (ii) 関連する受益証券の保有者に対して、2週間から6週間前までに通知が行われている場合はいつでも
- (iii) 関連するサブ・ファンドがミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドとしての規制対象でなくなった場合、または関連するサブ・ファンドがミューチュアル・ファンド法に基づく規制対象ミューチュアル・ファンドとしての義務を遵守することができなくなる可能性が高いと、この点に関して法的助言を受けた上で管理会社が合理的に考える場合
- (iv) 本トラストもしくはそのいずれかのサブ・ファンドの存続を違法とし、またはこれを存続させることが現実的でないもしくは望ましくないと管理会社が合理的に考える事態が発生した場合
- (v) 管理会社が書面により退任の意向を表明した日から3か月以内に、受託会社が後任の管理会社を選任することができなかった場合
- (vi) 投資運用会社が書面により退任の意向を表明した日から3か月以内に、管理会社が新たな投資運用会社を選任することができなかった場合
- (vii) 受託会社が書面により退任の意向を表明した日から6か月以内に、管理会社が新たな受託会社を選任することができなかった場合
- (viii) サブ・ファンドの純資産総額が1,500万ユーロ相当の基準通貨額を超えることができなかったか、またはこれを下回った場合

- (ix) 本トラストまたはサブ・ファンドに悪影響を及ぼす政治、経済、財政または規制上の不利な変更を理由として、管理会社が適切と考える場合

いずれの場合も、関連するサブ・ファンドまたはクラスの受益証券の買戻しは、当該受益証券の保有者全員に対して2週間から6か月前までに通知を行った上で行われる。受益証券は、関連する買戻日における1口当たり純資産価格から、関連するサブ・ファンドの資産の見積換金費用ならびに買い戻される受益証券の買戻しおよび償却に関する賦課金および手数料または希薄化防止賦課金に対する適切な引当と管理会社がその裁量により随時判断する額を控除した額で買い戻される。

信託証書に基づき、英文目論見書、関連する英文目論見書補遺、申込書または信託証書に違反して受益証券を保有していることを認識し、かつ上記の規定に従い保有受益証券の譲渡もしくは買戻しのための受渡しを怠り、または本トラストに対して適切な通知を怠った者は、かかる者が上記のいずれかの規定に従った義務の遵守を怠ったことに起因し、またはこれに関連して、受託会社、本トラスト、管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社、登録事務代行会社および受益者(以下それぞれを「被補償当事者」という。)が直接もしくは間接的に被り、または当該被補償当事者に生じた請求、要求、申立て、賠償責任、損害、損失、費用および経費について、被補償当事者それぞれに対して補償し、被補償当事者に何らの損害も与えないものとする。

流動性管理

管理会社は、本トラストの流動性リスクの監視を可能にすることを目的とした流動性管理方針を導入している。これに関して管理会社が採用するシステムおよび手順により、管理会社は、買戻しの請求に適宜対応するために必要な様々な手段を用い、取決めを行うことができる。

通常の状態においては、買戻しの請求は本「(1) 海外における買戻し」に定めるとおりに処理される。管理会社は、前記「買戻しの制限」に定める一定の状態において一時的に買戻しを停止することができる。管理会社は、本トラストの投資戦略、方針、流動性プロフィールおよび買戻方針を考慮の上、流動性リスクを管理する。当該目的のため、管理会社は、流動性の低い市場環境により引き起こされる可能性のあるキャッシュ・アウトフローを抑制し、流動性の低い市場環境において買戻しの支払を行うために即座に換金可能な資産が十分に利用可能となるよう努める。

受益証券の譲渡

受益証券は、譲渡人が署名した(または、法人による譲渡の場合は、譲渡人を代表して署名し、もしくは譲渡人が押印した)証書により譲渡することができる。管理会社またはその代理人は、譲渡人が譲渡を行う権利を有していることを示すため、および譲受人の身元を確定するために管理会社が合理的に要求するその他の証拠を添付した譲渡申請書が、登録事務代行会社の事務所、または管理会社が合理的に要求するその他の場所に届けられない限り、受益証券の譲渡の登録を拒否することができる。譲渡人は、受益者登録簿に譲受人の名前が記録されるまでは、受益証券の保有者であるものとみなされる。譲受人が既存の受益者でない場合は、管理会社の満足する形で関連する受益証券に関する申込書の記入が完了するまでは、受益証券の譲渡の登録は行われぬ。また管理会社は、譲受人が保有する受益証券の純資産価額が関連するクラスの最低当初投資額を下回る結果になる場合、または譲渡人が保有する受益証券の純資産価額が関連するクラスの最低保有条件を下回る結果になる場合には、その絶対的な裁量により、譲渡の登録を拒否することができる。

共同受益者の1名が死亡した場合は、生存する受益者が、当該共同受益者の名義で登録されている受益証券の権原または権利を有すると認められる唯一の者となる。

受益証券は自由に譲渡可能である。ただし、(a) 譲渡が米国の証券法に抵触する場合、(b) 予定されている譲受人が、給付年金(前記「1 申込(販売)手続等 (1) 海外における販売 適格投資家」に定義される。)でないことを証明する十分な証拠がない場合、(c) 管理会社の意見において、譲渡が違法であるか、または本トラスト、関連するサブ・ファンドもしくは受益者全体にとって、規制上、法律上、金銭上、もしくは税務上不利な結果もしくは重大な管理上の不利益を引き起こすか、もしくは引き起こす可能性が高い場合、(d) 譲受人の身元の十分な証拠がない場合、または

(e) 譲渡に関して、本トラストが、受益者の適切な納税義務を果たすために必要となる適切な口数の受益証券を買戻しもしくは償却するよう要求される場合には、管理会社は、受益証券の譲渡の登録を拒否することができる。予定されている譲受人は、受益証券の譲渡および当該譲渡に関連するあらゆる事柄に関して管理会社が要求する表明、保証または文書の提供を要求されることがある。

登録事務代行会社は、譲渡を行う際に発生する費用を譲渡人に請求する。

受益証券の交換

後記「3 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 一時的な停止」に記載する状況において、受益証券の売買が一時的に停止されている場合を除き、受益者は、営業日に、あるクラス(以下「原クラス」という。)の受益証券をその他のサブ・ファンド(本項において、以下「新クラス」という。)の受益証券と交換する請求を行うことができる。ただし、適切に記入した交換請求書を取引期限前に登録事務代行会社が受領していることを条件とする。取引期限後に受領した交換請求書は、保管され、管理会社が別段の決定を行わない限り、該当する翌評価日に処理される。受益証券の交換が行われる価格は、関連する評価日における関連する受益証券の1口当たり純資産価格を参照して決定される。投資家は、受益証券の交換の一環としてサブ・ファンドの受益証券を買戻させる際に、賦課金および手数料を負担する可能性があることに留意すべきである。

受益証券の交換請求は、管理会社が承認する様式により、本トラストに対して書面により通知することにより行われる。原クラスの受益証券の買戻しおよび新クラスの受益証券の申込みに関する一般規定および手続きが、受益証券の交換に適用される。したがって、上記の目的上、交換請求は、原クラスに関する買戻請求および新クラスの受益証券に関する申込請求として取り扱われる。

交換請求書は、交換請求書に記載されている登録事務代行会社の連絡先に、郵送、ファックス、または電子的方法により送付する必要がある。

受益者は、新クラスへの当初投資として受益証券の交換請求を行う場合、交換される受益証券の純資産価額が新クラスの最低当初申込額以上となるようにしなければならない。ただし、一般的にまたは特定の場合において、管理会社がその絶対的な裁量により最低当初申込額の要件を変更し、または放棄する場合はこの限りでない。交換時に発行される新クラスの受益証券の口数が整数でない場合、本トラストは端数の受益証券を新たに発行し、または発生した余剰金を受益者に返却することができる。管理会社は、当該交換が受益者全体の最良の利益にならないとみなした場合には、その絶対的な裁量により、受益証券の交換請求の一部または全部を拒否することができる。

登録事務代行会社は、交換を行う際に発生する事務管理費用を受益者に請求する。

(2) 日本における買戻し

買戻しに係る手続

日本における投資家は、営業日に限り、販売会社・売出人を通じ、登録事務代行会社に対して買戻しを請求することができる。

買戻価格は、各取引日における受益証券の1口当たり純資産価格である。

買戻請求の最低金額または最低単位は、1口以上1口単位である。

大量の買戻請求があった場合には、前記「(1) 海外における買戻し 買戻しの制限」が適用されることがある。

買戻代金の支払いは、原則として、買戻請求日の3営業日後から行われる。

買戻手数料は課されない。買戻代金の支払いは、口座約款の定めるところに従って行う。

買取に係る手続

日本における投資家は、営業日に限り、販売会社・売出人に対して買取を申し込むことができる。

買取価格は、投資家の申込時点における各受益証券の1口当たり純資産価格の理論値に基づいて、販売会社・売出人が提示した価額である。理論値とは、本サブ・ファンドの裏付けとなる信託財産の時価をいう。詳細は、販売会社・売出人にご照会されたい。

買取請求の最低金額または最低単位は、1口以上1口単位である。

大量の買取請求があった場合には、前記「(1)海外における買戻し 買戻しの制限」が適用されることがある。

買取代金の支払いは、原則として、日本時間午後4時00分までに販売会社・売出人所定の事務手続きが完了したものは申込日の3営業日後、それ以降に完了したものは4営業日後から行われる。ただし、申込日が営業日でない場合は、申込日直後の営業日の3営業日後とする。

買取手数料は課されない。買取代金の支払いは、口座約款の定めるところに従って行う。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産価額の計算

各サブ・ファンド、または場合により各クラスもしくは各シリーズの純資産価額および1口当たり純資産価格は、後記「評価原則」の項に詳細を記載する原則に従い、管理事務代行会社が各評価日の評価時点に計算する。

評価日における各サブ・ファンドの純資産価額は、当該サブ・ファンドに帰属する資産の合計価額(未償却費用を含むが、これに限定されない。)から当該サブ・ファンドに帰属する負債総額(発生した費用、および受託会社が公正かつ合理的と考える偶発的または予想される費用についての金額を含むが、これらに限定されない。)を控除したものである。クラスまたはシリーズの1口当たり純資産価格は、関連するクラスまたはシリーズに帰属する当該サブ・ファンドの純資産価額を、当該クラスまたはシリーズの発行済受益証券口数で除すことにより、小数第2位(四捨五入)または受託会社がサブ・ファンドについて随時決定し受益者に通知する桁数まで計算する。

サブ・ファンドが複数のクラスで構成されている場合、各クラスまたは各シリーズの純資産価額は、各サブ・ファンドの純資産価額のうち当該各クラスまたは各シリーズに帰属する部分を決定し、その価額を当該クラスまたはシリーズの発行済受益証券口数で除すことにより計算する。各サブ・ファンドの純資産価額の増加または減少は、その日の関連する申込みおよび買戻しを考慮して調整を行った上で、クラスおよびシリーズ間で、それらの前日の純資産価額の終値に基づき按分して割り当てる。サブ・ファンドの基準通貨ではない通貨で表示されるクラスまたはシリーズの純資産価額は、関連する評価日に一般的な関連する為替相場を用いて計算する。

管理会社がサブ・ファンド内で異なるクラスの受益証券を設定し、英文目論見書または場合により関連する英文目論見書補遺に従い、(i)各クラスが異なる水準の報酬を負担すること(詳細は当該サブ・ファンドの該当する英文目論見書補遺に定める。)、(ii)基準通貨以外の通貨建てのサブ・ファンド内のクラスの関連する通貨リスクをヘッジするために通貨ヘッジ取引が行うことができること、(iii)サブ・ファンド内の特定のクラスについて金利ヘッジ取引を行うことができること、または(iv)サブ・ファンド内の特定のクラスのために金融デリバティブ商品を利用することができることを決定し、関連する英文目論見書補遺に開示している場合、管理事務代行会社は、それぞれの場合において、各クラスについて支払う異なる水準の報酬および/または当該ヘッジ取引および/もしくは金融デリバティブ商品の費用およびその結果として生じる利益/損失を反映させるため、クラスごとの純資産価額を調整するものとする。

関連するサブ・ファンドの1口当たり純資産価格は、当該サブ・ファンドの純資産の評価額の増減に従って増加または減少する。

資産および負債の配分

信託証書は、サブ・ファンドを以下の方法で設定することを義務付けている。

- (a) 信託証書の規定に従い、各受益証券の発行による手取金は当該受益証券に関して設定されたサブ・ファンドの帳簿および記録に組み入れられ、当該受益証券に帰属する資産から負債を控除して収益(支出を控除後)を加えたものが、当該サブ・ファンドに組み入れられる。
- (b) 資産が別の資産(現金であるか否かを問わない。)から派生した場合においては、派生した資産は派生元の資産と同じサブ・ファンドに組み入れられ、資産の再評価に際してはその都度、価額の増加または減少が当該サブ・ファンドに組み入れられる。

- (c) 受託会社または管理会社が特定のサブ・ファンドに帰属しないとみなす資産については、管理会社は当該資産をサブ・ファンド間で割り当てるための基準を決定する裁量を有し、管理会社は受託会社の同意を条件としていつでも当該基準を変更する権限を有する。ただし、資産がすべてのサブ・ファンド間に割当て時点の純資産価額に比例して割り当てられない場合、受託会社の同意は求められない。
- (d) 管理会社は負債(投資の取得および売却における印紙税、税金、仲買手数料、もしくはその他の費用、監査人ならびに税務および法律顧問の報酬および費用、報告書、計算書類および目論見書またはその他の募集もしくはマーケティング書類の印刷および配布費用、出版費用、ならびに関連する登録手数料等、本トラストのあらゆる運営費用を含むことがあるが、これらに限定されない。)をサブ・ファンド間に割り当てる基準(状況が許す場合には、その後の再割当てについての条件が含まれる。)を決定する絶対的な裁量権を有する。サブ・ファンドは、本トラストおよびサブ・ファンドの設定に関連する全般的な報酬および費用(以下「当初費用」という。)を管理会社はその絶対的な裁量により決定する方法で負担する。受託会社および関連するサブ・ファンドの受益者の書面による同意を受領次第、管理会社は、(a) 本トラストおよび2以上のサブ・ファンドの設定に関連した、または(b) 本トラストおよび2以上のサブ・ファンドの設定後に負担した当初費用の合計額を当該サブ・ファンド間で割り当てる際の基準を決定する絶対的な裁量権を有するものとする。かかる場合、当初費用の合計額は、通常、(i) 償却期間中の関連するサブ・ファンドそれぞれの純資産価額に比例してサブ・ファンドに割り当てられ、または(ii) 管理会社はその絶対的な裁量により(全部または一部を)引き受ける。

評価原則

以下の規定が純資産価額の各決定に適用されるものとする。

- (i) 各サブ・ファンドの純資産価額は、関連する評価日の評価時点で決定されるものとし、その時点の当該サブ・ファンドのすべての資産からすべての負債を控除したものに等しい。
- (ii) 各サブ・ファンドの資産は、以下のすべてを含むものとみなされるものとする。
- (a) 割り当てられた受益証券の未収申込金、経過利息を含むすべての手許現金、貸付金もしくは預金または請求可能な現金
- (b) すべての手形、要求払い約束手形、譲渡性預金証書、約束手形および売掛金
- (c) 各サブ・ファンドが保有し、または契約するすべての債券、為替先渡取引、約束手形、株式、ストック、転換証券、集団投資スキームの受益証券または集団投資スキームへの参加、証書、債務証書、ディベンチャー・ストック、新株引受権、ワラント、先物契約、オプション契約、スワップ契約、固定利付証券、変動利付証券(当該変動利付証券のリターンおよび/または買戻額は指数、価格またはレートを参照して計算される。)、金融商品ならびにその他の投資および証券(各サブ・ファンドが発行する権利および証券を除く。)
- (d) 本トラストがサブ・ファンドについて受領すると受託会社が考えており、純資産価額が決定される日より前の日に登録株主に支払われることが宣言されているものの、本トラストがまだ受領していない株式ならびに現金配当および現金分配のすべて
- (e) サブ・ファンドの一部を構成する利付証券に生じた利息のすべて(当該証券の元本に含まれているか、反映されている範囲とする。)
- (f) サブ・ファンドのその他のすべての投資
- (g) サブ・ファンドの設定の際に発生する設定費用、およびサブ・ファンドの受益証券発行および販売の費用(未償却の範囲とする。)

- (h) 当該サブ・ファンドに関連する前払い費用のすべて、および一般に本トラストに関連する前払い費用の一部(当該前払い費用は、受託会社が随時評価し、定めるものとする。)
- (i) あらゆる種類および性質のサブ・ファンドのその他の全資産
- (iii) 本トラストの費用または負債は、管理会社の決定する期間にわたり償却することができ(また管理会社は、当該期間をいつでも延長し、または短縮することを決定できる。)、その未償却額も常に本トラストの資産とみなされる。
- (iv) 資産は以下のとおり評価するものとする。
- (a) 公認の市場で、またはその規則に従い相場表示、上場または取引が行われている各資産は、管理会社がサブ・ファンドについて決定する各申込日もしくは各買戻日(該当する方)の当該市場における取引終了時の市場の直近取引価格もしくは前日終値、最終買呼値、直近買呼値、最終仲値または最新仲値で評価しなければならない。かかる目的上、管理会社は、関連市場を専門とする公認の価格情報サービスまたはブローカー等の独立した情報源であって、客観的で正確な情報源であると管理会社が判断するところから価格を取得する。投資の相場表示、上場もしくは取引が通常複数の公認の市場で、またはその規則に従い行われている場合、関連する市場が投資の価額の最も公正な基準を提供すると管理会社が判断する市場である。当該公認の市場で相場表示、上場または取引が行われている投資の価格が関連する時点で入手できないか、典型でないとして管理会社が判断した場合、当該投資は、管理会社が当該目的のために選任し、受託会社が当該目的のために承認した適任者が、慎重かつ誠実に見積もった推定実現価額で評価する。投資の相場表示、上場または取引が公認の市場で行われているが、その取得または取引が、当該公認の市場外でプレミアムまたはディスカウントにより行われた場合、当該投資の評価は、当該商品の評価日時点におけるプレミアムまたはディスカウントのレベルを考慮に入れて行う。ただし、受託会社は、証券の推定実現価額を設定する際に、こうした手順を採用することが正当と認められることを確認していなければならない。管理会社もしくはその代理人または受託会社のいずれも、入手可能な最新の取引価格、または場合により当面の仲値であると合理的に信じた価格が、そうではないと判明した場合、いかなる責任も負わない。
- (b) 公認の市場で、またはその規則に従い、通常、相場表示、上場もしくは取引が行われていない投資の価額は、管理会社(当該目的のために受託会社から承認されていなければならない。)が受託会社と協議の上、または当該目的のために受託会社が選任し、承認した適任者が、慎重かつ誠実に見積もった推定実現価額で評価する。
- (c) 債券は、信頼できる市場相場が入手できない場合は、格付け、利回り、満期日およびその他の特性が同等とみなされる証券の評価を参照して、管理会社がまとめた方法を用いて評価することができる。
- (d) 預金および類似の投資は、額面金額に経過利息を加えた額で評価する。ただし、管理会社が(受託会社と協議の上)公正な価額を反映させるために調整を行うべきである判断した場合は、この限りでない。
- (e) 集団投資スキームの受益証券または投資証券(サブ・ファンドが他のサブ・ファンドに保有する受益証券を含む。)は、当該集団投資スキームが公表する入手可能な最新の1口当たり純資産価格に基づき評価する。当該価格が入手不可能な場合、当該受益証券は、管理会社(当該目的のために受託会社から承認されていなければならない。)が、または管理会社が当該目的のために選任し、受託会社が当該目的のために承認した適任者が、慎重かつ誠実に見積もった推定実現価額で評価する。
- (f) サブ・ファンドの1口当たり純資産価格を決定する際には、外国通貨で当初表示されていた資産および負債はすべて、評価時点の実勢市場レートを用いて当該サブ・ファンドの基準通貨に換算する。当該相場が入手不可能な場合は、管理会社が誠実に定めた方針に従い為替レートを決定する。

- (g) 公認の市場で取引されているスワップ、金利先物契約ならびにその他の金融先物およびオプション契約を含むデリバティブ商品は、当該公認の市場がその取引終了時に決定する決済価格で評価する。ただし、決済価格を提示することが当該公認の市場の慣行ではない場合、または決済価格が何らかの理由で入手できない場合、当該商品は、管理会社（当該目的のために受託会社から承認されていなければならない。）が、または管理会社が当該目的のために選任し、受託会社が当該目的のために承認した適任者が、慎重かつ誠実に見積もった推定実現価額で評価する。
- (h) 店頭デリバティブは、相手方当事者の評価、または管理会社もしくは独立の価格情報提供者による評価を含む代替的评价を用いて評価する。店頭デリバティブは、1日に1回以上評価するものとする。相手方当事者の評価を用いる場合、当該評価は、当該相手方当事者から独立した、受託会社が承認した当事者（管理会社または店頭相手方当事者に関する当事者を含めることができる。ただし、当該当事者が、同じグループ内の独立した主体であり、相手方当事者が採用する価格設定モデルと同じものに依拠しないことを条件とする。）が、週に1回承認し、または検証しなければならない。管理会社は、代替的评价の採用を選択する場合、国際的に最良の慣行を遵守の上、証券監督者国際機構（IOSCO）およびオルタナティブ投資運用協会（AIMA）等の機関が定める店頭商品の評価についての原則を遵守し、当該目的のために受託会社が承認した適任者を選任し、または他の評価方法を使用する。ただし、受託会社が当該代替的评价額を承認することを条件とする。代替的评价は、1か月に1回、相手方当事者の評価と調整される。相手方当事者による評価との間に著しい差異がある場合は、速やかに調査および説明が行われる。
- (i) 為替先渡契約および金利スワップ契約は、店頭デリバティブに関する上記(h)項の規定に従い、または自由に入手できる市場相場を参照して評価することができる。
- (j) サブ・ファンドの投資方針が、主に現金および残存満期が397日以下の（または、少なくとも397日ごとに定期的な利回り調整が行われ、もしくは満期が最長397日の金融商品に相当するリスク・プロファイルを有する）質の高い金融市場証券に投資することである場合、当該サブ・ファンドは、償却原価評価法により評価することが可能であり（ただし、受託会社の承認が必要である。）、当該評価法により、関連する証券は、そのプレミアムの償却またはディスカウントの増加を調整した取得原価で評価される。さらに、他のサブ・ファンドにおいても、残存満期が3か月以下の証券に投資している場合には、当該証券も償却原価評価法により評価することができる（ただし、受託会社の承認が必要である。）。管理会社またはその代理人としての管理事務代行会社は、管理会社が適切と考える間隔で（週1回以上）当該証券の評価を検討し、償却原価評価法に従い計算した証券の価額が時価で評価した場合の価額から乖離するか否かを判断し、大きな乖離があれば、投資運用会社に通知するものとする。当該検討において、償却原価評価法により計算した証券の価額が時価で評価した場合から0.1%乖離する場合、管理会社、受託会社および投資運用会社に通知されるものとする。ポートフォリオの時価と償却原価価額の間0.3%を超える差異が生じる場合は、毎日の検討が必要である。かかる状況においては、管理会社は、当該希薄化を軽減するための措置（もしあれば）を講じる。
- (k) 上記の規定にかかわらず、管理会社は、受託会社の事前の同意を得た上で、(a) 上場されている投資の評価を調整し、または (b) 特定の資産について、受託会社が承認するその他の評価方法の使用を許可することができるが、これは、状況（関連するサブ・ファンドの受益証券の大量の申込みもしくは買戻し、または投資もしくは他の財産の市場性、通貨、適用金利、満期、市場性および/または管理会社が関連するとみなすその他の考慮事項を含むが、これらに限定されない。）を考慮した上で、当該調

整または代替的評価方法がより公正にその価額を反映させるために必要であると考えられる場合に限られる。

- (l) 上記にかかわらず、管理会社は、サブ・ファンドに関して、当該営業日の買戻しが申込みを超える場合には、評価時点における当該投資買呼値を参照して、または当該営業日の申込みが買戻しを超える場合には、評価時点における当該投資の売呼値を参照して、投資の価額を計算することを決定することができる。さらに、管理会社は、サブ・ファンドの正味申込みまたは正味買戻しがある営業日においてサブ・ファンドに関して計算する純資産価額を、投資の取得または売却の費用（取引手数料、税金、および投資の取得価格と売却価格の差額が含まれるが、これらに限定されない。）に起因する取引の希薄化効果を回避または軽減するために調整することを決定することができる。管理会社はまた、サブ・ファンドの投資を最終買呼値、最新買呼値、最終仲値または最新仲値に基づき評価することを決定することもできる。こうした方針は、サブ・ファンドについて、また当該サブ・ファンドのすべての投資について一貫して適用しなければならない。
- (m) 純資産価額および1口当たり純資産価格の計算に際し、管理事務代行会社は、自らが決定する自動価格情報サービスに依拠することができ、または、本トラストまたは投資運用会社が指示する場合には、特定の価格情報サービス、ブローカー、マーケット・メーカー、またはその他の仲介業者から提供される情報を利用することができる。かかる状況において、管理事務代行会社は、管理事務代行会社に過失または故意の不履行がない場合、当該価格情報サービス、ブローカー、マーケット・メーカー、またはその他の仲介業者から提供された情報の不正確さに起因する純資産価額および1口当たり純資産価格の計算の誤りにより本トラストまたは受益者が被る損失に対して責任を負わないものとする。さらに、純資産価額および1口当たり純資産価格の計算に際し、管理事務代行会社は、投資運用会社、相手方当事者、投資顧問会社または関係者から提供された価格情報を検証するために合理的な努力を行うが、投資家は、一定の状況においては、管理事務代行会社が当該情報を検証することが可能でない、または実務上可能でない場合があることに留意すべきである。かかる状況において、管理事務代行会社は、かかる者により提供された情報の不正確さに起因する純資産価額および1口当たり純資産価格の計算の誤りにより本トラストまたは受益者が被る損失に対して責任を負わないものとする。

スイング・プライシング

サブ・ファンドに関する正味申込みまたは正味買戻しが発生した申込日または買戻日には、当該サブ・ファンドのための資産の取得または売却にかかる実際の費用は、取引手数料、税金および資産の取得価格と売却価格の差額により、サブ・ファンドの受益者全体に損失をもたらすほどにサブ・ファンドの純資産価額に影響を及ぼすものになる可能性がある。当該費用が純資産価額に及ぼし得る悪影響は「希薄化」と呼ばれている。

希薄化効果の緩和を図るため、管理会社は、その裁量により、希薄化により発生し得る悪影響に対応するために純資産価額の調整（以下「スイング」という。）を決定することができる。管理会社が当該決定を行った場合、管理事務代行会社は、上記のとおり関連するサブ・ファンドの純資産価額を計算した上で、希薄化効果の補填を目的とした額だけ純資産価額をスイングする。

スイングの方向は、関連する申込日または買戻日に関連するサブ・ファンドに正味申込みまたは買戻しがあるか否かに左右される一方、スイングの大きさは当該サブ・ファンドの取引費用に基づく。

例えば、関連するサブ・ファンドに正味の流入／申込みがある場合は、その純資産価額が上方にスイングするため、入ってくる投資家が本来の申込みよりも高い1口当たり純資産価格を支払うことにより、申込みによって生じる取引費用を事実上負担している。逆に、サブ・ファンドから正味流出／買戻しがある場合は、純資産価額が下方にスイングするため、出て行く受益者が本来を下回

る1口当たり純資産価格を受領することにより、買戻しによって生じる取引費用を事実上負担している。これらの純資産価額のスイングは、取引を行う投資家もたらす取引費用の影響から、取引を行わない受益者を保護することを目的としている。

サブ・ファンドについて純資産価額をスイングする決定は、管理会社または投資運用会社が、管理会社の代理人として行為する管理事務代行会社と共に、管理会社が随時定める基準に従い、申込日または買戻日における関連するサブ・ファンドにおける取引活動（すなわち、申込みおよび買戻しの水準）を考慮の上行われる。当該基準は、申込日または買戻日におけるサブ・ファンドへの正味流入またはサブ・ファンドからの正味流出による投資または売却の費用が、重大な希薄化効果を生じさせるか否かに関する管理会社の判断を含む。スイング・プライシングは、サブ・ファンドの受益者全体の利益のために希薄化を抑えることをもつぱらの目的として行われ、サブ・ファンド、当該サブ・ファンドの全クラス、および当該サブ・ファンドの全資産について一貫して適用される。

疑義を避けるために付言すると、管理会社が、特定の申込日または買戻日において、サブ・ファンドについて純資産価額のスイングと希薄化防止賦課金の賦課の両方を決定することはない。

純資産価額の公表

1口当たり純資産価格は、各評価日の後実務上可能な限り速やかに公表され、各営業日に Bloomberg および / または www.fundinfo.com（該当するもの）で公表される。

管理会社は、1口当たり純資産価格の公表を新聞または他の媒体（例えばウェブサイト）を通じて行うことを随時決定することができる。かかる場合、すべての受益者および投資予定者に対して、1口当たり純資産価格の公表が行われる他の媒体が通知される。

1口当たり純資産価格は登録事務代行会社からも入手することができる。登録事務代行会社は、受益証券が上場されている証券取引所に対して、上場受益証券の各クラスについて1口当たり純資産価格を計算後直ちに連絡するものと予想される。

1口当たり純資産価格は、情報提供のみを目的として公表され、当該純資産価額での受益証券の申込みまたは買戻しを勧誘するものではない。1口当たり純資産価格の公表方法が変更される場合は、英文目論見書または場合により関連する英文目論見書補遺の改訂分に記載される。

一時的な停止

管理会社は、受託会社に通知した上で、各サブ・ファンドまたはいずれかのサブ・ファンドについて、(a) 純資産価額の決定、および / または (b) 受益証券の申込み、および / または (c) 受益者の選択による受益証券の買戻し（全部もしくは一部）、および / または (d) 受益証券の買戻しに関連した買戻しを行う受益者に対する金額の支払の一時的な停止を宣言でき、いずれの場合も期間の全体または一部を対象とし、管理会社が決定する状況において宣言される。当該状況は以下の期間を含むが、これらに限定されない。

- (a) 公認の市場、証券取引所またはサブ・ファンドの資産の大部分が上場、相場表示、取引もしくは取扱いされている市場が（祝日 / 銀行休業日の場合を除いて）閉鎖されている間、または当該公認の市場、証券取引所または市場が臨時に制限されているか、または停止されている間
- (b) 管理会社の意見において、サブ・ファンドによる保有資産の処分が合理的に実行できない、または当該処分が受益者に重大な悪影響を及ぼす事態を引き起こす状況が存在する時
- (c) 関連する通信網の混乱その他の理由により、関連するサブ・ファンドの資産の大部分の価値を決定することが不可能もしくは実行不能な期間
- (d) 買戻しが適用法もしくは規則に違反する可能性があるかと管理会社が考える期間
- (e) 関連するサブ・ファンドが投資の換金もしくは取得に関連して資金を移動できない期間、または受益証券の買戻しの際に受益者への支払を通常の為替相場で行うことができないと管理会社が考える時

- (f) サブ・ファンドの1つが投資するファンドが、その純資産価額の計算を停止し、またはその受益証券の買戻しを停止している時
- (g) 管理会社の支配、責任および影響の及ばない政治、経済、軍事、金融その他の緊急事態により、通常の条件で関連するサブ・ファンドの資産の大部分を処分することが不可能もしくは実行不能であり、または当該処分が受益者の利益に有害と考えられる時
- (h) 受益証券の販売または買戻しによる手取金を本トラストまたは関連するサブ・ファンドの口座に対して、または当該口座から送金することができない時
- (i) その他の理由により、本トラストの資産の大部分の価値を決定することが不可能または実行できない時
- (j) 管理会社が、その単独の裁量により、そうすることが関連するサブ・ファンドの受益者の最善の利益であると判断する場合
- (k) 市場環境の悪化により、管理会社の意見において、買戻代金の支払が関連するサブ・ファンドまたは当該サブ・ファンドの残りの受益者に対して悪影響を与える可能性がある期間
- (l) 関連するサブ・ファンドの清算、解散または併合を要求する決議が提案されている場合
- (m) 関連するサブ・ファンドに関して市場混乱事由が発生している場合

当該停止の通知は、適用法に従い要求される場合にはケイマン諸島金融庁、および適用される上場規則に従い要求される場合には受益証券が上場されている証券取引所に対して行われ、可能な場合は、停止期間をできる限り迅速に終了させるためのあらゆる合理的な措置を講じる。

(2) 【保管】

日本の投資家に販売される受益証券の確認書は、販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合には、この限りではない。

(3) 【信託期間】

本サブ・ファンドは、後記「(5) その他 ファンドの解散」の項に従い終了するまで存続する。

(4) 【計算期間】

本サブ・ファンドの計算期間は、毎年6月30日に終了する。

(5) 【その他】

ファンドの解散

管理会社は、関連する受益証券の保有者に適宜2週間から6週間前までに通知を行うことを条件に、いつでも本トラストまたはサブ・ファンドを終了することができる。特定の日に、または特定の事由の発生時に自動的に終了することが条件に明示されているサブ・ファンドについては、管理会社は、当該サブ・ファンドの終了について受益者に事前に通知する義務を負わない。管理会社または受託会社は、次のいずれかの事由が発生した場合、本トラストまたはサブ・ファンドを終了することができる。

- (i) 関連するサブ・ファンドが、ミューチュアル・ファンド法に従ったミューチュアル・ファンドとして規制を受けなくなる場合。
- (ii) 本トラストもしくはサブ・ファンドの存続を違法とする法律が可決される場合、または費用、本トラストもしくは関連するサブ・ファンドの合計規模、および管理会社が関係すると考える他の要素を勘案して、本トラストもしくはサブ・ファンドを存続させることが現実的でない、望ましくない、または受益者の最善の利益とならないと管理会社が考える場合。

サブ・ファンドの受益者は、信託証書に従い適法に可決された決議により、当該サブ・ファンドを適宜終了することができる。

本トラストまたはサブ・ファンドの清算に関する書面による通知は、すべての受益者に交付されなければならない。本トラストまたはサブ・ファンドの終了後、合理的な期間内に、(債権者の債権を充足した上で)分配可能な資産が受益者に分配される。

サブ・ファンドは、以下のいずれかの事由が最初に発生した時点で自動的に終了する。

- (i) 信託期間の満了の30日前の日
- (ii) 当該サブ・ファンドのすべての受益証券が買い戻された日
- (iii) サブ・ファンドを終了する特別決議が可決され、または有効となる日

本トラストは、以下のいずれかの事由が最初に発生した時点で自動的に終了する。

- (i) 信託期間の満了の30日前の日
- (ii) すべてのサブ・ファンドの終了

管理会社は、本サブ・ファンドがその投資目的を達成する見込みがないかまたは達成できないと考える場合、受益者に対して、受益者特別決議によって本サブ・ファンドを終了するよう推奨することができる。

管理会社はまた、経済環境もしくは市場環境または自己の支配を超えるその他の理由(規制または税制の変更等)により、投資目的を達成する自己の能力または投資方針を追求する自己の能力が著しく損なわれた、および/または当該目的または方針がもはや適当でなくなった、および/または本サブ・ファンドの運営がもはや実行可能ではなくなった、または本サブ・ファンドの運営の継続が受益者に不利益なものとなると合理的に考える場合にも、受益者に対して本サブ・ファンドの終了を推奨することができる。かかる状況が発生した場合、管理会社は、代替の選択肢を検討し、ケイマン諸島金融庁の必要な承認を得た上で、かつ、受益者の最善の利益を考える自己の義務に常に従って、本サブ・ファンドを終了する。

なお本サブ・ファンドの受益証券は無議決権受益証券である。無議決権受益証券については、後記「4 受益者の権利等 (1) 受益者の権利等 () 議決権」をご参照されたい。

信託証書の変更

信託証書の定めに従い、管理会社および受託会社は、一切の目的のために必要または適切であると思料する方法および範囲で、補遺証書により信託証書の規定を変更、修正または追加することができる。ただし、当該変更、修正または追加は、すべてのサブ・ファンドの受益者または(当該変更が特定のサブ・ファンドの受益者のみに影響を与えると受託会社および管理会社が判断する場合は)関連するサブ・ファンドの受益者の普通決議により承認されているものとする。

受託会社はその意見として以下の事項を書面により証明した場合、管理会社および受託会社は、信託証書第39.1条の定めを遵守せずに信託証書を修正することができる。

- (a) かかる変更、改定または追加が、
 - (i) 受益者もしくは関連するサブ・ファンドの受益者またはかかるいずれかの受益者の利益を著しく害するものではなく、
 - (ii) 受益者または関連するサブ・ファンドの受益者に対する責任につき管理会社または受託会社を免責するものではなく、かつ、
 - (iii) 受益者に対し、その受益証券に関する追加の支払いを行う義務または当該受益証券に関する責任を引き受ける義務を課すものではないこと。
- (b) かかる変更、改定または追加が、関連するケイマン諸島の法律の遵守を目的として、ケイマン諸島の規制当局の規制により要求されること。
- (c) かかる変更、改定または追加が、明白な誤りの訂正のために必要であること。

受託会社は、修正が行われたすべてのサブ・ファンドの受益者に、当該修正の効力発生日から30日以内に通知を行うものとする。ただし、クラスもしくはシリーズの追加もしくは削除またはサブ・ファンドの追加設定に関する修正の通知は不要である。

関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用契約

管理会社または投資運用会社は、投資運用契約の条件に従って、他方の当事者に対する90日前の書面による通知をもってまたは直ちに、投資運用契約を終了することができる。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

保管契約

受託会社または保管会社は、保管契約の条件に従って、他方の当事者に対する90日前の書面による通知をもって、または直ちに、保管契約を終了することができる。

本契約は、両当事者が署名した書面による合意がある場合にのみ変更することができる。

本契約は、イングランドおよびウェールズの法に準拠し、同法に従って解釈される。

管理事務代行契約

管理会社または管理事務代行会社は、管理事務代行契約の条件に従って、他方の当事者に対する90日前の書面による通知をもって、または直ちに、管理事務代行契約を終了することができる。

本契約は、米国マサチューセッツ州法に準拠し、同法に従って解釈される。

受益証券販売・買戻契約

一方の当事者は、受益証券販売・買戻契約の継続期間中いつでも、他方の当事者に対する3か月前の通知を行うことにより、または、(i)他方の当事者(以下「債務不履行当事者」という。)が破産を宣言した場合、(ii)債務不履行当事者に関して、もしくはその資産に対して支払猶予が宣言された場合、(iii)債務不履行当事者の管財人、管理人もしくは清算人が選任された場合、(iv)債務不履行当事者が債権者と和解もしくは協定を結んだ場合もしくは債務不履行当事者の解散に関して決議が可決され、もしくは命令が出された場合、または(v)債務不履行当事者が適用法に基づき債務を履行できなくなった場合に、債務不履行当事者に差し入れられる書面による通知により直ちに、受益証券販売・買戻契約を終了することができる。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

本契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券の名義人として、登録されていなければならない。したがって、販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し、直接受益権を行使することができない。これら日本の受益者は、販売会社との間の口座約款に基づき、販売会社を通じて受益権を自己のために行使させることができる。

受益証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者は、受益証券に関し、受託会社または管理会社に対していかなる権利も有さず、また取得しないものとする。ただし、信託証書により受益者に対し明示的に付与されている権利を除く。

受益者の債務は、受益証券の申込みのために自らが払い込むことに同意した金額に限定されるものとする。

サブ・ファンドの受益者は、申込書の署名および交付により受託会社に対して契約上の義務を約束する。サブ・ファンドの申込者は、当該サブ・ファンドの受益者として承認された時点で当該サブ・ファンドの受益証券を取得する。受益者は、サブ・ファンドが行う投資に対して法的利益を直接に取得しない。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

() 分配金受領権

前記「第1 ファンドの状況 2 投資方針 (4) 分配方針」の項をご参照されたい。

() 買戻請求権

前記「2 買戻し手続等」の項をご参照されたい。

() 償還金の受領権

本トラストまたはサブ・ファンドの解散時には、本トラストまたは関連するサブ・ファンドの(債権者の債権を充足した上で)分配可能な資産は、本トラストまたは関連するサブ・ファンドの受益証券の各クラス間で按分した上で、受益者に対してその受益証券の価額に応じて分配される。市場の状況により、受益者が当該分配で実現する金額は、当該受益者がその受益証券に関して支払った金額を上回ることも下回ることもある。

本トラストまたはサブ・ファンドの終了時には、受託会社は、受益者の普通決議を経て、本トラストまたは場合によりサブ・ファンドの資産を現物で受益者に分配することができる。ただし、該当する受益者が現物分配に同意する場合は、受託会社は、本トラストまたは場合によりサブ・ファンドの終了に際して受益者の普通決議を経ずに受益者に現物分配を行うことができる。普通決議によるか、現物分配を受ける受益者の承認によるかにかかわらず、受託会社が本トラストまたはサブ・ファンドの終了に際して資産の現物分配を行う場合において、受益者から要請があった場合は、受託会社は当該受益者が受領する権利を有する資産を売却し、当該売却による代金を当該受益者に送金することができる。ただし、受託会社は、当該資産の売却で得られる価格についていかなる保証も行わず、また当該資産の売却に関連する費用は当該受益者が負担するものとする。

なお、本サブ・ファンドの受益証券は無議決権受益証券である。無議決権受益証券については、後記「() 議決権」をご参照されたい。

() 議決権

サブ・ファンドまたはサブ・ファンドのクラスもしくはシリーズの受益証券は、以下のいずれかとして発行できる。

- 受益者に対して、関連するサブ・ファンドまたはクラスもしくはシリーズの受益者集会の通知を受領し、かかる集会で発言し、投票する権利を付与する議決権付受益証券または
 - 受益者に対して、関連するサブ・ファンドまたはクラスもしくはシリーズの受益者集会の通知を受領し、かかる集会で発言し、投票する権利を付与しない無議決権受益証券
- 本サブ・ファンドのクラスの受益証券は、無議決権受益証券である。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対する本サブ・ファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- () 管理会社または本サブ・ファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

() 日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。

なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三浦 健

同 廣本 文晴

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資家が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。ただし、確定した判決の執行手続は、関連する法域の法令に従い行われる。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

第3【ファンドの経理状況】

本サブ・ファンドの運用は、当初申込期間における受益証券の募集の終了後、2018年11月27日から開始される予定であり、本サブ・ファンドは、現在何ら資産を保有していない。第1期の監査済財務書類は、2019年6月30日に終了する期間について作成される予定であり、そのため、本書の日付現在、最初の年次監査済財務書類は作成されていない。

本サブ・ファンドの会計監査は、グラント・ソートン・ケイマン諸島が行う予定である。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

該当事項なし。

(2)【損益計算書】

該当事項なし。

(3)【投資有価証券明細表等】

該当事項なし。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項なし。

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換

受益証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド

取扱場所 ケイマン諸島、KY1 - 1205、グランド・ケイマン、カマナ・ベイ、マーケット・ストリート
45、スイート3307、ガーデニア・コート、私書箱31113

日本の受益者については、受益証券の保管を販売会社・売出人に委託している場合には、販売会社・売出人を通じて販売会社・売出人の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

（2）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外がある。）ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含む。）による受益証券の取得も制限することができる。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額（2018年9月末日現在）

払込済資本金の額	2,500万米ドルおよび1英ポンド（約28億3,900万円）
発行済株式総数	25,000,001株（1株1米ドルの普通株式25,000,000株および額面1英ポンドの優先株式1株）
授權株式数	管理会社は授權株式資本を有さず、そのため管理会社によって発行され得る株式数または株式資本に上限はない。

最近5年間における授權株式数に係る変化はない。

(2) 会社の機構

管理会社は、英国の2006年会社法に基づいて、非公開有限責任会社として設立された。管理会社の取締役は、管理会社の事業の経営につき責任を負い、かかる経営の目的において管理会社のすべての権限を行使することができる。管理会社の株主は、特別決議により、特定の行為を行うか、または行わないよう取締役に対して指図することができる。かかる特別決議はいずれも、取締役が当該決議の可決前に行いたいかなる事項も無効とするものではない。

取締役は、他の取締役に対して会議の通知を行うことまたは会社秘書役（もしあれば）にかかる通知を行うための権限を与えることにより、取締役会を招集することができる。

取締役として行為する意志を有し、かつ、取締役として行為することを法律で許可される者は、以下のいずれかの方法により取締役の任命を受けることができる。

() 通常決議

() 取締役会の決定

管理会社の普通株式の過半数の保有者は、ある者を取締役に任命することおよび取締役を解任することができる。任命または解任は、かかる保有者またはその代理人により署名が付された管理会社に対する書面による通知をもって行われるものとし、当該通知が管理会社の登記上の事務所に提出されたか、またはいずれかの取締役に提出された時点で効力を生じるものとする。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、本トラストのAIFMに指定されており、AIFMD規則に従い、FCAによる認可を受けている。管理会社の主たる活動は、集団投資スキームおよび特別目的ヴィークルの管理である。管理会社は、FCAの規制対象の資産運用会社であり、J.P.モルガン・チェース投資銀行内に拠点を置く。管理会社は、その活動の中でもとりわけ、世界（米国を除く。）の法人顧客および仲介業者に対して、個々に合わせてカスタマイズされた革新的な資産運用商品を提供することに重点を置いている。

管理会社は、本トラストのAIFMおよび投資運用者として行為し、本トラストの資産の日々の投資運用を行い、本トラストに関するリスク管理機能を担い、本トラストに関連するサポート業務を提供する責任を負う。また管理会社は、AIFMDの遵守について責任を負う。

2018年9月末日現在、管理会社は以下のとおり投資信託の管理および運用を行っている。

(2018年9月末日現在)

種類（基本的性格）	設立国	本数	純資産額の合計 （米ドル）
ストラクチャード・ファンド	アイルランド	14	約1,053.63百万
	ケイマン諸島	17	約724.78百万

3【管理会社の経理状況】

- a . 管理会社の直近 2 事業年度の日本文の財務書類は、英国における法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」第131条第 5 項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等であるプライスウォーターハウスクーパース エルエルピーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2018年 9 月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル = 113.57円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円による金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

[次へ](#)

(1)【貸借対照表】

J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド

貸借対照表

2017年12月31日現在

	注記	2017年		2016年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
流動資産					
債権	11	1,236,755	140,458	492,606	55,945
現金および現金等価物	12	17,004,256	1,931,173	18,481,991	2,099,000
		18,241,011	2,071,632	18,974,597	2,154,945
流動負債					
債務：					
1年以内に返済予定の金額	13	(1,495,751)	(169,872)	(937,015)	(106,417)
純流動資産		16,745,260	1,901,759	18,037,582	2,048,528
純資産		16,745,260	1,901,759	18,037,582	2,048,528
株主資本					
払込済株主資本	14	25,000,002	2,839,250	25,000,002	2,839,250
その他の準備金		34,864	3,960	34,864	3,960
累積損失		(8,289,606)	(941,451)	(6,997,284)	(794,682)
株主資本合計		16,745,260	1,901,759	18,037,582	2,048,528

注記は、本財務書類の不可欠の一部である。

2018年4月24日に取締役会が本財務書類を承認し、取締役会を代表して署名：

マシュー・メリング

取締役

2018年4月25日

(2)【損益計算書】

J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド

損益計算書

2017年12月31日に終了した年度

	注記	2017年		2016年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
営業収益	6	1,813,917	206,007	2,265,797	257,327
管理費用	9	(3,108,726)	(353,058)	(2,654,788)	(301,504)
その他の収益/(費用)	7	2,487	282	(81,252)	(9,228)
所得税控除前損失	8	(1,292,322)	(146,769)	(470,243)	(53,405)
所得税	9	-	-	-	-
当年度損失		(1,292,322)	(146,769)	(470,243)	(53,405)

包括利益または包括費用の他に勘定科目はなかったため、包括利益または包括費用の計算書は個別に表示されていない。

注記は、本財務書類の不可欠の一部である。

J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド

株主資本変動計算書

2017年12月31日に終了した年度

注記	払込済株主資本		その他の準備金		累積損失		株主資本合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2016年1月1日 現在残高	25,000,002	2,839,250	34,864	3,960	(6,527,041)	(741,276)	18,507,825	2,101,934
当年度損失	-	-	-	-	(470,243)	(53,405)	(470,243)	(53,405)
2016年12月31日 現在残高	25,000,002	2,839,250	34,864	3,960	(6,997,284)	(794,682)	18,037,582	2,048,528
当年度損失	-	-	-	-	(1,292,322)	(146,769)	(1,292,322)	(146,769)
2017年12月31日 現在残高	25,000,002	2,839,250	34,864	3,960	(8,289,606)	(941,451)	16,745,260	1,901,759

その他の準備金は、当社が従業員に付与した株式に基づく報奨に関連する。

注記は、本財務書類の不可欠の一部である。

J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド

財務書類に対する注記

1. 一般情報

当社はイングランドおよびウェールズにおいて設立され、同地に本拠地を置く非公開有限責任会社である。当社の直接の親会社は、アメリカ合衆国(以下「米国」という。)、デラウェア州で設立されたザ・ベア・スターンズ・カンパニーズ・エルエルシーである。当社の最終の親会社および当社の業績が連結される唯一のグループの親会社は、米国デラウェア州で設立されたJPモルガン・チェース・アンド・カンパニー(以下「会社」または「JPモルガン」という。)である。会社の連結財務書類は、当社の登記事務所(イングランドおよびウェールズE14 5JP、ロンドン、カナリー・ワーフ、バンク・ストリート25)より入手可能である。

2. 作成基準

本財務書類は、財務報告基準第101号「開示減免のフレームワーク」(以下「FRS第101号」という。)に準拠して作成されている。FRS第101号は、欧州連合(以下「EU」という。)によって採用された国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)の認識および測定に係る要求事項を適用しており、開示は簡素化されている。

本財務書類は、取得原価主義および2006年会社法に準拠して継続企業基準で作成されている。

FRS第101号に準拠した本財務書類の作成にあたり、EUによって採用されたIFRSの以下の要求事項の例外規定が適用されている。

- ・ 当グループの資本性金融商品に関する株式報酬の一定の開示(IFRS第2号「株式に基づく報酬」第45(b)項および第46項から第52項)
- ・ 株式資本の調整に関する比較情報の開示(IAS第1号第38項「財務諸表の表示」(以下「IAS第1号」という。)IAS第1号第79(a)(iv)項)
- ・ IFRSへの準拠表明(IAS第1号第16項)
- ・ キャッシュ・フロー計算書および関連する注記(IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」)
- ・ 公表済であるが未発効である新基準または改訂基準に関する開示(IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」第30項および第31項)
- ・ 主要な経営陣の報酬の開示(IAS第24号「関連当事者に関する開示」(以下「IAS第24号」という。)第17項)
- ・ 完全所有グループ会社との関連当事者取引(IAS第24号)

3. 重要な会計上の見積りおよび判断

財務書類の作成においては、一般に経営陣が、当該財務書類の認識額に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定を行うことが要求される。当社の事業の性質および残高により、本財務書類の作成にあたり、重要な会計上の見積りや判断は必要とされない。

4. 重要な会計方針

本財務書類の作成に適用されている主要な会計方針は、以下に記載される通りである。別段の記載がない限り、表示されるすべての年度に対して、当該方針が一貫して適用されている。

4.1 為替換算

外貨建ての貨幣性資産および貨幣性負債は、貸借対照表日の為替レートによりアメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）に換算される。外貨建ての損益項目は、取引日の為替レートにより米ドルに換算される。換算により生じる損益は、損益計算書に直接計上される。

取得原価で計上されている外貨建ての非貨幣性項目は、取引日の為替レートにより米ドルに換算される。

4.2 機能通貨および表示通貨

当社の財務書類に含まれる項目は、企業が運営を行う主要な経済環境の通貨を使用して測定される（以下「機能通貨」という。）。米ドルが、当社の機能通貨および表示通貨と見なされる。

4.3 損益の認識

報酬および手数料は、原契約が法的拘束力を持つ時点か、あるいは合意した期日が遅い場合はその時点で認識される。

費用は、原契約が法的拘束力を持つ時点か、あるいは合意した期日が遅い場合はその時点で認識される。

4.4 引当金および偶発負債

引当金は、過去の事象の結果として当社が現在の債務を（法的または推定的に）有しており、当該債務を決済するために経済的便益をもつ資源の流出が必要となる可能性が高く、また当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識される。

偶発負債は、(i)過去の事象から生じる可能性のある債務で、その存在が当社の完全なコントロールの下にない不確実な将来の事象の発生または不発生よってのみ確定されるもの、または(ii)過去の事象から生じたものの、経済的便益の流出の可能性が高くない、もしくは債務の金額について信頼性のある測定ができないために認識されていない現在の債務である。偶発負債は、財務書類においては認識されないが、解決の見込みがごく小さい場合を除き、開示が行われる。

4.5 年金およびその他の退職後給付

当社は、従業員のために確定拠出制度を運用している。

確定拠出制度は、当社が一定額の拠出金を別の事業体に支払う年金制度である。当期および過去の期間における従業員役務に関連する給付金を全従業員に支払うための十分な資産が基金にない場合、当社が追加拠出を行う法的または推定的義務はない。確定拠出型年金制度に拠出される債務は、費用として認識され、発生基準で損益計算書に計上される。

4.6 株式に基づく報酬制度

株式に基づく報奨は、会社のインセンティブ報奨制度に基づき当社の従業員に対して行われる。かかる株式、新株予約権、または株式オプションの公正価値は、条件付報奨が付与された時点で測定される。当該評価額は、雇用主の社会保障費用または他の給与税と共に成果基準に関連する期間にわたり、当社に対する報酬費用として認識される。付与されたすべての報奨は、株式による決済である。当社は、権利喪失の水準を見積り、付与日時点においてかかる権利喪失率を適用する。

さらに、会社のインセンティブ制度に基づき、従業員が資本性商品を得る権利を有するまでに満たされなければならない条件が考慮される。インセンティブ制度の一環として、制限付株式報奨に関する会社の退職資格規定では、退職資格が効力を生じる時点において当該報奨が全額費用計上されているように、報奨の加速償却が求められる。

4.7 現金および現金等価物

現金および現金等価物には、現金および銀行預金ならびに満期が3か月または3か月未満の銀行への貸出金が含まれる。

4.8 当期法人税および繰延法人税

課税所得(当期税)に係る未払法人税は、利益が発生した期間の費用として認識される。控除対象となる損失に係る未収還付法人税は、当期または過年度に生じた課税所得との相殺により還付可能とみなされる場合のみ、当期税金資産として認識される。当期税金は、貸借対照表日現在に施行されている、または実質的に施行されている税率および税法を使用して算定される。

繰延税は、資産負債の課税基準額と財務書類上の簿価額との差額から生じる一時的差異に対して、負債法を用いて、全額引き当てられる。繰延税は、貸借対照表日までに施行され、または実質的に施行されている税率および法律が、当該繰延税金資産が実現し、もしくは繰延税金負債が決済される時点において適用されているとの予測の下に、それらの税率および法律を使用して算定される。繰延税金資産および繰延税金負債は、法的な権利があり、かつ純額ベースによる決済の意向がある場合にのみ相殺される。

4.9 金融資産および金融負債

当社は、金融資産および金融負債を償却原価による金融資産および金融負債として分類している。当社は、金融商品に係る契約の当事者となった時点で、貸借対照表上で金融資産または金融負債を認識する。借方貸方残高は、当初は公正価値で認識され、その後、償却原価で測定される。

4.10 金融資産および金融負債の認識の中止

以下のいずれかの条件を満たすことで、資産からキャッシュ・フローを受領する契約上の権利が失効または譲渡された時点で、金融資産の認識は中止される。

- a) 当社が、実質的にすべてのリスクおよび資産の所有に伴う経済価値を譲渡する場合。
- b) 当社が、実質的にすべてのリスクおよび経済価値を維持することも譲渡することもしないが、当該資産の管理を放棄する場合。

金融負債の認識が中止となるのは、それらが消滅する、債務が返済される、取り消されるもしくは失効した時点である。

4.11 金融資産の減損

当社は、金融資産または金融資産ポートフォリオが減損しているという客観的証拠があるか否かを貸借対照表日ごとに評価する。金融資産または金融資産のポートフォリオが減損しているとみなされるのは、資産の当初認識後に、金融資産および金融資産グループに対する将来の予測キャッシュ・フローに確実に見積ることのできる悪影響を及ぼす単一の事象または複数の事象が発生し、その結果として減損が生じているという客観的証拠がある場合のみである。

5. セグメント分析

当社は、自社の負債性金融商品または資本性金融商品が公開市場で取引されていないことから、IFRS第8号「営業セグメント」の適用範囲に含まれないため、当社の収益および資産のセグメント別分析は必要とされない。当社の活動は、唯一の事業セグメントであるコーポレート・インベストメント・バンキング・サービスより構成される。

6. 営業収益

	2017年	2016年
	米ドル	米ドル
報酬および手数料による収益	3,693,459	2,623,777
報酬および手数料による費用	(1,879,542)	(357,980)
	1,813,917	2,265,797

報酬および手数料による収益は、ファンド・ソリューション事業によるリスク管理および戦略的資産運用サービスに関する報酬を表している。当期収益は、バック・ストップ・アグリーメントに対する別のJPモルガン・チェースの関連会社から受領した報酬603,114米ドル（2016年：1,908,050米ドル）が含まれる。報酬および手数料による費用は、ファンドのために当社が支払った営業費用が含まれている。この取決めは、すべての費用または合意された特定の限度を超える費用の支払いを含めることがある。

当社は、売上高の代わりに営業収益を開示している。これは、営業収益の開示が当社の活動の実績および性質をより正確に反映するためである。

7. その他の収益 / 費用

	2017年	2016年
	米ドル	米ドル
為替差(損)益	2,487	(81,252)

8. 所得税控除前損失

	2017年	2016年
	米ドル	米ドル
所得税控除前損失は、以下の費用を控除後の金額である：		
当社の年次財務書類の監査に対する監査人の報酬	24,567	19,773
監査関連保証サービス	24,055	-
賃金および給与	1,436,386	1,313,945
社会保障費	242,178	199,783
その他の年金費用および給付費用	141,404	133,399
株式に基づく報酬	227,569	183,554

当年度において、当社にサービスを提供する月平均人員数は6名であった(2016年：6名)。

管理費用には、専門家報酬806,310米ドル(2016年：488,311米ドル)およびその他の費用206,256米ドル(2016年：314,035米ドル)ならびに固定資産の償却費なし(2016年：1,988米ドル)が含まれる。

9. 所得税

	2017年	2016年
(a) 当年度税金費用の分析	米ドル	米ドル
当年度税金費用		
当年度損失に係る英国法人税	-	-
当年度税金費用合計	-	-

(b) 当年度税金費用に影響する要因

当年度税金費用は、英国における法人税の標準税率19.25%(2016年：20%)とは異なる。この差異の説明は以下の通りである。

所得税控除前損失	(1,292,322)	(470,243)
所得税控除前損失に英国法人税の標準税率19.25% (2016年:20%)を乗じた額	(248,728)	(94,049)
影響の内訳:		
損金不算入額	2,792	25,971
対価ゼロに対して払い戻される損失	245,936	68,078
当年度税金費用合計	-	-

10. 取締役報酬および人件費

	2017年	2016年
	米ドル	米ドル
報酬*	480,935	459,771
確定拠出制度への拠出額合計	15,261	15,811
全取締役向けの長期インセンティブ制度(LTIP) (繰延現金を含む)の価値合計	185,653	49,788
LTIPに基づき株式を受け取ったか、または受け取る予定の取締役の人数	1	1
確定拠出年金の権利が生じている取締役の人数	3	3

* 取締役に支払われた報酬に関する上記の金額には、長期インセンティブ制度に基づき取締役に支払われたか、または支払われる予定の金額、付与または行使された株式オプションの価値、いずれかの年金制度に基づき取締役が受け取る権利を有する便益は含まれていない。

2006年会社法に準拠して、上記取締役の報酬は適格なサービスに対して支払われたか、または支払われる予定の金額のみを表している。取締役は適格ではないサービスについても報酬を受け取るが、そうした報酬に関する開示は義務付けられていない。

最高年俸の取締役

最高年俸の取締役の報酬(長期インセンティブ制度(LTIP)に基づき取締役に支払われたか、または支払われる予定の金額、ならびに付与または行使された株式オプションの価値を除く)は、455,276米ドル(2016年:445,929米ドル)であった。

当年度における最高年俸の取締役に対する確定拠出制度への拠出額は、14,716米ドル(2016年:15,398米ドル)であった。

最高年俸の取締役は、当年度中に株式オプションを行使しなかった(2016年:なし)。

当年度中、最高年俸の取締役は長期インセンティブ制度に基づく株式を受け取ったか、または受け取る予定である。

11. 債権

	2017年	2016年
	米ドル	米ドル
営業債権	633,641	30,486
JPモルガン・チェース関連会社に対する債権	603,114	462,120
	1,236,755	492,606

債権の帳簿価額は、公正価値の合理的な近似値であるとみなされる。

12. 銀行預金および手許現金

銀行残高は全額、JPモルガン・チェース関連会社に保有されている。

13. 債務：1年以内に返済予定の金額

	2017年	2016年
	米ドル	米ドル
営業債務	523,711	284,301
未払金	972,040	652,714
	1,495,751	937,015

債務の簿価は、公正価値の合理的な近似値であるとみなされる。営業債務および未払金には、JPモルガン・チェース関連会社に対する債務残高439,542米ドル(2016年：224,720米ドル)が含まれる。

14. 払込済株式資本

	2017年	2016年
	米ドル	米ドル
発行済および完全払込済株式資本		
額面1株当たり1ポンドの普通株式1株(2016年：1株)	2	2
額面1株当たり1米ドルの普通株式25,000,000株 (2016年：25,000,000株)	25,000,000	25,000,000
	25,000,002	25,000,002

15. 年金費用

当社は英国の確定拠出年金制度に加入している。

2017年度において、当社は、93,268米ドル(2016年:96,251米ドル)の年金費用合計を計上した。

16. 株式に基づく報酬

従業員株式報奨

当社の最終の親会社であるJPモルガン・チェース・アンド・カンパニー(以下「会社」という。)は、2015年5月19日付で修正・改訂された長期インセンティブ制度(以下「LTIP」という。)に基づき、長期株式報奨を一部の従業員に付与した。LTIPの条項に基づき、2017年12月31日現在、67百万株の普通株式が2019年5月までに発行可能となっている。LTIPは、会社が現在、株式インセンティブ報奨を付与している、唯一の運用中の制度である。LTIPならびに会社の旧制度および取得によって引き継いだ制度を「LTI制度」と総称する。会社の株式インセンティブ制度はこのような制度からなる。

会社は、各報奨の各トランシェについて、これらが独自の権利確定日を有する個別の報奨であるかのように、報酬費用を個別に認識している。付与された各トランシェについて、報酬費用は、各トランシェの付与日から権利確定日までの報奨の確定方法に従って認識されるが、従業員が権利確定日までの期間中に適格規定で定める一定の勤務年数に到達しないことを条件とする。一定の勤務年数を定めた適格規定が付された報奨および将来における相当量の役務提供の要件なしで付与された報奨については、会社は、退職後の制約による影響を考慮せず、付与日時時点で従業員に提供される予定の報奨の見積額を未払計上する。権利確定日までの期間中に適格規定で定める一定の勤務年数に到達する予定の従業員に付与された各トランシェについては、報酬費用が、付与日から従業員が適格規定で定める一定の勤務年数に到達した日と各トランシェの権利確定日のいずれか早い方の日までの報奨の確定方法に従って認識される。

制限付株式ユニット

制限付株式ユニット(以下「RSU」という。)は、付与に伴い無償で対象者に与えられる。通常、RSUは年に1回付与され、2年後に50%、3年後に残りの50%の割合で権利が確定し、権利確定日時点で普通株式に転換される。さらに、RSUには通常、一定の勤務年数を定めた適格規定が設けられており、これにより従業員は、年齢または勤務に関する要件に基づく退職後およびその他の制限を条件として、自己都合退職時にも権利の確定を継続することができる。すべての当該報奨は、権利が確定するまでは失効の対象であり、一定の規定された状況下では権利確定前に解約に至る可能性もあるクローバック条項が付されている。RSUは、RSUの発行されている期間において、対象普通株式に係る配当支払額に相当する現金支払額を受領する権利を受益者に付与する。

RSUの報酬費用は、付与された株式数に付与日の株価を乗じて測定され、従業員株式オプションおよびSAR(株式増価受益権)の報酬費用は、付与日にブラック・ショールズ評価モデルを用いて測定される。これらの報奨の報酬費用は、上記の通り純利益で認識される。

全従業員を対象とした株式オプション

2017年度および2016年度に全従業員を対象とした株式オプションの付与はなかった。過年度において、会社によるバリュー・シェアリング制度（株主非承認制度の一つである。）に基づく報奨が付与された。各付与について、行使価格は、付与日時点の会社普通株式の価格と同等であった。オプションは、各期間にわたり行使可能であり、通常、付与日から10年後に失効する。

2017年12月31日に終了した年度における加重平均株価は、92.01米ドル（2016年：65.62米ドル）であった。

株式に基づくインセンティブに関する報酬費用

株式に基づく報酬に関する当年度の費用総額は、227,569米ドル（2016年：183,554米ドル）であり、そのすべてが株式で決済される株式に基づく報酬に関連していた。

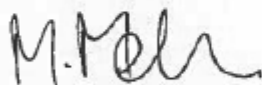
[次へ](#)

J.P. MORGAN MANSART MANAGEMENT LIMITED
Balance sheet

31 December		2017	2016
	Notes	\$	\$
Current assets			
Debtors	11	1,236,755	492,606
Cash and cash equivalent	12	17,004,256	16,461,991
		18,241,011	16,954,597
Current liabilities			
Creditors: amounts falling due within one year	13	(1,495,751)	(937,015)
		16,745,260	16,017,582
Net current assets			
		16,745,260	16,017,582
Net assets			
Equity			
Called-up share capital	14	25,000,002	25,000,002
Other reserves		34,864	34,864
Accumulated losses		(8,289,606)	(6,997,284)
		16,745,260	16,017,582

The notes on pages 15 - 20 form an integral part of these financial statements.

The financial statements on pages 12 - 20 were approved by the Board of Directors on 24/04/18 and signed on its behalf by:



Matthew Melking
 Director

Date: 25/04/2018

J.P. MORGAN MANSART MANAGEMENT LIMITED
Income statement

Year ended 31 December		2017	2016
	Notes	\$	\$
Operating income	6	1,813,917	2,265,797
Administrative expenses	9	(3,108,726)	(2,654,788)
Other income/(expense)	7	2,487	(81,252)
Loss before income tax	8	(1,292,322)	(470,243)
Income tax	9	—	—
Loss for the financial year		(1,292,322)	(470,243)

There were no other items of comprehensive income or expense and therefore, no statement of comprehensive income or expense has been separately presented.

The notes on pages 15 - 20 form an integral part of these financial statements.

J.P. MORGAN MANSART MANAGEMENT LIMITED
Statement of changes in equity

	Called-up share capital	Other reserves	Accumulated losses	Total equity
Notes	\$	\$	\$	\$
Balance as at 1 January 2016	25,000,002	34,864	(6,527,041)	18,507,825
Loss for the financial year	—	—	(470,243)	(470,243)
Balance as at 31 December 2016	25,000,002	34,864	(6,997,284)	18,037,582
Loss for the financial year	—	—	(1,292,322)	(1,292,322)
Balance as at 31 December 2017	25,000,002	34,864	(8,289,606)	16,745,260

Other reserves relate to share based payment awards granted to employees by the Company.

The notes on pages 15 - 20 form an integral part of these financial statements.

J.P. MORGAN MANSART MANAGEMENT LIMITED

Notes to the financial statements

1. General information

The Company is a private limited company incorporated and domiciled in England and Wales. The Company's immediate parent undertaking is The Bear Stearns Companies LLC, incorporated in the state of Delaware of the United States of America ("U.S."). The Company's ultimate parent undertaking, and the parent undertaking of the only group in which the results of the Company are consolidated, is JPMorgan Chase & Co. (the "Firm" or "JPMorgan Chase"), which is incorporated in the state of Delaware in the U.S. The consolidated financial statements of the Firm can be obtained from the Company's registered office at 25 Bank Street, Canary Wharf, London, E14 5JP, England and Wales.

2. Basis of preparation

These financial statements have been prepared in accordance with Financial Reporting Standard 101, "Reduced Disclosure Framework" ("FRS 101"). FRS 101 applies the recognition and measurement requirements of International Financial Reporting Standards ("IFRS") as adopted by the European Union ("EU") with reduced disclosures.

The financial statements have been prepared on a going concern basis under the historical cost convention and in accordance with the Companies Act 2006.

The following exemptions from the requirements of IFRS as adopted by the EU have been applied in the preparation of these financial statements, in accordance with FRS 101:

- Certain share based payment disclosures in respect of Group equity instruments (IFRS 2, 'Share-based payment' paragraphs 45(b) and 46 to 52);
- Comparative information disclosures (paragraph 38 of IAS 1, 'Presentation of financial statements' ("IAS 1") for reconciliation of share capital (paragraph 79(a)(iv) of IAS 1);
- Statement of compliance to IFRS (paragraph 16, IAS 1);
- Cash flow statement and related notes (IAS 7 Cash flow statements);
- Disclosures in relation to new or revised standards issued but not yet effective (paragraph 30 and 31, IAS 8 'Accounting policies, changes in accounting estimates and errors');
- Key management compensation disclosures (paragraph 17, IAS 24 'Related Party Disclosures' ("IAS 24"));
- Related party transactions with wholly owned group undertakings (IAS 24);

3. Critical accounting estimates and judgements

The preparation of financial statements generally requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the amounts recognised in the financial statements. Due to the nature of Company's business and balances, no significant accounting estimates or judgements were required in preparation of these financial statements.

4. Significant accounting policies

The following are principal accounting policies applied in the preparation of these financial statements. These policies have been applied consistently to all the years presented, unless otherwise stated.

4.1 Foreign currency translation

Monetary assets and monetary liabilities in foreign currencies are translated into United States ("U.S.") dollars at rates of exchange ruling on the balance sheet date. Income and expense items denominated in foreign currencies are translated into U.S. dollars at exchange rates prevailing at the date of the transactions. Any gains or losses arising on translation are taken directly to the income statement.

Non-monetary items denominated in foreign currencies that are stated at historical cost are translated into U.S. dollars at the exchange rate ruling at the date of the transaction.

4.2 Functional and presentation currency

Items included in the financial statements of the Company are measured using the currency of the primary economic environment in which the entity operates (the "functional currency"). U.S. dollars is considered as the functional and presentation currency of the Company.

4.3 Income and expense recognition

Fees and commissions are recognised when the underlying contract becomes legally binding or at the agreed due date if later.

Expenses are recognised when the underlying contract becomes legally binding or at the agreed due date if later.

J.P. MORGAN MANSART MANAGEMENT LIMITED

Notes to the financial statements (continued)

4. Significant accounting policies (continued)

4.4 Provisions and contingent liabilities

Provisions are recognised when the Company has a present legal or constructive obligation as a result of past events, it is probable that an outflow of resources embodying economic benefits will be required to settle the obligation, and a reliable estimate of the amount of the obligation can be made.

A contingent liability is a possible obligation that arises from past events and whose existence will be confirmed only by the occurrence or non-occurrence of one or more uncertain future events not wholly within the control of the company, or a present obligation that arises from past events but is not recognised because either an outflow of economic benefits is not probable or the amount of the obligation cannot be reliably measured. Contingent liabilities are not recognised in the financial statements; however disclosure is made unless the probability of settlement is remote.

4.5 Pensions and other post-retirement benefits

The Company operates a defined contribution scheme for its employees.

A defined contribution plan is a pension plan under which the Company pays fixed contributions into a separate entity. The Company has no legal or constructive obligations to pay further contributions if the fund does not hold sufficient assets to pay all employees the benefits relating to employee service in the current and prior periods. Obligations for contributions to defined contribution pension plans are recognised as an expense and charged to the income statement on an accrual basis.

4.6 Share-based payment awards

Share-based payment awards may be made to employees of the Company under the Firm's incentive awards schemes. The fair value of any such shares, rights to shares or share options is measured when the conditional award is made. This value is recognised as the compensation expense to the Company over the period to which the performance criteria relate together with employer's social security expenses or other payroll taxes. All of the awards granted are equity settled. The Company estimates the level of forfeitures and applies this forfeiture rate at the grant date.

Additionally, the conditions that must be satisfied before an employee becomes entitled to equity instruments under the Firm's incentive programs is taken into consideration. The Firm's Retirement Eligibility rules for restricted stock awarded as part of incentive programs require the acceleration of the amortisation of the award such that the award is fully expensed at the time the retirement eligibility comes into force.

4.7 Cash and cash equivalent

Cash and cash equivalents include cash and balances at banks and loans and advances to banks with maturities of three months or less.

4.8 Current and deferred income tax

Income tax payable on taxable profits (current tax) is recognised as an expense in the period in which the profits arise. Income tax recoverable on tax allowable losses is recognised as a current tax asset only to the extent that it is regarded as recoverable by offset against taxable profits arising in the current or prior period. Current tax is measured using tax rates and tax laws that have been enacted or substantively enacted at the balance sheet date.

Deferred tax is provided in full, using the liability method, on temporary differences arising from the differences between the tax bases of assets and liabilities and their carrying amounts in the financial statements. Deferred tax is determined using tax rates and legislation enacted or substantively enacted by the balance sheet date, which are expected to apply when the deferred tax asset is realised or the deferred tax liability is settled. Deferred tax assets and liabilities are only offset when there is both a legal right and an intention to settle on a net basis.

4.9 Financial assets and financial liabilities

The Company classifies its financial assets and financial liabilities as financial assets and financial liabilities at amortised cost. The Company recognises a financial asset or a financial liability on its balance sheet when it becomes party to the contractual provisions of the instrument. Debtors and creditors balances are recognised initially at fair value and subsequently measured at amortised cost.

4.10 Derecognition of financial assets and financial liabilities

Financial assets are derecognised when the contractual right to receive cash flows from the asset has expired, or has been transferred with either of the following conditions met:

- a) the Company has transferred substantially all the risks and rewards of ownership of the asset; or

J.P. MORGAN MANSART MANAGEMENT LIMITED

Notes to the financial statements (continued)

4. Significant accounting policies (continued)

4.10 Derecognition of financial assets and financial liabilities (continued)

b) the Company has neither retained nor transferred substantially all of the risks and rewards; but has relinquished control of the asset.

Financial liabilities are derecognised when they are extinguished, that is when the obligation is discharged, cancelled or expires.

4.11 Impairment of financial assets

The Company assesses at each balance sheet date whether there is any objective evidence that a financial asset or portfolio of financial assets is impaired. A financial asset or portfolio of financial assets is deemed to be impaired if, and only if, there is objective evidence of impairment as a result of one or more events that has occurred after the initial recognition of the asset and that event (or events) has an adverse impact on the estimated future cash flows of the financial asset or group of financial assets that can be reliably estimated.

5. Segmental analysis

The Company is not in scope of IFRS 8 'Operating segments', as its debt or equity instruments are not traded on a public market, therefore segmental analysis of the Company's revenue and assets is not necessary. The Company's activities comprise only one business segment, namely Corporate Investment Banking services.

6. Operating income

	2017	2016
	\$	\$
Fee and commission income	3,693,459	2,623,777
Fee and commission expenses	(1,879,542)	(357,980)
	<u>1,813,917</u>	<u>2,265,797</u>

Fees and commissions income represents fees for risk management and strategic asset management services, via its fund solutions business. Income for current year includes fees received of \$603,114 (2016: \$1,908,050) from other JPMorgan Chase undertakings pertaining to backstop agreements. Fees and commission expenses includes operating costs paid by the Company on behalf of the fund. This arrangement may include to pay all the expenses or those expenses exceeding specific limit which has been agreed upon.

The Company has disclosed operating income instead of turnover as this reflects more accurately the results and nature of the Company's activities.

7. Other income/expense

	2017	2016
	\$	\$
Foreign exchange translation gain/(loss)	2,487	(1,252)

8. Loss before income tax

	2017	2016
	\$	\$
Loss before income tax is stated after charging:		
Auditors' remuneration for the audit of the Company's annual financial statements	24,567	19,773
Audit-related assurance services	24,055	—
Wages and salaries	1,436,386	1,313,945
Social security costs	242,178	199,783
Other pension and benefit costs	141,404	133,399
Share based payments	227,569	183,554

The average monthly number of persons providing services to the Company during the year was 6 (2016: 6).

J.P. MORGAN MANSART MANAGEMENT LIMITED

Notes to the financial statements (continued)

8. Loss before income tax (continued)

Administrative expenses include professional fees of \$806,310 (2016: \$488,311), other expenses of \$206,256 (2016: \$314,035) write off of fixed assets of Nil (2016: \$1,988).

9. Income tax

	2017	2016
	\$	\$
(a) Analysis of tax charge for the year		
Current taxation		
UK Corporation tax on loss for the year	—	—
Total tax expense for the year	—	—

(b) Factors affecting the current tax charge for the year

The tax charge for the year differs from the standard rate of corporation tax in the UK 19.25% (2016: 20%). The differences are explained below:

Loss before income tax	(1,292,322)	(470,243)
Loss before income tax multiplied by standard rate of UK corporation tax 19.25% (2016: 20%)	(248,728)	(94,049)
Effects of:		
Non deductible expenses	2,792	25,971
Loss surrendered for nil consideration	245,936	68,078
Total tax expense for the year	—	—

10. Directors' emoluments and staff costs

	2017	2016
	\$	\$
Emoluments*	480,935	459,771
Total contributions to a defined contribution plan	15,261	15,811
Total value of long term incentive plans (LTIPs) (including deferred cash) for all directors	185,653	49,788
Number of directors with shares received or receivable under LTIPs	1	1
Number of directors to whom defined contribution pension rights accrued	3	3

*The amounts shown above in respect of emoluments paid to directors exclude amounts paid or due to directors under long term incentive plans, the value of share options granted or exercised and benefits to which directors are entitled under any pension schemes.

In accordance with the Companies Act 2006, the directors' emoluments above represent the proportion paid or payable in respect of qualifying services only. Directors also received emoluments for non-qualifying services, which are not required to be disclosed.

Highest paid director

The emoluments (excluding amounts paid or due to directors under long term incentive plans ("LTIPs") and the value of share options granted or exercised) of the highest paid director were \$455,276 (2016: \$445,929).

The contribution to the defined contribution scheme for the highest paid director during the year was \$14,716 (2016: \$15,398).

J.P. MORGAN MANSART MANAGEMENT LIMITED
Notes to the financial statements (continued)

10. Directors' emoluments and staff costs (continued)

The highest paid director did not exercise share options during the year (2016: nil).

Shares were received or are receivable by the highest paid director under long term incentive plans during the year.

11. Debtors

	2017	2016
	\$	\$
Trade debtors	633,641	30,486
Amounts owed by JPMorgan Chase undertakings	603,114	462,120
	<u>1,236,755</u>	<u>492,606</u>

The carrying amount of debtors is considered a reasonable approximation of the fair value.

12. Cash at bank and in hand

All bank balances are held with JPMorgan Chase undertakings.

13. Creditors; amounts falling due within one year

	2017	2016
	\$	\$
Trade creditors	523,711	284,301
Accruals	972,040	652,714
	<u>1,495,751</u>	<u>937,015</u>

The carrying amount of creditors is considered a reasonable approximation of the fair value. Trade creditors and accruals includes balances owed to JPMorgan Chase undertakings of \$439,542 (2016: \$224,720).

14. Called-up share capital

	2017	2016
	\$	\$
Issued and fully paid share capital		
1 (2016: 1) Ordinary share of £1	2	2
25,000,000 (2016: 25,000,000) Ordinary shares of \$1 each	25,000,000	25,000,000
	<u>25,000,002</u>	<u>25,000,002</u>

15. Pension costs

The Company participates in a defined contribution pension scheme in the United Kingdom.

The Company recorded a total pension expense of \$93,268 for the year 2017 (2016: \$96,251).

J.P. MORGAN MANSART MANAGEMENT LIMITED

Notes to the financial statements (continued)

16. Share based payments

Employee stock-based awards

The ultimate parent of the Company, JPMorgan Chase & Co. (the "Firm") has granted long-term stock-based awards to certain employees under its LTIPs, as amended and restated effective May 19, 2015. Under the terms of the LTIP, as of December 31, 2017, 67 million shares of common stock were available for issuance through May 2019. The LTIP is the only active plan under which the Firm is currently granting stock-based incentive awards. The LTIP, plus prior Firm plans and plans assumed as the result of acquisitions, are referred to collectively as the "LTI Plans," and such plans constitute the Firm's stock-based incentive plans.

The Firm separately recognises compensation expense for each tranche of each award as if it were a separate award with its own vesting date. For each tranche granted, compensation expense is recognised in line with how awards vest from the grant date until the vesting date of the respective tranche, provided that the employees will not become full-career eligible during the vesting period. For awards with full-career eligibility provisions and awards granted with no future substantive service requirement, the Firm accrues the estimated value of awards expected to be awarded to employees as of the grant date without giving consideration to the impact of post-employment restrictions. For each tranche granted to employees who will become full-career eligible during the vesting period, compensation expense is recognised in line with how awards vest from the grant date until the earlier of the employee's full-career eligibility date or the vesting date of the respective tranche.

Restricted stock units

Restricted stock units ("RSUs") are awarded at no cost to the recipient upon their grant. Generally, RSUs are granted annually and vest at a rate of 50% after two years and 50% after three years and are converted into shares of common stock as of the vesting date. In addition, RSUs typically include full-career eligibility provisions, which allow employees to continue to vest upon voluntary termination, subject to post-employment and other restrictions based on age or service-related requirements. All of these awards are subject to forfeiture until vested and contain clawback provisions that may result in cancellation under certain specified circumstances. RSUs entitle the recipient to receive cash payments equivalent to any dividends paid on the underlying common stock during the period the RSUs are outstanding.

Compensation expense for RSUs is measured based on the number of shares granted multiplied by the stock price at the grant date, and for employee stock options and SARs, (stock appreciation rights) is measured at the grant date using the Black-Scholes valuation model. Compensation expense for these awards is recognised in net income as described previously.

Broad-based employee stock options

No broad-based employee stock options were granted in 2017 or in 2016. In prior years, awards were granted by the Firm under the Value Sharing Plan, a non-shareholder-approved plan. For each grant, the exercise price was equal to the Firm's common stock price on the grant date. The options become exercisable over various periods and generally expire 10 years after the grant date.

The weighted-average share price during the year ended 31 December 2017 was \$92.01 (2016: \$65.62).

Compensation expense related to stock-based incentives

The total expense for the year relating to share based payments was \$227,569 (2016: \$183,554), all of which relates to equity settled share based payments.

4【利害関係人との取引制限】

前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク (1) リスク要因 利益相反」をご参照されたい。

5【その他】

(1) 定款の変更等

管理会社の定款の変更に関しては、臨時株主総会の決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当事項はない。

(3) 出資の状況

該当事項はない。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は毎年1月1日に開始し12月31日に終了する。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) インタートラスト・コーポレート・サービシズ(ケイマン)リミテッド(Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited) (「受託会社」)

(イ) 資本金の額

2018年9月末日現在、約546,964.88米ドル(約6,212万円)

(ロ) 事業の内容

受託会社は、ケイマン諸島法に基づき設立され、その登記上の事務所をケイマン諸島、KY1-9005 グランド・ケイマン ジョージ・タウン エルジン・アベニュー190に有する会社である。

受託会社は、26カ国に36の事務所を備えた海外ネットワークを有し、1,800人以上の従業員を擁する信託および法人業務の大企業グループの一社である。インタートラスト・グループは企業および高額資産を有する個人に対して、商業、法務、税務および事務管理に及ぶ広範な業務を提供している。

受託会社はケイマン諸島の法律に基づき適法に設立され、受託者として正当に行為するための認可を受けている。

(2) ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド(State Street Cayman Trust Company Ltd.) (「管理事務代行会社」兼「登録事務代行会社」)

(イ) 資本金の額

資本金の額は開示されていない。

(ロ) 事業の内容

管理事務代行会社は、ケイマン諸島法に基づき設立され、その登記上の事務所をケイマン諸島、KY1-1205、グランド・ケイマン、カマナ・ベイ、マーケット・ストリート45、スイート3307、ガーデニア・コート、私書箱31113に有する信託会社である。管理事務代行会社は、ケイマン諸島の金融当局の規制を受けている。

(3) ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(State Street Bank and Trust Company) (「保管会社」)

(イ) 資本金の額

資本金の額は開示されていない。

(ロ) 事業の内容

保管会社は、米国マサチューセッツ州法に基づき設立され、その登記上の事務所をアメリカ合衆国、マサチューセッツ州02111、ボストン、ワン・リンカーン・ストリートに有する会社である。保管会社は、連邦準備銀行の規制を受けている。

(4) 日興アセットマネジメント株式会社(Nikko Asset Management Co., Ltd.) (「投資運用会社」)

(イ) 資本金の額

2018年8月末日現在、173億6,300万円

(ロ) 事業の内容

投資運用会社は、日本法に基づき設立され、その登記上の事務所を郵便番号107-6242日本国東京都港区赤坂9-7-1に有する会社である。2018年3月末現在、投資運用会社は、20兆3,470億円の運用資産を有する。投資運用会社は、日本において、日本の金融庁の規制を受けており、金融商品取引法に基づく金融商品取引業者として登録されている(登録番号: 関東財務局長第368号)。

(5) JPモルガン証券株式会社(「販売会社」兼「売出人」兼「代行協会員」)

(イ) 資本金の額

2018年9月末日現在、73,272百万円

(ロ) 事業の内容

日本の法人であるJPモルガン証券株式会社は、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー(JPMorgan Chase & Co.)およびJPモルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーション(JPMorgan Chase Bank, National Association)の間接的な完全子会社である。販売会社は、日本の金融庁に登録された金融商品取引業者として規制を受けている。販売会社は、金融庁および証券取引等監視委員会による規制を受けるとともに、東京証券取引所、大阪取引所、名古屋証券取引所および東京金融取引所の会員として登録されている。

販売会社の登記上の事務所は、東京都千代田区丸の内二丁目7番3号東京ビルディングである。

2【関係業務の概要】

(1) インタートラスト・コーポレート・サービスズ(ケイマン)リミテッド(「受託会社」)
信託証書に基づき本サブ・ファンドの受託業務を行う。

(2) ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド(「管理事務代行会社」兼「登録事務代行会社」)
管理事務代行契約に基づき本サブ・ファンドの管理事務代行業務、登録事務代行業務および名義書換事務代行業務を行う。

(3) ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(「保管会社」)
保管契約に基づき、本サブ・ファンド資産の保管業務を行う。

(4) 日興アセットマネジメント株式会社(「投資運用会社」)
投資運用契約に基づき、本サブ・ファンドに対する投資運用業務を行う。

(5) JPモルガン証券株式会社(「販売会社」兼「売出人」兼「代行協会員」)
受益証券販売・買戻契約に基づき受益証券の日本における販売および買戻しの取扱いならびに売出しを行い、代行協会員契約に基づき代行協会員としての業務を行う。

3【資本関係】

J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドとJPモルガン証券株式会社は、いずれもJPモルガン・チェース・アンド・カンパニーを最終親会社とするグループ会社である。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島におけるミューチュアル・ファンド法の概要

ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（「ミューチュアル・ファンド法」）が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（改正済）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、会社管理法（改正済）または地域会社（管理）法（改正済）の下で規制されていた。

ケイマン諸島はかつて連合王国の属領（現在は連合王国の海外領）であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープンエンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（「設立計画推進者」）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社、およびリミテッドパートナーシップのファンドを設定した。

2018年6月30日現在、規制を受けているオープンエンド型投資信託の数は約10,708であった。かかる投資信託の総資産あるいは純資産の総計の正確な数字は入手できない。

ケイマン諸島は、カリブ金融行動課題実行部隊（マネーロンダリング）およびオフショアバンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. ケイマン諸島の投資信託制度の記述

A. 投資信託規制

- 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社および保険会社をも監督しており金融庁法（改正済）（「金融庁法」）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（「CIMA」）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 投資信託とは、会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップで、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- ミューチュアル・ファンド法の第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、(a)その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはゼネラルパートナーを選任および解任することができる投資信託、または(b)ケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において、当該区分においてCIMAが規制している受益権の公募を、証券投資業法（改正済）に基づく免許の保有者によってまたはその者を介して実施するファンドで、かつ(i)受益権がCIMAがケイマン諸島の官報に掲載する通達で指定する証券取引所（店頭市場を含む。）に上場されている、または(ii)当該区分において規制される、および公募の目的でCIMAが承認する海外規制当局により規制されるファンドである。
- ミューチュアル・ファンド法のもとにおいて規制を受ける投資信託には次の三つの型が存在する。

4.1 免許投資信託

この場合、ファンドによってCIMAに対して、CIMAのレギュラトリー・エンハンスト・エレクトロニック・フォーム・サブミッション（「REEFS」）システムを通じて、目論見書をそのオンライン登録手続に必要なファンドの主要事項を詳述した関連様式とともに提出し、登録時および毎年4,268.29米ドルの手数料を納入する。また、登録時に課される365.85米ドルの事務手数料も支払う。設立計画推進者が健全な評判を有し、ファンドを運営するための十分な専門性を有する健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、ファンドの取締役、受託会社およびゼネラルパートナーに関する詳細な情報が要求される。この

投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している。（下記4.2項参照）

4.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者およびファンドにより作成され、ファンドおよび業務提供者の詳細を要約した目論見書が、オンライン登録手続に必要なファンドの主要事項を詳述した関連様式とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者が設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託管理の十分な専門性を有する者が存在すること、受益権を募る方法が適切に行われていること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合、投資信託がCIMAにより承認または他に規制された国もしくは領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268.29米ドルである。また、登録時に課される365.85米ドルの事務手数料も支払う。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはゼネラルパートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

4.3 登録投資信託（第4条3項投資信託）

規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

- (i) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドル超であるもの
- (ii) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの
- (iii) マスター・ファンド（ミューチュアル・ファンド法において定義される）でかつ一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドル超であるかまたはマスター・ファンドの受益権が承認された証券取引所に上場されているもの

上記(i)および(ii)の場合には、投資信託は、その販売書類を、オンライン登録手続に必要なファンドの主要事項を詳述した関連様式とともにCIMAに対して届け出て、かつ4,268.29米ドルの当初手数料および年間手数料を登録時に課される365.85米ドルの事務手数料とともに支払う。

上記(iii)の場合で販売書類が存在しない場合、投資信託は、オンライン登録手続に必要なマスター・ファンドの主要事項を詳述した関連様式をCIMAに対して届け出て、かつ3,048.78米ドルの当初手数料および年間手数料を支払う。また、登録時に課される365.85米ドルの事務手数料も支払う。ミューチュアル・ファンド法は、ケイマン諸島において設立または設定され、一または複数の投資者に受益権を発行し、規制フィーダー・ファンドのすべての投資方針を遂行するという主たる目的のために投資対象を保有し、取引活動を行っており、一または複数の規制フィーダー・ファンドを直接もしくはマスター・ファンドに投資するために設立した媒介法人を通じて保有し、銀行・信託会社法（改正済）もしくは保険法（改正済）に基づく免許を有しておらず、または住宅金融組合法（改正済）もしくは共済会法（改正済）に基づく登録を有しない投資信託について、マスター・ファンドとして定義している。

B. 投資信託の現行要件

1. いずれの規制投資信託（規制マスター・ファンド以外）も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
2. すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程でファンドが以下のいずれかに該当する

という情報を入手したときまたは該当すると考えるときはCIMAに対し迅速に書面により通知を送付する法的義務を負っている。

- 2.1 ファンドが、その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - 2.2 ファンドの投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行っているかもしくは行おうとしている場合、または任意にその事業を解散する場合。
 - 2.3 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - 2.4 詐欺または犯罪行為により事業を行っているかまたは行おうとしている場合。
 - 2.5 ミューチュアル・ファンド法(改正済)もしくはミューチュアル・ファンド法に基づくその他の規則、金融庁法(改正済)、マネー・ロンダリング防止規則(改正済)または投資信託業免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
3. すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。

C. 投資信託管理者

1. 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの種類がある。ケイマン諸島においてあるいはケイマン諸島から投資信託の管理を行おうとする場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、(会社型であると契約型であるとを問わず)投資信託の資産のすべてあるいは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社またはファンドの取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
2. いずれの種類の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、評判がよく、かつ適切な方法で規制投資信託を管理するという法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつその所有権と財務構造およびその取締役と役員を詳細に記載した申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低487,804.87米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者(ただし制限的投資信託管理者ではない。)は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する主たる事務所をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。制限的投資信託管理者の免許を有する事業体は、ケイマン諸島に登録上の事務所を有さなければならない。
3. 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、かかる投資信託のすべてにつきCIMAに通知し、第二に上記A第4.2項に定めた事態をCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
4. 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができる。この類型は、ケイマンにファンドマネジャーの会社を創設したファンド設立推進者がファンドに関連した一連のファミリーファンドを管理することを認める。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。このため、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条(上記A4.3参照)または第4(4)条(上記A4.3参照)に規制されていない場合は、別個に免許を受けなければならない。
5. 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた現地の監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者に以下のいずれかに該当する事由があることを知るに至りまたはかかる事由があると信ずる理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
 - 5.1 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できないおそれがある場合。
 - 5.2 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
 - 5.3 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。

- 5.4 詐欺または犯罪行為により事業を行っているかまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - 5.5 ミューチュアル・ファンド法、投資信託管理者免許の条件またはケイマン諸島のその他の法律を遵守せずに事業を行いまはそのようにもくろんでいる場合。
6. CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
 7. 投資信託管理者の株主、取締役、または上級役員の変更についてはCIMAの承認が必要である。
 8. 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初および年間の手数料は、24,390.24米ドル(当初) / 36,585.37米ドル(年間)(50ファンド以下の場合)または30,487.80米ドル(当初) / 42,682.93米ドル(年間)(50ファンド超の場合)であり、制限的投資信託管理者の支払う当初および年間手数料は8,536.59米ドルである。

3. ケイマン諸島におけるタイプ別の投資信託の仕組みの概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

A. 免税会社

最も一般的な投資信託の手段は、会社法(改正済)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式も認められる)伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免税会社は、投資信託に最もよく用いられており、以下の特性を有する。

1. 設立手続きには、会社の基本憲章の制定(会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これを取締役として提案されている者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
2. 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
3. 投資信託がいったん登録された場合、会社法の下での主な要件は、以下のとおり要約される。
 - 3.1 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - 3.2 取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - 3.3 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - 3.4 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - 3.5 会社の手続きの議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - 3.6 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
4. 会社は、存続期間の限られた会社でありかつ株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモンロー上の忠実義務に服すものとし、とりわけ、注意を払ってかつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
5. 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
6. 額面株式の発行は認められない。
7. いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
8. 株式の買戻しも認められる。
9. 株式の償還または買戻しの支払いに加えて、収益または払込剰余金から、会社は株式の買戻しをすることができるが、会社は、資本の支払いの後においても、通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有しなければならない。
10. 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、会社が通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。

11. 免税会社は、今後20年間(さらに10年間の延長が可能)税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。
12. 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、会社登記官に報告しなければならない。
13. 免税会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

B. 免税ユニット・トラスト

1. ユニット・トラストは、(税金または規制の理由により)ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
2. ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者により形成される。また、投資運用会社がトラストを設立する信託証書の当事者となり、信託証書に基づく権利、義務および債務を有することが一般的になりつつある。
3. ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(改正済)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために(受益者と称する。)投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管者としてこれを保持する。ユニット・トラストの信託証書の特別条項に従い、各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
4. 受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
5. 大部分のユニット・トラストは、信託法(改正済)に基づく「免税信託」として信託登記官に登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
6. 免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間ケイマン諸島における課税に服さないとの約定を取得することができる。
7. 信託は、150年まで存続することができるが、財産永久所有法(Perpetuities Law)(改正済)に規定されている一定の制限的例外に従う。
8. 免税信託は、信託証書の変更を信託登記官に提出しなければならない。
9. 免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

C. 免税リミテッドパートナーシップ

1. 免税リミテッドパートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルにおいて一般的に用いられる。
2. リミテッドパートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、当該法は、英国の1907年リミテッドパートナーシップ法に基礎を置く。ケイマン諸島の免税リミテッドパートナーシップ法(改正済)は、他の法域のリミテッドパートナーシップ法の諸側面を組み込んでいる。
3. 免税リミテッドパートナーシップは、免税リミテッドパートナーシップ契約を締結するゼネラルパートナー(その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかあるいは同島で設立されたものでなければならない。)およびリミテッドパートナーにより、免税リミテッドパートナーシップ法(改正済)により登録されることによって形成される。登録はゼネラルパートナーが、リミテッドパートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
4. ゼネラルパートナーは、リミテッドパートナーを除外して免税リミテッドパートナーシップの業務の運営を行う。またリミテッドパートナーが積極的に業務に参加するなどの例外的な状況がなければ、リミテッドパートナーは有限責任を享受する。ゼネラルパートナーの機能、義務および責任の詳細は、免税リミテッドパートナーシップ契約に記載される。

5. ゼネラルパートナーは、誠意をもって、かつ、免税リミテッドパートナーシップ契約とは異なる明確な条項に従いパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、あるいはパートナーシップ法(改正済)の下での、ゼネラルパートナーシップの法理が適用される。
6. 免税リミテッドパートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - 6.1 ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - 6.2 名称、住所、リミテッドパートナーとなった日付の詳細を含むリミテッドパートナーの登録簿を維持する。
 - 6.3 各リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびにリミテッド・パートナーへの出資額の全部または一部の返還としての支払金額および支払日の記録を維持する。
 - 6.4 リミテッドパートナーによるリミテッドパートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を維持する。
7. パートナーシップ契約に従い、各リミテッドパートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
8. パートナーシップ契約に従い、リミテッドパートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずにパートナーシップの資本金から何時でも買い戻すことができる。ただし、パートナーシップが支払不能にならないことを条件とする。パートナーシップが当該期間中に支払不能となり、リミテッドパートナーがかかる支払不能を実際に認識した場合は、上記買い戻しは6か月以内に取り消しすることができる。
9. 免税リミテッドパートナーシップは、50年間の期間について将来のケイマン諸島における税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
10. 免税リミテッドパートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッドパートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
11. 免税リミテッドパートナーシップは、リミテッドパートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

4. ケイマン諸島の投資信託に関する準拠法令

A. ミューチュアル・ファンド法および金融庁法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

1. CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
2. 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラルパートナー)は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ12,195.12米ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき609.75米ドルの罰金刑に処せられる。
 - 3.1 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行できるようにするために合理的に要求する情報または説明をCIMAに対して提供するように指示することができる。
 - 3.2 何人でも第3.1項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ121,951.21米ドルの罰金に処せられる。
 - 3.3 第3.1項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ121,951.21米ドルの罰金に処せられる。
4. 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしているとCIMAが判断したる場合は、CIMAは、グランドコートに投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有している。
 - 5.1 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、5.3項に定めるいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。

- 5.1.1 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - 5.1.2 規制投資信託がその投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行っているかもしくは行おうとしている場合、または任意にその事業を解散する場合。
 - 5.1.3 免許投資信託である規制投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。
 - 5.1.4 規制投資信託の指示および管理が適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
 - 5.1.5 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員を務める者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合。
- 5.2 第5.1項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- 5.2.1 CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
 - 5.2.2 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。
 - 5.2.3 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
 - 5.2.4 CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。
- 5.3 第5.1項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとりうる行為は以下のとおりとする。
- 5.3.1 投資信託に関するミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託の免許または登録を撤回すること。
 - 5.3.2 投資信託が保有するいずれかの投資信託の免許に対して条件を付し、あるいは条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
 - 5.3.3 投資信託の推進者または運用者の入替えを求めること。
 - 5.3.4 事務を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
 - 5.3.5 投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 5.4 CIMAが5.3.3項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 5.5 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関し第5.3項および第5.4項によりみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 5.6 第5.3.4項または第5.3.5項により選任された者は、当該ファンドの費用負担において選任される。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 5.7 第5.3.5項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 5.8 第5.7項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 5.9 第5.3.4項または第5.3.5項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- 5.9.1 CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - 5.9.2 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、投資信託の業務についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - 5.9.3 第5.9.2項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定するその他の情報、報告書および勧告をCIMAに対して提供する。
- 5.10 第5.3.4項もしくは第5.3.5項により選任された者が第5.9項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 5.11 投資信託に関する第5.9項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- 5.11.1 CIMAが特定する方法で投資信託に関する事柄を再編するよう投資信託に要求すること。

- 5.11.2 投資信託が会社の場合、会社法(改正済)の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。
- 5.11.3 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドの解散を受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
- 5.11.4 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。

またCIMAは、第5.3.4項.または第5.3.5項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為を実行することができる。

- 5.12 CIMAが第5.11項の措置を執った場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第5.3項に定めたその他の措置を執るように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 5.13 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第5.3.1項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 5.14 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを停止したことまたは任意清算もしくは解散に付されるものと確信したときは、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- 5.15 グランドコートが第5.11.3項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払いを認めることができる。
- 5.16 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、投資信託が事業を行うこともしくは行おうとすることを停止しまたは任意清算もしくは解散に付されるものと確信したときは、いつでも投資信託の免許または登録を取り消すことができる。
6. CIMAは、あらゆる合理的な時期に、(a)規制法(金融庁法に定義されている。)に基づき規制される者、(b)関係者または(c)問い合わせに関係する情報を有するとCIMAが合理的に信じる者に対し書面で通知を交付することにより、ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、その他の規制法またはその他の法律によるこれらに基づき付与された職務のCIMAによる実行に関連しCIMAが合理的に請求するところにより、上記の者に対し(i)指定情報もしくは指定された種類の情報の提供または(ii)指定文書もしくは指定された種類の文書の提出を請求し、かつケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則に対する遵守の監視を請求することができる。
7. 金融庁法に従い、海外規制当局による請求に応じ援助を提供すべきことにつきCIMAが納得する場合、CIMAは書面により、(a)規制法に基づき規制される者、(b)関係者、(c)規制法に基づき規制に従うべき業務に従事している者または(d)請求が関連する問い合わせに関係する情報を有すると合理的に信じる者に対し、所定の時間内に、(i)請求が関連する問い合わせに関係する事項に係る指定情報もしくは指定された種類の情報をCIMAに提供すること、(ii)上記の問い合わせに関係する指定文書もしくは指定された種類の文書を提出すること、または(iii)上記の問い合わせに関係しCIMAが書面で特定する援助をCIMAに対して与えることを書面で指示することができる。
8. ある者が請求もしくは指示の行われた日から3日以内またはCIMAが認めるこれより長い期間内に、第6項に基づく請求または第7項に基づき付与される指示に従わない場合、CIMAは請求または指示の遵守をその者に要求する命令を裁判所に申し立てることができる。
9. 第6項に基づく請求または第7項に基づき付与される指示に関連し、ある者の宣誓による審問が必要であるとCIMAが考える場合、CIMAは裁判所がその者を審問し、審問の結果をCIMAに送付させるよう即決裁判所に申請することができる。
10. 裁判所は第9項に基づく申請をその受領から7日以内に処理し、審問から14日以内に審問結果をCIMAに送付する。
11. 第6項または第7項に基づき文書が提出される場合、CIMAはこれらの謄本または抄本を作成することができる。
12. 弁護士がその依頼人または本人の住所および氏名の提供を請求される場合を除き、いかなる者も、法的手続において法律上の専門家特権に基づき開示または提供を拒絶する権利を有する情報の開示または文書の提供を本項により要求されない。

13. 合理的な理由なく(a)第6項によるCIMAの請求もしくは第7項によるCIMAの指示に従わない者、(b)第6項もしくは第7項の規定を無効とする意図を持って、文書の破棄、汚損、毀損、隠蔽もしくは除去を行う者、または(c)第6項もしくは第7項に従って実行されるCIMAによる問い合わせを故意に妨害する者は、罪に問われ、12,195.21米ドルの罰金の略式処分および121,951.21米ドルの罰金の起訴処分を課され、同人が有罪と決せられる違犯が処分後も継続する場合、同人はさらに違犯を犯していることになり、かかる違犯が継続する一日につき12,195.21米ドルの罰金を課せられる。
14. (a) 法人の犯した第6項および第7項に基づく違犯が、法人の取締役、マネージャー、秘書役もしくはその他の類似役員またはかかる資格で行為するとされるあらゆる者の同意もしくは黙認を得て実行されたか、またはこれらの側の過失に帰せられると証明された場合、法人の他、これらの者はかかる違犯について罪を問われ、これに従い法的手続に処せられかつ処罰される。
- (b) 法人の業務がその社員により管理される場合、当該社員の管理職務に関連する同人の行為および不履行について、同人が法人の取締役であるものとして第14条(a)項が適用される。
15. ある者が第6項に基づく請求、第7項に基づく指示もしくは第8項に基づく命令に従う場合または第9項に基づく証拠を提供する場合、かかる遵守は、法律によるかまたはこれに基づく情報の開示制限の違犯とはみなされず、民法上の責任を生じるものではない。
16. CIMAは、一定の状況下において、かつ、海外規制当局による求めに応じ援助を提供すべきことにつきCIMAが納得する場合、(a)適格者に対し、CIMAの協力権能の一部の行使を授權しかつ、(b)その協力権能の行使において警察庁長官の支援を求めることができる。
17. 海外の規制当局またはその代理人により実行される問い合わせの対象となる者またはかかる対象の主題である(a)CIMAにより指定された者の業務もしくは業務の側面または(b)CIMAにより指定された主題の調査を目的とする場合を除き、第16項に基づく支援を求めてはならずまたは職権は授与されるものではない。
18. いかなる者も、要求された場合に自己の権限の証拠を提出しない限り、第16項により授与される職権により権限を行使する者が課した要求に従う義務を負うものではない。
19. CIMAが第16項に基づき支援を求めるかまたは権限を授与する場合、支援または権限は、CIMAが決定する方法で提供されるかまたは実行される。またCIMAがかかる権限をある者に授与する場合、同人は当該権限の行使およびその行使結果についてCIMAが要求する方法でCIMAに報告を行う。
- B. ミューチュアル・ファンドの取締役の登録および免許
1. 取締役登録及び免許法(改正済)(以下「DRLL」という。)に従い、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されるミューチュアル・ファンドおよび証券投資事業法上の「適用除外者」として登録される大半の会社(以下、併せて「対象会社」という。)の全取締役は、(i)CIMAに登録するかまたは(ii)かかる取締役が(a)20社以上の対象会社の取締役を務める場合または(b)一定の例外に基づく法人取締役である場合は、CIMAによる免許を受けなければならない、いずれの場合も、適切な登録料または免許料を支払わなければならない。
2. DRLLは現時点において、パートナーシップまたはユニット・トラストに該当する対象会社には適用されない。
3. 登録取締役は、専門取締役のカテゴリーに該当しない自然人である。登録取締役は、DRLLに基づき登録を受ける必要がある。
4. 専門取締役は、20社以上の対象会社の取締役として任命されている自然人である。専門取締役は、DRLLに基づき免許を受ける必要がある。ただし、専門取締役が、
- (a) 会社管理法に基づき発行される会社管理の免許またはミューチュアル・ファンド法に従い発行されるミューチュアル・ファンド管理会社の免許を保有する会社、または
- (b) 「ファンド管理者」(すなわち、投資運用サービス、投資顧問サービスを提供するかまたはプロモーター(ミューチュアル・ファンド法に定義される。)を務める。)であり、特定の海外規制当局により登録され、または免許を受けている会社(かかる取締役の任命がファンド管理者との関係により発生する場合)
- の取締役、従業員、構成員、役員、パートナーまたは株主である場合を除く。
- (a)または(b)の場合、専門取締役は、認可の申請ではなく、DRLLに基づく登録を行う必要がある。

5. 法人取締役は、対象会社の取締役役に任命された法人である。法人取締役は、会社管理の免許またはミューチュアル・ファンド管理会社の免許(専門取締役に関して上記に概説されている。)を保有していない限り、免許を受ける必要がある。さらに、一定のその他の登録要件が適用される場合がある。
6. 登録に際し、取締役は、CIMAのオンライン登録システムによりCIMAに対して以下を提出しなければならない。

(a) 以下を含む申請書

- (i) 申請者の氏名、生年月日、国籍および出生国
- (ii) 申請者の主たる居住地の住所および郵送先の住所(居住地の住所と異なる場合)
- (iii) 詐欺行為または不正行為等の刑事上の有罪判決の内容
- (iv) 規制当局、自主規制団体または専門規制機関による不利な指摘、罰金、制裁措置または懲戒処分の内容
- (v) 申請者が取締役を務めるまたは務める予定の対象会社の商号および登録番号

(b) 返金不可の申請料および登録料: 853.69米ドル

上記に加え、上記第4項に記載される理由のうちいずれかに基づき免許要件を免除される専門取締役は、個人情報に記載した質問書のすべての項目に記入し、免除の根拠を裏付ける追加の内容および確認書類を提供する必要がある。CIMAは、登録の処理を行うために追加の情報を要求することができ、申請者が(i)詐欺または不正行為等の犯罪行為を犯している場合または(ii)規制当局、自主規制団体または専門懲戒機関による不利な指摘、罰金、制裁措置または懲戒処分を受けている場合、通常、申請者の申請を却下することができる。

7. 免許申請に際し、取締役は、CIMAのオンライン登録システムによりCIMAに対して以下を提出しなければならない。

(a) 以下を含む申請書および補足書類

- (i) 申請者の氏名、生年月日、国籍および出生国
- (ii) 申請者の主たる居住地の住所および郵送先の住所(居住地の住所と異なる場合)
- (iii) 個人情報を記載した質問書
- (iv) 3通以上の照会状。うち1通は申請者の人柄に関するもの、1通は申請者の財務状態が健全であることを証するもの、1通は犯罪経歴証明書(またはこれに相当するもの)
- (v) 申請者が取締役を務めるまたは務める予定の対象会社の商号および登録番号
- (vi) 保険加入を証するもの

(b) 返金不可の申請料および認可料: 3,658.54米ドル

CIMAは、認可申請の処理を行うために必要なその他の情報を要求することができるが、通常、申請者の(i)誠実さ、高潔さおよび評判、(ii)適正および能力、(iii)財務の健全性を考慮し、申請者が適格であるかを判断する。

8. 会社取締役の免許申請に際し、取締役は、CIMAのオンライン登録システムによりCIMAに対して以下を提出しなければならない。

(a) 以下を含む申請書および補足書類

- (i) 外国会社の場合は申請者を代理して送達または通知を受ける権限を有する1名以上の者の氏名および住所
- (ii) 申請者の設立証明書
- (iii) 申請者が取締役を務めるまたは務める予定の対象会社の商号および登録番号
- (iv) 申請者のすべての取締役、管理職および役員の名、住所および国籍
- (v) 申請者の発行済株式資本または議決権総数の10%を超えて保有する各株主の氏名、住所および国籍
- (vi) (i)取締役、管理職および役員、(ii)申請者の発行済株式資本または議決権総数の10%を超えて保有する株主および実質株主それぞれの個人情報を記載した質問書
- (vii) (i)取締役、管理職および役員、(ii)申請者の発行済株式資本または議決権総数の10%を超えて保有する株主および実質株主それぞれに関し、3通以上の照会状。うち1通は人柄に関

するもの、1通は財務状態が健全であることを証するもの、1通は犯罪経歴証明書(またはこれに相当するもの)

(viii)申請者の基本定款および通常定款(またはこれに相当する設立文書)の写しならびに取締役1名による宣誓書

(ix) すべての親会社および子会社の商号、主たる事務所および登録事務所の住所

(x) 海外規制当局で認可または登録されている申請者のすべての親会社および子会社の存続証明書

(xi) 申請者を規制しているすべての海外規制当局が発行した存続証明書

(xii) 保険加入を証するもの

(b) 返金不可の申請料および認可料: 9,756.10米ドル

CIMAは、認可申請の処理を行うために必要なその他の情報を要求することができるが、通常、申請者の(i)誠実さ、高潔さおよび評判、(ii)適正および能力、(iii)財務の健全性を考慮し、申請者が適格であるかを判断する。

認可を受けた場合、法人取締役は、新たな取締役会構成員を任命する前にCIMAの書面による承認を得なければならない。

9. 専門取締役および法人取締役は、公認保険会社(すなわち、2010年保険法上認可を受けている保険会社またはCIMAが認めるその他の保険会社)の最小の付保を維持しなければならない。

C. 投資信託管理者に対するCIMAの規制および監督

1. CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を受け、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。

2. 免許投資信託管理者は、第1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ12,195.21米ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき609.75米ドルの罰金刑に処せられる。

3. ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理者として行為し、あるいは事業を営んでいると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対し、ミューチュアル・ファンド法のもとでCIMAの義務を実行できるようにするためにCIMAが合理的に要求する情報および説明をCIMAに対して提出するように指示することができる。

4. 第3項により付与された指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ121,951.21米ドルの罰金に課せられる。

5. 第3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ121,951.21米ドルの罰金に処せられる。

6. CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。

6.1 ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ

6.2 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。

7. CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第9項に定める行為を行うことができる。

7.1 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないときまたは履行できないおそれがある場合。

7.2 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行っているかもしくは行おうとしている場合、または任意にその事業を解散する場合。または、

7.3 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのようにもくろんでいる場合。

7.4 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。

7.5 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合。

- 7.6 免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合。
8. 第7項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- 8.1 免許投資信託管理者の以下の不履行
- 8.1.1 CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うことまたは所定の手数料を支払うこと。
- 8.1.2 CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
- 8.1.3 投資信託、またはファンドの設立計画推進者もしくは運用者に関し、条件が満たされていること。
- 8.1.4 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
- 8.1.5 CIMAによる指示に従い、名称を変更すること。
- 8.1.6 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
- 8.1.7 少なくとも2人の取締役をおくこと。
- 8.1.8 CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。
- 8.2 CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
- 8.3 CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラルパートナーを選任すること。
- 8.4 CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。
9. 第7項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りとする。
- 9.1 その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更または撤廃すること。
- 9.2 管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラルパートナーの交代を請求すること。
- 9.3 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること。
- 9.4 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
- 9.5 投資信託管理者が保有している投資信託管理者免許を取り消すこと。
10. CIMAが第9項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているファンドの投資者とその債権者および当該ファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
11. 第9.3項または第9.4項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任される。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
12. 第9.4項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（清算人または管財人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を管理するために必要な一切の権限を有する。
13. 第12項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
14. 第9.3項または第9.4項により免許投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- 14.1 CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
- 14.2 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、投資信託の管理者の管理についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理者に関する勧告をCIMAに対して行う。
- 14.3 第14.2項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定するその他の情報、報告書および勧告をCIMAに対して提供する。
15. 第9.3項または第9.4項により選任された者が、以下の事由に当たる場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 15.1 第14項の義務に従わない場合、または

15.2 満足できる形で投資信託管理者に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合。

16. 免許投資信託管理者に関する第14項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。

16.1 投資信託管理者に対し、CIMAが特定する方法でその業務を再編するように要求すること

16.2 投資信託管理者が会社の場合、会社法（改正済）の第94条によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。

またCIMAは、第9.3項または第9.4項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。

17. CIMAが第16項の措置を執った場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置を執るように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。

18. CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。

18.1 CIMAが、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことあるいは行おうとすることを停止したことを納得した場合。

18.2 免許保有者が、解散、または清算に付された場合。

19. 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第9項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。

20. 投資信託管理者が信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、投資信託管理者は、銀行・信託会社法に基づきCIMAにより規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

D. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

1. 執行官が、CIMAまたは検査官と同じレベル以上の警察官がミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびCIMAまたは警察官が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。

(i) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。

(ii) それらの場所またはその場所にいる他の者を搜索すること。

(iii) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること。

(iv) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること。

(v) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録を点検し写しをとること。これが実行できない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。

2. CIMAが記録を持ち去ったか、またはCIMAに記録が引き渡された場合、CIMAはこれを点検し、写しを取り、抜粋することができるために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

3. 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ243,902.43米ドルの罰金に処せられる。

E. CIMAによる金融庁法上の開示

金融庁法により、CIMAの取締役、役員、従業員、代理人または顧問は、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

1. CIMAに関する事柄。

2. 規制法に基づきCIMAまたは政府に対してなされた申請。

3. 規制法に基づき免許を保有する者（住宅金融組合または信用組合を含む。）に関する事柄。

4. 免許保有者により管理されている会社または投資信託の顧客、構成員、依頼人または保険契約者に関する事柄。
 5. 海外の規制当局によって共有されている情報またはこれに関する通信情報。
- ただし、これらの情報は、CIMAが金融庁法またはその他の法律により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。
1. 例えば秘密情報公開法にもとづき、ケイマン諸島内の管轄裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されあるいは許可された場合。
 2. 金融庁法、その他の法律またはこれらに基づき制定された規則により付与された職務の実行においてCIMAを補助することを目的とする場合。
 3. 免許所有者の業務に関する場合、または免許所有者によるか、その同意が任意に付与されている免許所有者、顧客、依頼人、保険契約者、会社もしくは投資信託(場合による。)の権限をもって管理・運用される会社もしくは投資信託の顧客、依頼人、保険契約者の業務に関する場合、またはかかる会社もしくは投資信託に関する場合。
 4. CIMAが金融庁法またはその他の法律に基づきその職務を実行する際に金融庁法もしくはこれに基づき制定された規則によるかまたは長官とCIMAの間の取引に関連し長官に付与された職務を長官が実行することを可能とするかまたはこれを助ける目的の場合。
 5. 開示された情報が他の源泉から公衆に提供されるかまたは提供された場合。
 6. 開示された情報が、免許所有者の身元、または当該情報の関連する免許所有者により管理される会社もしくは投資信託の顧客、依頼人もしくは保険契約者の身元、またはかかる会社もしくは投資信託の身元の確認を可能としない方法で表明された要約または統計に含まれている場合。
 7. (i)刑事手続のためにケイマン諸島の法務長官または法執行機関に対して適法に行われる場合、(ii)いずれかの者に対する金融庁法に基づき適法に行われる場合、または(iii)第9項に基づき海外規制当局に適法に行われる場合。
 8. (i)免許所有者の解散もしくは清算または(ii)免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。
 9. ケイマン諸島外の投資信託規制当局により管理される法令および規則を執行するための民事または行政調査および手続の実行を含む規制上の職務を当該当局が実行することを可能とするために必要な情報を、かかる当局に提供する場合。

上述に規定された認められた状況におけるもの以外の情報を開示するCIMAの取締役、役員、従業員、代理人または顧問は、12,195.12米ドルの罰金および1年間の懲役の略式処分または起訴処分の場合は60,975.60米ドルの罰金および3年間の懲役の処分を課せられる。

F. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

1. 過失による誤った事実表明

投資信託に係る販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば(場合に応じ)ファンド、取締役、受託会社、運用者、ゼネラルパートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、かかる者に対し、販売書類中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている部分における不実表示による損失の請求を招く可能性がある。

2. 欺罔的不実表明

事実の欺罔的不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながら、または表明が事実であるとは思わずに、または表明が真実であるか虚偽であるかについて信じることなく注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

3. 契約法(改正済)

契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に(意図的に)行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものであ

る。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に對して認めている。

一般的事柄としては、当該契約はファンドそのもの(または受託会社)と結ぶので、ファンド(または受託会社)は運用者、ゼネラルパートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者はファンドである。

4. 欺罔に対する訴訟提起

損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下のことを示すならば、欺罔による損害賠償を得ることができる。

(i) 重要な不実の表明が欺罔的になされた。

(ii) そのような不実の表明の結果、受益権を申し込むように仕向けられた。

「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながら、または表明が真実であるとは思わずに、または表明が真実であるか虚偽であるかについて信じることなく注意を払わずに行ったことを意味する。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するようにさせられた唯一の原因であったことを証明する必要はない。

情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該表明を明確に訂正せず受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の債務を発生せしめないであろうが、その誤りがあれば不実の表明となるような形で、現存の事実の表明となる方法で文言を作成することができる。

5. 契約上の債務

販売書類はファンド(または受託会社)と受益権分の成約申込者との間の契約の基礎も形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除し、および/または損害賠償を求めてファンド(または受託会社)ならびに/または運用者、設立計画推進者、ゼネラルパートナーおよび/もしくは取締役に対し訴えを提起することができる。

一般的事柄としては、当該契約はファンド(または受託会社)そのものと結ぶので、ファンドは取締役、運用者、ゼネラルパートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド(または受託会社)である。

6. 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ゼネラルパートナー、取締役、役員または代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

7. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な刑法上の債務

1. 刑法(改正済)第257条

会社の役員(あるいはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者(申込者を含む。)を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるかまたは欺罔的であるような声明または計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、同人は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

2. 刑法(改正済)第247条および第248条

欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、あるいは他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。

この目的上、同人が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」とは、他の者のための取得または他の者をして取得もしくは保有させることを含む。両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、一切の欺罔(未必の故意または故

意によるものかを問わない)をいい、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

5. 解散

会社の解散は、会社法（改正済）（および会社法に基づく解散規則）、会社の基本定款および定款に準拠する。解散は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者もしくは会社の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理者が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第4.A.5.11.2項および第4.B.16項）。剰余資産は、もしあれば、基本定款および定款の規定に従い、株主に分配される。

ユニット・トラストの解散は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託であるトラストを解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第4.A.5.11.3項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

免税リミテッドパートナーシップの解散および清算は、免税リミテッドパートナーシップ法（改正済）およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、投資信託であるパートナーシップを解散および清算させるべしとの命令を求めて裁判所に申立をする権限を有している（参照：第4.A.5.11.4項）。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ゼネラルパートナーは解散後、パートナーシップを清算する法的責任を負っている。

6. 税金

1. ユニット・トラスト

現在ケイマン諸島には、トラストの収益に適用される法人税、所得税、キャピタル・ゲイン税、利益税その他の税は存在しない。ケイマン諸島には、贈与税、遺産税または相続税も存在しない。受託者は、信託法（改正済）81条にもとづく保証をケイマン諸島の総督から受領しており、トラスト設定日から50年間、所得、資本資産、利益または評価益に対する税、その他遺産税または相続税の性質を有する税を課税する、その後制定されたケイマンの法律が、ファンドを構成する資産またはトラストに発生する収益に適用されない旨、またはかかる資産または収益についてファンドの受託者または受益者に適用されない旨が保証されている。

2. パートナーシップ

ケイマン諸島の現行法のもとでは、パートナーシップの利益に適用される法人税、所得税、キャピタル・ゲイン税、利益税その他の税は、ケイマン諸島に存在しない。ケイマン諸島においては、贈与税、遺産税または相続税も存在しない。ゼネラルパートナーは、総督の決定する期間（ただしかかる保証の日から50年を超えない）、所得、収益、利益または評価益に対する税を課税する制定されたケイマン諸島の法律が、パートナーシップまたはリミテッドパートナーのリミテッドパートナーシップ権益に適用されない旨、また所得、収益、利益または評価益に課される税、または遺産税または相続税の性質を有する税が、かかるパートナーシップまたはリミテッドパートナーのリミテッドパートナーシップ権益について課されない旨の保証をケイマン諸島の財務長官に対し申請し、当該保証をケイマン諸島の財務長官から受領することができる。

3. 会社

現在、ケイマン諸島には直接税は存在せず、免税会社に支払われる利息、配当および利益は、いずれのケイマン諸島の税も課されることなく受領することができる。ケイマン諸島において設立された免税会社は、課税特例法（改正済）6条にもとづく免税について保証をケイマン諸島の財務長官に申請することができ、かかる保証をケイマン諸島の財務長官から受領する予定である。課税特例法第6条は、保証の発行された日から20年以下の期間（適用ある場合には、さらに10年間延長される。）において、所得、収益、利益または評価益に課税する、ケイマン諸島においてその後制定された法律が、当該会社の収益または資産に適用されない旨規定する。

（注）投資信託制度の概要において、ケイマン諸島ドルの金額は、便宜上、1ケイマン諸島ドル = 0.82米ドルのレートで換算されている。

第4【その他】

- (1) 投資信託説明書（交付目論見書）および投資信託説明書（請求目論見書）の表紙にロゴ・マークや図案を採用し、また使用開始日および「投資信託は預貯金と異なる。」との趣旨を示す文言を記載することがある。
- (2) 投資信託説明書（交付目論見書）の投資リスクの冒頭に、以下の趣旨の文章を記載することがある。
「本サブ・ファンドは、その受益証券1口当たり純資産価格が下落または上昇することがある外国投資信託であり、元本保証のない金融商品である。投資信託は預貯金と異なる。それゆえ、本サブ・ファンドの投資により、損失を被ることがあり、投資金のすべてを失うこともある。本サブ・ファンドへの投資にはリスクが伴い、本サブ・ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属する。」
- (3) 投資信託説明書（交付目論見書）の投資リスクにおいて、「ファンドの受益証券の取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はない。」との趣旨を示す記載をすることがある。
- (4) 投資信託説明書（交付目論見書）に最新の運用実績を記載することがある。
- (5) 受益証券の券面は発行されない。

別紙

定 義 集

「管理事務代行契約」	管理会社とステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッドの間で2018年10月26日付で締結された契約(およびその修正または補足)をいう。
「管理事務代行会社」	本サブ・ファンドの管理事務代行会社としてのステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッドをいう。
「AIFM」	本トラストのオルタナティブ投資ファンド運用者としてのJ.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドをいう。
「AIFMD」	オルタナティブ投資ファンド運用者指令(指令2011/61/EU)(その後の改正を含む。)をいう。
「AIFMD委任規則」	AIFMDを補足する2012年12月19日の委員会委任規則(EU) No. 231/2013をいう。
「AIFMD規則」	2013年英国オルタナティブ投資ファンド運用者規則(その後の改正を含む。)をいう。
「希薄化防止賦課金」	正味申込みまたは買戻しが発生した営業日において、資産の取得または場合により売却に関連する費用によるサブ・ファンドの価値の希薄化から、すべての受益者の利益を保護するために適切であると管理会社が判断することのある金額をいう。
「申込書」	登録事務代行会社または募集代行会社(該当するもの)から投資予定者に提供される、サブ・ファンドの受益証券の購入に関する申込書をいう。
「監査人」	本トラストの監査人としてのグラント・ソートン・ケイマン諸島をいう。
「基準通貨」	本サブ・ファンドの基準通貨をいい、米ドルを指す。
「営業日」	ニューヨーク、ロンドンおよび東京において商業銀行が営業している日で、かつニューヨーク証券取引所が取引のために営業している日をいう。
「計算代理人」	本件スワップ取引に基づく計算を行う責任を負う事業体としてのJ.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーをいう。
「クラス」	本トラストまたはサブ・ファンドが随時発行する受益証券のクラスをいう。
「クロージング日」	当初募集期間の最終日または管理会社がその絶対的な裁量により決定し、申込者に通知するその他の日をいう。
「本件担保」	スワップ相手方当事者もしくは金融デリバティブ商品のその他の相手方当事者が提供する担保(該当する場合)、および/または場合により資金調達投資をいう。
「本件集団投資スキーム」	本トラストが投資することができる集団的投資スキームをいう。

「相手方当事者」	スワップ相手方当事者、または本トラストがサブ・ファンドのために、サブ・ファンドの勘定で金融デリバティブ商品および/または場合により資金調達投資の取引を行うその他の相手方当事者をいう。
「保管会社」	本サブ・ファンドの保管者としてのステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーをいう。
「保管契約」	受託会社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーの間で2018年10月30日付で締結された契約(およびその修正または補足)をいう。
「取引日」	申込に関しては、その後に続く2ニューヨーク営業日が東京営業日でもある各営業日および/または管理会社が随時決定するその他の日をいい、買戻しに関しては、翌ニューヨーク営業日が東京営業日でもある各営業日および/または管理会社が随時決定するその他の日をいう。
「取引期限」	本サブ・ファンドの受益証券の申込みまたは買戻しの申請に関して、本トラストが関連する申込日または買戻日(該当するもの)に関連する受益証券の申込みまたは買戻しを行うために、本トラストに代わり登録事務代行会社が当該申請を受領しなければならない日時をいう。詳しくは本書「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 1 申込(販売)手続等 (1) 海外における販売 申込手続」をご参照されたい。
「取締役」	管理会社の取締役をいう。
「販売会社」	本サブ・ファンドの販売者としてのJPモルガン証券株式会社をいう。
「賦課金および手数料」	サブ・ファンドに関して、当該サブ・ファンドの資産の当初取得もしくは増加、もしくは追加権利の購入、または受益証券の設定、発行、販売、交換もしくは買戻し、または投資の売却、購入もしくは一部解約に関連してか、または当該賦課金および手数料の支払義務のある取引もしくはディーリングに関し、もしくはそれに先立ち、もしくはそれに関連し、もしくはそれに起因し、もしくはその実行時に支払義務が発生し、もしくは発生する可能性のある証書その他のものに関してかを問わず、一切の印紙税およびその他の賦課金、税金、公租公課、仲介料、銀行手数料、為替スプレッド、利子、名義書換手数料、登録手数料その他の賦課金および手数料をいう。疑義を避けるために付言すると、申込みおよび買戻しの価格の計算時においては、差額準備金(純資産価額を計算する目的で資産が評価された価格と、当該資産が申込みの結果として購入され、買戻しの結果として売却される見積価格との差を考慮したもの)を含むが、これに限定されず、受益証券の販売および購入時に代理人に支払うコミッション、または関連するサブ・ファンドの受益証券の純資産価額を確定する際に考慮されることのあるコミッション、税金、手数料もしくは費用は含まないものとする。
「ERISA」	1974年米国従業員退職所得保障法(その後の改正を含む。)をいう。
「EU」	欧州連合をいう。
「ユーロ」	欧州連合加盟国の単一通貨をいう。

「FATCA」	米国外国口座税務コンプライアンス法(一般に「FATCA」と呼ばれる。)源泉徴収税とは1986年米国内国歳入法第1471項ないし第1474項(その後の改正を含み、以下「歳入法」という。)、その現在または将来の規制もしくは公式解釈、歳入法第1471(b)項に従い締結された合意または財政または規制上の法律、規則もしくは歳入法の当該項の適用に関して締結された政府間合意に従って採用された実務に従い課され、または徴収される米国連邦源泉徴収税をいう。
「金融デリバティブ商品」	金融派生商品をいう(店頭金融デリバティブ商品を含む。)
「FCA」	英国の金融行為監督機構をいう。
「資金調達投資」	金融市場商品、譲渡可能な有価証券、レポ取引、売戻条件付購入取引、スワップ取引その他これらに類する取引等の金融商品をいう。
「フル・ファンデッド・スワップ」	サブ・ファンドが取引開始時に1回限りの支払を行い、当該スワップのスワップ相手方当事者から裏付資産のパフォーマンスに連動した1回限りまたは複数回の支払を受領する店頭金融デリバティブ商品(スワップとして記録される。)をいう。
「当初発行価格」	サブ・ファンドの受益証券の当初募集が行われる際の受益証券1口当たりの価格(申込手数料を含まない。)をいう。詳しくは本書「第一部 証券情報 1 募集外国投資信託受益証券 (4) 発行価格」をご参照されたい。
「当初募集期間」	サブ・ファンドに関して当初発行価格でサブ・ファンドの受益証券の募集が行われる当初の募集期間をいう。詳しくは本書「第一部 証券情報 1 募集外国投資信託受益証券 (7) 申込期間」をご参照されたい。
「仲介人」	(a) 第三者のために投資事業により支払いを受ける業務またはそれを含む業務、または(b) 第三者のために投資事業において受益権を保有する者をいう。
「投資運用会社」	本サブ・ファンドの投資運用者としての日興アセットマネジメント株式会社をいう。
「管理会社」	本トラストの管理会社としてのJ.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドをいう。

「市場混乱事由」

本件スワップ取引に基づき、計算代理人の合理的な商業的意見において、以下のいずれかの事由が発生した場合をいう。

- (a) 本件スワップ取引の計算代理人が、本件スワップ取引の時価を計算し、公表することができない場合。
- (b) 取引所で取引されている参照資産またはその構成資産について、当該取引所またはその他により取引の停止または制限が課された場合。
- (c) 取引所で取引されていない参照資産について、店頭市場における取引の流動性が消滅した場合。
- (d) 参照資産については取引所で、または取引所で取引されていない参照資産については店頭市場で、一般にその取引を実行し、またはその時価を取得する市場参加者の能力を混乱させ、または損なう事由が発生した場合。
- (e) 予定されていたか否かにかかわらず、取引所が開かれなかった場合。
- (f) 予定終了時間前に取引所が終了した場合（実際の終了時間の1時間以上前に当該終了時間の繰上げが発表された場合を除く。）。
- (g) 該当する法域内の大手商業銀行の多数が、平日の予定営業終了時刻より前に営業を終了した場合。

取引時間の制限は、関連する取引所または市場の通常営業時間の変更が十分な事前通知をもって発表された結果行われた場合には、市場混乱事由を構成しない。

「最低追加投資額」

各受益者が（最低当初投資額を投資した後に）サブ・ファンドに投資することを管理会社が適宜要求する最低現金額、または場合により受益証券の最低口数（もしあれば）をいい、本サブ・ファンドの最低追加投資額は、Aクラス受益証券については10,000米ドル、Bクラス受益証券については1,000,000円である。

「最低当初投資額」

当初募集期間中（もしあれば）または当初募集期間後の申込日に、サブ・ファンドの受益証券に関する当初投資として各受益者が投資することを管理会社が適宜要求する最低当初現金額、または場合により受益証券の最低口数（もしあれば）をいい、本サブ・ファンドの最低当初投資額はAクラス受益証券については100,000米ドル、Bクラス受益証券については10,000,000円である。

「最低買戻金額」

常時買戻可能なサブ・ファンドの受益証券の最低口数または場合により最低価額（もしあれば）をいい、本サブ・ファンドの最低買戻金額はAクラス受益証券については10,000米ドル、Bクラス受益証券については1,000,000円である。

「最低保有条件」

受益者が常時保有しなくてはならないサブ・ファンドの受益証券の最低口数または場合により最低価額（もしあれば）をいい、常に最低買戻金額以上となる。本サブ・ファンドの最低保有条件は、Aクラス受益証券については100,000米ドル、Bクラス受益証券については10,000,000円である。

「金融市場商品」	通常金融市場で取引され、以下のすべての条件を満たす商品をいう(マネー・マーケット・ファンドの受益証券を含む。) (a) 流動性が高い、すなわち、7営業日以内に現在価値に近い価格で現金化できること。 (b) 常に正確に算定可能な価値を有すること。
「ニューヨーク営業日」	ニューヨークにおいて商業銀行が営業している日をいう。
「純資産価額」	本書「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (1) 資産の評価」に記載する方法に従い計算される、本トラスト、本サブ・ファンド、クラスまたはシリーズ(該当するもの)の純資産価額をいう。
「1口当たり純資産価格」	サブ・ファンド(または該当する場合には、当該サブ・ファンドのクラスもしくはシリーズ)の受益証券について、当該サブ・ファンド(または該当する場合には、クラスもしくはシリーズ)の受益証券に帰属する純資産価額を当該サブ・ファンド(または該当する場合には、クラスもしくはシリーズ)の発行済受益証券口数で除したものをいう。
「OECD」	経済協力開発機構をいう。
「募集」	サブ・ファンドの受益証券への申込みの募集をいう。
「普通決議」	本トラストもしくは関連するサブ・ファンドの受益者集会もしくは関連する受益証券に影響を及ぼす事項に関する集会のいずれか該当するものに出席し投票する権利を有する受益者の単純多数により、または本トラストもしくは関連するサブ・ファンドの受益証券の50%以上を表章する、受益者集会に出席し投票する権利を有する受益者の書面による同意により可決された決議をいう。
「店頭金融デリバティブ商品」	店頭取引金融デリバティブ商品をいう。
「PRA」	英国の健全性規制機構をいう。
「英文目論見書」	本トラストに関する英文目論見書(随時の修正および補足を含む。)をいう。
「買戻日」	サブ・ファンドの受益証券の買戻しが可能な関連する営業日をいい、本サブ・ファンドの買戻日は各取引日および/または管理会社が発行者に事前に通知の上随時決定するその他の日である。
「買戻価格」	本書「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 2 買戻し手続等」に記載のとおり、受益証券が買戻される価格(買戻手数料またはその他の手数料、費用もしくは税金の控除前)をいう。
「買戻代金」	本書「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 2 買戻し手続等」に記載のとおり、買戻価格から買戻手数料およびその他の手数料、コスト、費用、または税金を差し引いた金額をいう。
「買戻請求」	本書「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 2 買戻し手続等」に記載のとおり提出される、受益証券の買戻しの請求をいう。
「参照資産」	サブ・ファンドが本件スワップ取引を締結した場合において、当該サブ・ファンドが当該本件スワップ取引を通じてエクスポージャーを有する資産(受益証券、指数、金利、その他のレート、外国為替レート、ファンド、コモディティおよび/またはその他の種類の証券もしくは資産を含むが、これらに限定されない。)をいう。

「関連機関」	(a) EEA(欧州連合加盟国、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン)内で認可された信用機関、 (b) (EEA加盟国以外の)1988年7月のバーゼル自己資本比率規制合意の調印国(スイス、カナダ、日本、米国)内で認可された信用機関、または (c) ジャージー島、ガーンジー島、マン島、オーストラリアまたはニュージーランドで認可された信用機関
「シリーズ」	管理会社が設定する受益証券のクラスのシリーズをいう。
「特別決議」	本トラストもしくは関連するサブ・ファンドの受益者集会に出席し投票する権利を有する受益者により当該決議につき投じられた議決権総数の75%以上を構成する多数により、または、本トラストもしくは関連するサブ・ファンドの受益証券の75%以上を表章する、本トラストもしくは当該サブ・ファンドの受益者集会に出席し投票する権利を有する受益者の書面による同意によりそれ相応に承認された決議をいう。
「英債券」	英国の法定通貨である英債券をいう。
「本サブ・ファンド」	信託証書の条件に従い補遺信託宣言により設定された本トラストのサブ・ファンドであり、独立した別個のトラストを構成する、シリーズ2018 S&P 500ファンドをいう。
「申込日」	本サブ・ファンドの受益証券の購入が可能な関連する営業日をいい、本サブ・ファンドの申込日は各取引日および/または管理会社が受益者に事前に通知の上随時決定するその他の日である。
「英文目論見書補遺」	サブ・ファンドに関して、当該サブ・ファンドの受益証券に付随する権利を記載した英文の目論見書補遺をいい、英文目論見書の一部を構成する。
「スワップ相手方当事者」	JPモルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーションまたは本件スワップ取引のスワップ相手方当事者として投資運用会社が随時選任するその他の者をいう。JPモルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーションは、PRAにより認可されており、FCAによる規制およびPRAによる限定的規制を受けている。
「本件スワップ取引」	サブ・ファンドについて、本トラストのために、本トラストに代わり行為する投資運用会社とスワップ相手方当事者の間のフル・ファンデッド・スワップまたはアンファンデッド・スワップをいう。詳しくは本書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (1) 投資方針」をご参照されたい。
「東京営業日」	東京において商業銀行が営業している日をいう。
「譲渡可能な有価証券」	株式およびその他の株式と同等の証券、債券およびその他の形式の証券化された負債、ならびに申込みまたは交換により当該譲渡可能な有価証券を取得できる権利を伴うその他の有価証券をいう。
「登録事務代行会社」	本サブ・ファンドの登録事務代行者としてのステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッドをいう。
「本トラスト」	信託証書に従い設定されたアンブレラ型ユニット・トラストであるパッシム・トラストをいう。

「信託証書」	管理会社と受託会社の間で締結され、2016年4月26日付修正および改訂信託宣言により修正および改訂された2014年12月2日付の本トラストを設定する信託証書(随時の修正を含む。)をいう。
「信託期間」	信託証書の日付に開始し、当該日から150年間満了後の日から1日引いた日に終了する期間をいう。
「受託会社」	本トラストの受託会社としてのインタートラスト・コーポレート・サービスズ(ケイマン)リミテッドをいう。
「アンファンデッド・スワップ」	サブ・ファンドが定期的に支払を行い、スワップの満期日にスワップ相手方当事者から裏付資産のパフォーマンスに連動した現金支払を受領する店頭金融デリバティブ商品(スワップとして記録される。)をいう。
「英国」	グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国をいう。
「米国」	アメリカ合衆国、その領土および属領、米国の州、ならびにコロンビア特別区をいう。
「受益者」	受益証券の登録保有者をいう。
「受益証券」	信託証書に従い発行された、本サブ・ファンドの資産の受益持分を表章する無額面の受益証券をいい、受益証券の端数を含む。
「米ドル」	米国の法定通貨である米ドルをいう。
「米国人」	管理会社が別段の決定を行わない限り、1933年米国証券法(その後の改訂を含む。)に基づき公布されたレギュレーションSに規定される「米国人」の定義に該当する者をいう。
「評価日」	各営業日をいう。
「評価時点」	本サブ・ファンドの純資産価額が決定される各評価日の該当する時間であり、各評価日におけるニューヨーク証券取引所の終業時間または管理会社が決定するその他の時間をいう。

（訳文）

独立監査人の監査報告書

J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドのメンバー各位

財務書類の監査に対する報告

監査意見

J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドの財務書類に対する私どもの意見は、以下の通りである。

- ・ 2017年12月31日現在の当社の財政状態および同日に終了した年度における当社の損失について真実かつ公正な概観を提供している。
- ・ 英国において一般に公正妥当と認められる会計慣行（FRS第101号「開示減免のフレームワーク」により構成される英国会計基準および適用される法律）に準拠して適正に作成されている。
- ・ 2006年会社法の規定に準拠して作成されている。

私どもは、2017年12月31日に終了した年度における年次報告書（以下「年次報告書」という。）に含まれる、貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書および重要な会計方針の記載を含む財務書類に対する注記により構成されている、財務書類について監査を行った。

監査意見の根拠

私どもは、国際監査基準（英国）（以下「ISA（英国）」という。）および適用される法律に準拠して監査を行った。ISA（英国）のもとでの私どもの責任は、当報告書の「財務書類監査に対する監査人の責任」において詳述されている。私どもは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

独立性

私どもは、FRC倫理基準を含む、英国における財務書類の監査に関連のある倫理規定に基づき当社に対して独立性を保持しており、また、当該規定で定められるその他の倫理上の責任を果たしている。

継続企業の前提に関する結論

私どもは、ISA（英国）により報告を求められる以下の場合について、報告すべきものはない。

- ・ 取締役が財務書類の作成において、継続企業の前提により会計処理を実施することが、適切ではない場合。
- ・ 取締役が、財務書類の公表が承認される日から12か月以内の期間に、当社が継続企業の前提に基づいた会計処理を引き続き適用する能力について重要な疑義を生じさせ得る、特定された重要な不確実性を財務書類に開示していない場合。

しかしながら、将来のすべての事象または状況を予見することはできないため、当報告書は当社の継続企業として存続する能力を保証するものではない。

その他の記載内容の報告

年次報告書のうち財務書類および監査報告書以外のすべての情報は、その他の記載内容を構成する。取締役は、その他の記載内容に対して責任を有している。私どもの財務書類に対する監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって私どもは、当該その他の記載内容に対して、監査意見、または当報告書で明確に記載された範囲を除き、いかなる保証も表明しない。

財務書類監査における私どもの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または私どもが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか留意することにある。私どもは、明らかに重要な不一致または重要な虚偽記載を識別した場合には、財務書類の重要な虚偽表示であるのか、またはその他の記載内容の重要な虚偽記載であるのかを結論付けるための手続を実施するよう求められている。私どもは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私どもは、これらの責任に基づき報告すべき事項はない。

私どもは、戦略レポートおよび取締役報告書について、英国における2006年会社法が求める開示事項が含まれているかについても検討した。

また私どもは、ISA（英国）により、上記の責任および監査の過程において実施した作業に基づいて、以下に記載される特定の意見および事項を報告することが求められている。

戦略レポートおよび取締役報告書

監査の過程において行った作業に基づく私どもの意見では、2017年12月31日をもって終了した年度における戦略レポートおよび取締役報告書に含まれる情報は、当該財務書類と整合しており、適用法の要件に準拠して作成されている。

監査の過程で入手した当社の知識および理解ならびにその状況を考慮した上で、私どもは、戦略レポートおよび取締役報告書においていかなる重要な虚偽表示も認識しなかった。

財務書類および監査に関する責任

財務書類に関する取締役の責任

取締役の責任の記載に詳述の通り、取締役は適切なフレームワークに準拠して財務書類を作成し、当該財務書類が真実かつ公正な概観を提供するものであることを充足させる責任を有している。また取締役は不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために取締役が必要と判断した内部統制に対する責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、取締役は、当社が継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を有し、また、取締役が当社の清算もしくは事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

財務書類の監査に関する監査人の責任

私どもの監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を含む監査報告書を作成することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ISA（英国）に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

財務書類監査に関する私どもの責任の詳細については、FRCのウェブサイト
www.frc.org.uk/auditors_responsibilitiesに示されている。当記載は私どもの監査報告書の一部を構成する。

当報告書の利用

意見を含む当報告書は、2006年会社法第3章第16条に準拠して機関としての会社のメンバーのためにのみ作成されたものであり、その他の目的はない。意見を述べるにあたり、私どもが事前に同意書で明確に同意している場合を除き、私どもは、その他の目的に対して責任を負わず、また、当報告書を閲覧するその他の者または当報告書を入手する可能性のあるその他の者に対して責任を負うものではない。

報告を要求されているその他の事項

2006年会社法による例外事項の報告

2006年会社法に基づき、私どもは、以下に該当する事項がある場合、私どもの意見としてその報告を要求されている。

- ・ 私どもの監査に必要なすべての情報および説明を私どもが受領していない場合。
- ・ 当社が適切な会計記録を保持していない、あるいは私どもが往査をしていない支店から私どもの監査に対して十分な回答を得ていない場合。
- ・ 法で定められた取締役報酬の一定の開示が行われていない場合。
- ・ 財務書類が会計記録および回答と一致していない場合。

この責任に基づき報告すべき例外事項はない。

パオロ・トゥレー(上級法定監査人)

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピーを代表して

勅許会計士、法定監査人

ロンドン

2018年4月25日

注：この監査報告書の訳文は、英語で作成された原文監査報告書を翻訳したものです。訳文が原文監査報告書の内容を正確に表すことを確保するために相当な注意が払われていますが、情報、見解または意見のあらゆる解釈において、英語版の原文監査報告書がこの訳文に優先します。

[次へ](#)

Independent auditors' report to the members of JP. Morgan Mansart Management Limited

Report on the audit of the financial statements

Opinion

In our opinion, J. P. Morgan Mansart Management Limited's financial statements:

- give a true and fair view of the state of the Company's affairs as at 31 December 2017 and of its loss for the year then ended;
- have been properly prepared in accordance with United Kingdom Generally Accepted Accounting Practice (United Kingdom Accounting Standards, comprising FRS 101 "Reduced Disclosure Framework", and applicable law); and
- have been prepared in accordance with the requirements of the Companies Act 2006.

We have audited the financial statements, included within the Annual report for the year ended 31 December 2017 (the "Annual Report"), which comprise: the Balance sheet; the Income statement, the Statement of changes in equity; and the notes to the financial statements, which include a description of the significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK) ("ISAs (UK)") and applicable law. Our responsibilities under ISAs (UK) are further described in the Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements section of our report. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We remained independent of the Company in accordance with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the UK, which includes the FRC's Ethical Standard, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements.

Conclusions relating to going concern

We have nothing to report in respect of the following matters in relation to which ISAs (UK) require us to report to you when:

- the directors' use of the going concern basis of accounting in the preparation of the financial statements is not appropriate; or
- the directors have not disclosed in the financial statements any identified material uncertainties that may cast significant doubt about the Company's ability to continue to adopt the going concern basis of accounting for a period of at least twelve months from the date when the financial statements are authorised for issue.

However, because not all future events or conditions can be predicted, this statement is not a guarantee as to the Company's ability to continue as going concern.

Reporting on other information

The other information comprises all of the information in the Annual Report other than the financial statements and our auditors' report thereon. The directors are responsible for the other information. Our opinion on the financial statements does not cover the other information and, accordingly, we do not express an audit opinion or, except to the extent otherwise explicitly stated in this report, any form of assurance thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If we identify an apparent material inconsistency or material misstatement, we are required to perform procedures to conclude whether there is a material misstatement of the financial statements or a material misstatement of the other information. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report based on these responsibilities.

With respect to the Strategic Report and Directors' Report, we also considered whether the disclosures required by the UK Companies Act 2006 have been included.

Based on the responsibilities described above and our work undertaken in the course of the audit, ISAs (UK) require us also to report certain opinions and matters as described below.

Strategic Report and Directors' Report

In our opinion, based on the work undertaken in the course of the audit, the information given in the Strategic Report and Directors' Report for the year ended 31 December 2017 is consistent with the financial statements and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

In light of the knowledge and understanding of the Company and its environment obtained in the course of the audit, we did not identify any material misstatements in the Strategic Report and Directors' Report.

Responsibilities for the financial statements and the audit

Responsibilities of the directors for the financial statements

As explained more fully in the Statement of directors' responsibilities set out on page 8, the directors are responsible for the preparation of the financial statements in accordance with the applicable framework and for being satisfied that they give a true and fair view. The directors are also responsible for such internal control as they determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (UK) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

A further description of our responsibilities for the audit of the financial statements is located on the FRC's website at: www.frc.org.uk/auditors-responsibilities. This description forms part of our auditors' report.

Use of this report

This report, including the opinions, has been prepared for and only for the Company's members as a body in accordance with Chapter 3 of Part 16 of the Companies Act 2006 and for no other purpose. We do not, in giving these opinions, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

Other required reporting

Companies Act 2006 exception reporting

Under the Companies Act 2006 we are required to report to you if, in our opinion:

- we have not received all the information and explanations we require for our audit; or
- adequate accounting records have not been kept by the Company, or returns adequate for our audit have not been received from branches not visited by us; or
- certain disclosures of directors' remuneration specified by law are not made; or
- the financial statements are not in agreement with the accounting records and returns.

We have no exceptions to report arising from this responsibility.

Paolo Taure (Senior Statutory Auditor)
for and on behalf of PricewaterhouseCoopers LLP
Chartered Accountants and Statutory Auditors
London 25 April 2018

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本証明書付き写しは本書提出代理人が別途保管している。